

始



和十三年三月

382
146

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10
mm

產業調查第一輯

福井市立福井商業學校
產業調查室

特231
500



昭和十三年三月

業 調

查

第一輯



福井市立福井商業學校
產業調查室



業 調 査

昭和十三年三月



目 次

卷頭言	校長	田巻政憲	一
産業調査室の概況	教諭	石居岩雄	三
バルブの重要性と其の自給問題	五年	黒川實	七
人絹生地輸出解禁問題の展望	同	天方志津雄	
福井縣織物同業組合に就て	四年	梅田隆雄	
福井輸出人造絹織物工業組合	五年	倉橋健吾	三一
	同	中村照治	
	同	島田則男	
	同	加納文良	
	五年	定政進	五八
	五年	澤田嘉平	七八
同	柏木一郎		

卷頭言

校長 田 卷 政 憲

現下の非常時局に對處する爲めにはあらゆる人的及び物的の資源を開發し、以つて國家の最高目的に副ふ如く努めなければならぬものであるが、就中人の問題がより重要であつて國民精神總動員運動の企圖する所も正にこゝにありと思はれる。此度文部省に於ては實業教育振興委員會について「時局に對處すべき實業教育方策如何」との諸問を發したと傳へらる。その諸問に關する説明として「兎角從來に於ては產業界と教育界との間に連繫がとぼしかつたのでありますとしましてその結果教育により養成する者はその質に於て産業の實情に副はざる憾があつたことは事實であります。然しながら我國の產業が既に今日の如く高度の發達を遂げました情況の下に於てはあくまで產業發展の實情に即してその質に於て精銳なる人物を養成しなければ興隆やまざるわが國産業を負荷せしむることが出來ない状勢にあるのであります云々」と述べてゐる。

本校産業調査室はその規定中にも

調査研究に關し實際家との連絡及び協同なる項目を掲げてゐる如く既に學習せし教科書的智識を綜合して統制ある体形に整へしむる爲めには實業界の活きた材料を取得し來たりて以つて人材

人造絹織物の統制	五年三村甫	九三
某機業場の調査	五年齊藤莊十郎	一〇一
日本人絹染色聯合株式會社福井支店	五年林謙一郎	一三一
某染色株式會社	五年河井格治	一四六
撚絲に就て	五年小島國治	一五八
福井市商店街の調査	産業調査室係生徒一同	一七一
同 商店街小賣業者の構成	同	一八一
同 商店街以外の業者の分類	同	一八七
同 商店街小賣店の營業狀態	同	一九〇

を作り上げなければならぬ。

本校は産業調査室を中心として着々その實績を擧げつつあるものであるが先づ郷土關係の産業の實狀を調査しその正しき認識の下に出發して漸次その研究の歩を進め、延いては郷土産業の助長に資したいとも意圖してゐるのである。

こゝに發刊される機關誌はかゝる意味を持ち先づ福井縣織物に關する資料を主として蒐錄されてゐるもので質及び量に於て未だしき憾みあると雖もその教育的効果は期待されるべきものがあると思惟される。

産業調査室の概況

こゝに本校生徒の調査研究の一部を刊行するに際して本校産業調査室の事業の概況を述べたいと思ふ。

本校に於ては以前より主として郷土産業に關する調査研究等隨時行はしめてゐたが、産業調査室なる名稱の下に組織的に繼續的に調査研究を行はしめ、更に一般生徒に對し經濟界の實狀に對する認識を深からしめるが如き活動を開始したのは昭和十二年四月からである。其間こゝに正に一ヶ年。行つて來たあとを振り返つて見るも穴勝無意味でなからう。

一、商品見本の蒐集

- 1、人絹用バルブ原木、チップ及サルファイト
- 2、デニール別及生產會社別による人絹糸
- 3、人絹織物各種別反物、端切れ及見本帳
- 4、人纖糸及人纖織物
- 5、生糸及絹織物
- 6、綿糸及羊毛
- 7、染料及油脂

二、蒐集商品見本の陳列展示

本校講堂一部に備付けし陳列棚に右一に於ける商品見本を展示す。陳列に當りては各種糸及び織物を比較考察せしめ得るやう注意を拂ふ。凡そ一學期一回陳列替をなし其の都度生徒に説明を與ふ。

三、圖書雑誌パンフレットの蒐集保管並に利用

- 1、購入圖書 約三〇冊
 2、寄贈圖書 約五〇冊
 3、購入雑誌 一〇種
 4、寄贈雑誌 約四〇種

四、新聞切抜並にグラフの調製

第五學年及第四學年の係員をして交代に産業經濟一般及び郷土關係の新聞記事の切抜作業に從事せしめ、之を一定の分類別の下に保有戸棚に整理保有し、同時に切抜記事についての研究をなさしむ。

産業關係グラフの調製は適宜行はしめてゐる。尙必要記事並にグラフは掲示板に掲示し一般生徒に閲覽せしむ。

現在切抜をなせる新聞左の如し。

中外商業新報
大阪朝日新聞
大阪毎日新聞
福井新聞

五、福井市商店街の調査

本市に於ける商店街左記十ヶ所の小賣商の實狀を調査す。右は本校第四、五學年生全部を動員して行ひたるものにして右調査の結果の整理統計等は本調査室所屬職員生徒之に當る。

1、松本通り 2、吳服町通り
3、本町通り 4、片町通り
5、驛前通り 6、驛前南通り

7、城之橋通り 8、新橋通り
9、毛矢町通り 10、久保町通り

六、福井市を中心とする織物商機業家の調査

本年度夏季休暇中に於ける課題として第四、五學年生をして行はしむ。

以上列舉した如き事業を行ひ來たつたのであるが、こゝに發表することになつたものは右事業の中ほんの一端に過ぎないのであつて夏期休暇中に調査した織物關係の内の數篇と調査室係の生徒の新聞記事を主にした研究二、三篇と及び福井市内商店街に關する統計表とを擧げ得たに過ぎない。蓋し費用其他の關係上已むを得なかつたのである。

然しながら以下掲ぐる調査は我が福井縣の織物特に人絹織物に關するものを主にし、それを以てこゝに創刊號となし得たことに對しては聊か異色あるものと信ずるものである。

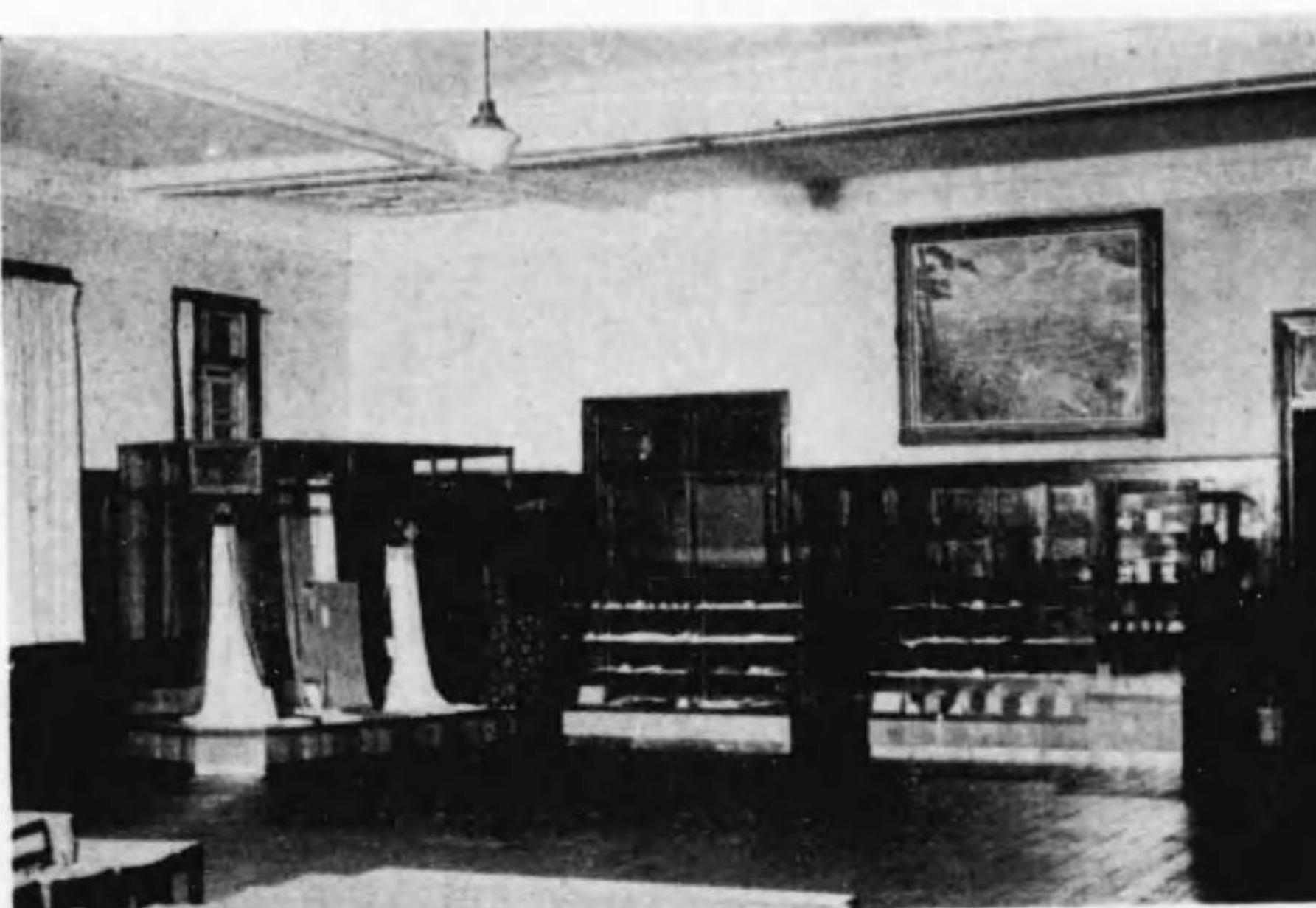
本調査室は以上行ひ來たつた事業によつて知り得る如く産業に關する調査研究をなし併せて郷土産業の助長に資する足以目的となし、この目的達成の爲めには關係職員及生徒の眞摯な努力を必要とするものであつて、事業開始早々にも拘らず係生徒諸君は殆んど毎日居残つて調査研究其他本室事業を遂行する爲めに懸命の努力を傾けて與れたのである。之等諸君の努力がやがて大きな成果となつて實を結んでもくることだらう。今後を期待して可なりと思ふ。

次に本調査室の爲めに商品見本を提供して下さつた方面及調査の爲めに種々の便宜を與へられ又御指導を賜はつた方々に對しこの紙上を借りて感謝の意を表したい。殊に本誌原稿に對し各方面の御助力を辱うし其上貴重なる資料を頂いたことを重ねて御禮申し上ぐる次第である。

尚こゝに掲げたものは皆生徒の研究調査になるもので種々の御便宜を與へられたにも拘らず其の調査範囲も狭く、考究の不徹底なる個所も多々あることゝ思ふ。今後とも各方面の御同情ある御援助を御願ひして編輯者の言葉を終りたいと思ふ。最後に本誌挿入する所の寫眞は本校寫眞部員の撮影になるものにして併せてその勞を謝するものである。(石居岩雄)



室 檢 調 業 產



室 示 展 產 物

昭和十二年度産業調査室係員

同 同 同 同 同 同 四 同 同 同 同 同 同 同 同 五
年 年

島 倉 中 黒 柏 淡 天 加 廣 梅 長 高 小 市

村	柳	山	谷	田	岡	納	方	木	川	橋	田
川											
健	鼎	又	隆	佐	文	津	一	照	健	則	
二	介	男	忠	正	良	雄	實	治	吾	男	

バルブの重要性と其の自給問題

五年 黒川
四年 梅田志津雄 實
同 同

一、緒言

昭和十二年度の我が國のバルブ輸入額は一億圓以上にもなつた。主として人絹バルブであるが製紙バルブも相當に買入された。併して事變下の今日我が國に於ける羊毛、綿花の生産殆んど無く僅かに朝鮮、満洲に少量の產出あるに過ぎず、被服原料は甚しく缺乏状況を呈してゐる。従つて人絹バルブ事業と云ふ事が益々耳うるさく云はれる世の中となつた。其の半面今日の文明がその大部分が紙に負ふことは争はれぬ事實であり、紙の消費量は、その國に於ける文化發達の程度を如實に示すとさへも云はれてゐる。人絹の需要も紙の需要も毎年激増するばかりで、もしこの儘放任し置いたならば今後バルブ輸入は數億圓にもなるであらうと豫想される。之では我が國際收支の悪化が思ひやられる。

世界大戰中獨逸が棉花羊毛の被服原料缺乏に困窮せしこと、又伊太利と同様棉花羊毛の纖維原料に恵まれず、其の代用品としてステーピル・ファイバー工業が發達したのであるが、纖維原料に於て兩國と事情を同じうする帝國がステーピル・ファイバー工業に注目するに至つたのは全く自然が然らしめるものにして、特に羊毛の一大輸入先なる濠洲の日本に對する關稅引上に依つて更に益々ステーピル・ファイバー工業に拍車をかけるに至つたのである。我が國のみならず、現在人

造織維の生産は世界を通じて急速に進展しつゝあり、随つて之が原料たるバルブの需要は更に増大し、こゝにバルブがその重要さを一段と増して來た所以である。

二、世界に於けるバルブ生産状況

最近世界のバルブ工業が著しく躍進してゐることは前に述べた所であるが、今その後を尋ねて見るに、先づ紙が改良發明されたのは支那後漢和帝の時代蔡倫なる人であつたと専ら噂されてゐるが、此れは今日より約二千年も昔のことである。機械的に製造されるに至つたのは千七百九十余年年前ルイス・ロバートが抄造機を發明したものであるが、當時は勿論幼稚なる發明に過ぎなかつた。今日のバルブ工業となつたのは碎木バルブが千八百四十年、亞硫酸バルブが千八百六十八年、ソーダ法が千八百四十六年、硫酸鹽法が千八百八十四年に創始されて今日に至つたものである。

最近の生産額を示すと（単位千噸）

年 度	(化學的バルブ)	(碎木バルブ)	(合 計)
一九一三	四、五〇〇	三、九八三	八、四八三
一九二三	六、〇九〇	四、七二〇	一〇、八一〇
一九一四	六、五九〇	五、一九〇	一一、七八〇
一九一五	七、一〇〇	五、五一〇	一二、六一〇
一九一六	七、八五〇	六、〇四〇	一三、八九〇
一九一七	八、三九〇	六、一六〇	一四、五五〇
一九一八	八、七八〇	六、四八〇	一五、二六〇
一九一九	一〇、〇一〇	七、一一〇	一七、一二〇

年 度	(一九二九)	(一九三〇)	(一九三一)	(一九三二)
一九三〇	九、七〇〇	六、九七〇	一六、六七〇	
一九三一	八、八〇〇	六、三八〇	一五、一八〇	
一九三二	八、三三〇	五、八九〇	一四、一二〇	

（以上数字は中外商業新聞に依る）

即ち千九百二十九年が最高であるが最近の生産額も千四百萬噸乃至千六百萬噸以上となつて居るらしい。以上の如く表に現はれたバルブ原料は大部分木材であつて、木材以外のボロ、藁類は數パーセントに過ぎない。バルブの種類中化學バルブが五割八分、碎木バルブが四割二分の割合となつており、一概に化學バルブと云つても大部分は亞硫酸バルブである。次に世界に於けるこれらのバルブ生産國を見るに（単位千噸）

國 別	年 度	(一九二九)	(一九三〇)	(一九三一)	(一九三二)	(一九三三)
北米合衆國	三、七六八	四、二〇〇	三、四一〇	三、四一〇	三、九二七	
加 奈 陀	五、五四五	三、二一八	二、八一五	二、二六三	二、六七一	
瑞 獨	二、五四〇	二、四三一	二、一八九	一、九九六		
ノルウエイ	二、〇五六	二、〇〇五	一、八二九	一、六四二	一、六七〇	
日本	一、四八七	九三二	五五九	一、三一五		
フインランド	六一九	六二六	五六七	五五一		
ロ シ ャ	五八四	六三四	六六二	六二〇		
オーストリア	三一八	三一六	四〇一	八三一		
		三一六	二八三	三九五	四三三	三一〇

以上の如くなつており、米國が第一位で世界バルブ生産額の四分の一をも占め、カナダ、瑞典、獨、諾、芬、日の順序で日本は第七位、世界生産額の僅かの二五分の一に過ぎない。

三、人絹バルブの生産状況

今世界に於ける人絹製法の種別を列舉すれば

- 1、ヴィスコース法
- 2、醋酸纖維素法
- 3、酸化銅アムモニア法
- 4、硝酸纖維素法

等がその主要なもので、この内にて最も多量に生産されるのはヴィスコース法にして新興しつゝある醋酸纖維素法及び酸化銅アムモニア法に徐々と蠶食されつゝある、硝酸纖維素法は人絹の元祖であつたが、硝酸纖維素を製造するため相當分解し硝酸基を脱硝して再生纖維素にする際に分解するために世界市場からノックアウトされてしまった。我が國に於ける人絹はヴィスコース法と酸化銅アムモニア法の二つで大部分はヴィスコース法であるが、此等兩法に於ける纖維素の原料はヴィスコース法では木材バルブであるが、酸化銅アムモニア法は綿及びリントである。人絹に類したものにはステープル・ファイバーがあり、これも木材バルブを原料として居る。この兩法に於ける人絹には夫々特長がある、即ち酸化銅アムモニア法は纖細美麗である。随つて高價であり、ヴィスコース法は酸化銅アムモニア法のデニール（纖度）に及ばないが安價に製造せられる。最近ではヴィスコース法も餘程デニールが小さくなつて居る。我が國に於けるヴィスコース法

人絹バルブ製造工場は從來樺太野田工場のみであつたが其の後泊居工場も改造されて人絹バルブを製造してゐるが、その生産高は

昭和七年	二、三〇〇噸
同八年	七、二〇〇噸
同九年	一七、一六〇噸

(中外商業新報紙)

以上の如くなつて居り、昭和九年度に於ける人絹バルブ生産高は需要高の二割に過ぎなかつた。併し昭和十年に至りて兩工場の擴張計畫完成し泊居工場二四、〇〇〇噸、野田工場一二、〇〇〇噸合計三六、〇〇〇噸の年産と數香の人絹バルブ工場三、四萬噸、總計八、九萬噸のバルブが樺太にて生産され昭和十一年度に於て本邦人絹用バルブの需要高は十八萬乃至廿萬噸であつた。昭和九年國產バルブの二割に比すれば十一年は五割に増加してゐるがまだ半分は海外に仰がねばならないといふ状況だ。

滿洲國では東滿洲バルブ（大川系）共榮企業（王子系）滿洲バルブ工業（岸紡系）日満バルブ（日毛、東紡系）が人絹バルブ製造を企圖してゐる。

滿洲の森林は軍部の庇護の下に運搬設備及び匪賊の討伐などが講ぜられるに至つたから近き将来に人絹バルブの自給に達せんことを望んで止まない。

而して世界恐慌に依る生産減少の底を示したのはバルブ紙と共に一九三二年即ち昭和七年であつたから例へば同年の生産高を一〇〇としてその後の回復状況を觀察するのにバルブの生産増は人絹の生産増より遅れてゐる。三三年と三四四年に對してバルブは一三二に止まつてゐる。バルブ供給の不潤澤状態はこゝに明示してゐるのである。

今世界バルブ及人絹生産指數を表記して見れば左の様になる。

(年 度)	(バルブ)	(人絹)
一九三二	一〇〇	一〇〇
一九三三	一一二	一〇一
一九三四	一二五	一二二
一九三五	一三二	一三四
一九三六	(一四〇)	(一四五)

(備考) 同表は東洋經濟新報による
(註) 三年の指數は推計である

以上の如くになる。

四、人絹・バルブの需給

本邦に於けるバルブの消費量は逐年増加の一途を辿つてゐることは云ふに及ばない事實である。製紙用は言ふ迄もなく人絹、ステブル・ファイバ、セロファンの原料としてその用途は益々廣くなり需要も亦旺盛である。随つて今後の供給力は益々以つて問題となりつゝあるが最近は木材バルブの世界的拂底に依つて紙價は未曾有の暴騰を來し更に入絹及人造織維工業の發展に極度に暗影を投げる様になつて來たことは周知の通りである。併し茲では製紙用バルブは別として人絹バルブの需給について述べよう。

我が國に於ける人絹バルブの需給は勿論人絹製造工業の消長に左右されてゐる。人絹工業が確固たる地盤を我が産業の中に占めるやうになつたのは、僅かこの十年來のことである。就中昭和六年の金再禁止以來俄然勃興したことは人のよく

知る處であつて、この趨勢を人絹生産高の上に求むれば未だ昭和元年の生産量は二千噸臺に止まつてゐたが爾來逐年増加して昭和六年には早くも二萬噸臺に上り、僅か五年間に十倍増を示してゐる。而も六年十二月の金再禁止を楔機とする人絹織物の激増に對應して人絹生産量は急角度の上昇を示し、八年には四萬噸臺を出現し更に十年には八年度の二倍以上の十萬噸といふ驚異的生産量を呈し、更に昨十一年度は十二萬三千噸を生産するといふ有様である。昭和十二年七月六日大朝記載によれば

「昭和十一年度の本邦木材バルブの需給實績は前年に比して（昭和十年）製紙用で三バーセント、人絹用で三九バーセントそれ／＼増加したが、これは最近の記録たる昭和七年に比較し實に七三バーントの増加である。しかし生産が需要の増大に追隨し得ない結果海外依存度は連年高くなり本年の如き（昭和十二年）製紙用八十一萬噸、人絹用五萬七千噸の生産豫想に對し輸入が四十五、六萬噸と推測され國際收支均衡化の建前からその成行は重大視されてゐる。詳細左の如し。（単位トン）」

(昭 和 年 度)	(生 产)	(輸 入)	(海外依存度%)
十 年 人絹用	三三、四三五	一二六、三五一	二六・二
十一年 同	五五、二〇九	一六九、四一二	二七・四
十二年 同	五七、〇〇〇		

(備考) 十二年度は豫想、海外依存度は生産と輸入より輸出を排除した需要高を以て輸入を除したもの、輸出は十年

以上の如く農林省發表となつて現はれてゐる。」

此れに依れば生産は前年（十一年）に比し増加したが一方輸入は人絹バルブ十六萬九千噸で之亦著しい増加であつた。次に人絹用バルブの各年度別に生産、輸入状況を比較して示すと次の如くなる。（単位噸）

(昭和年度)

(生産)

(輸入)

(合計)

四	一、五〇〇	二〇、六九三	二〇、六九三
五	二、三〇〇	二一、一二五	二一、一二五
六	一六、一九五	一六、一九五	一七、六九五
七	三一、二〇三	三一、二〇三	三四、八〇三
八	四七、九五五	四七、九五五	五三、八五五
九	七、二〇〇	七、二〇〇	一二〇、〇九二
十	一七、一六〇	一七、一六〇	一二六、三五一
十一	三三、四三五	三三、四三五	一五九、七八六
十二	五五、二〇九	五五、二〇九	一二四、六二一

となる。此れに依りても人絹バルブの不足益々増大することが明瞭である。

十一年度の供給高は生産が五萬五千噸、輸入が十六萬九千噸、合計二十二萬四千噸であるが某所の調査に依ると十一年度の人絹バルブの消費高は次の如くであると云はれる。(単位噸)

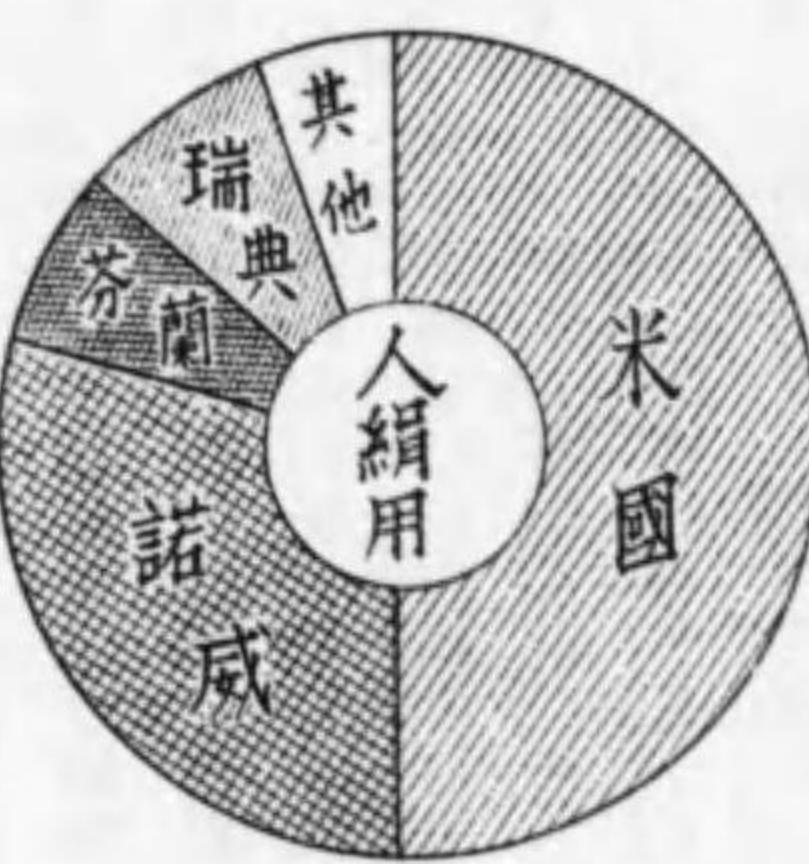
人絹	一六四、〇八一
ステーブル・ファイバー	二六、九五四
セロフアン	四、二九〇
計	一九五、三三五

以上人絹バルブの供給高が精確に分る様になつたのは昭和十年からである。生産高は九年以前は試験的操業に属するから推算である。

同じく十一年度に於ける人絹用バルブの輸入を國別にして示すと(単位噸)

米國	八七、五六七	加奈陀別	一、七一四
米諾	五〇、二四二	チエツコ	一、六九二
瑞蘭	一〇、九二〇	獨逸	四九
芬蘭	一七、三三八	其ノ他	
合計	一六九、四一二		

之をグラフで示すと



即ち米國よりの輸入が最も多く其の他の供給國も製紙用バルブと略同じである。換言すれば米國五二%、諸國三〇%、芬蘭は一〇%を占め其他が加奈陀及チエツコである。米國は我國へのバルブ供給國として最も重要な國である。昭和十一年度に於ては製紙用、人絹用合して輸入バルブの四七%を占めてゐる。

尙某氏の推算に依れば五年後に於ける人絹バルブ需要量は人絹工業に於て二十八萬六千噸、ステーブル・ファイバーに

於て二十五萬二千噸、セロファンに於ては一萬二千噸、合計五十五萬噸と豫想されてゐる。

五、人絹バルブ生産會社の動向

我が國で人絹バルブの製造を始めたのは昭和三、四年頃、國産の人絹バルブが市場に現はれたのは昭和六年だ。舊樺太工業は早くから人絹バルブにつき研究を重ね樺太の泊居工場を製紙用バルブ工場へ轉換せしめ先づ試験的に人絹用バルブを生産せしめた。次に王子製紙會社の野田工場で既に昭和六年には一千五百噸を市販してゐる。併して九年度には兩工場で一萬七千噸を生産した。その後王子製紙の資本によつて子會社として日本人絹バルブが設立され、同社の敷香工場は昭和十年六月から操業を始めるに至り同年の我人絹バルブ生産高は三萬三千餘噸で我が國の人絹バルブも漸く本格的となつて來た。十一年には全運轉を行ひ前掲の泊居、野田、敷香の三工場の生産量を合すると國產バルブは約五萬五千噸が供給せられる様になつた。從つて國產人絹バルブは總て王子製紙の手によつて生産されたものであり、王子がその豊富な経験と綿密な研究により如何に斯界をリードしてゐるか窺はれる。而も王子製紙は樺太のみに止らず、朝鮮、滿洲にも手を伸ばし十年四月北鮮製紙化學工業株式會社を創立し朝鮮材を原木として人絹バルブの製造に邁進し既に十一年十一月より人絹バルブを供給してゐる。この北鮮製紙化學工業株式會社の吉州工場（咸鏡北道）は十一年は一ヶ月餘操業したのみであるから吉州工場の人絹バルブ生産は八百八十噸程に過ぎなかつた。十二年は二萬二千噸を豫想されてゐる。國內人絹バルブ生産高を單位噸にして示せば左の如くなる。

(年 度)	野 田 工 場	王 子 製 紙	泊 居 工 場	敷 香 工 場	朝 鮮 吉 州 工 場	計
七 年 年			三、六〇〇 (兩工場共)			三、六〇〇
八 年 年			五、九〇〇 (兩工場共)			五、九〇〇
九 年 年	八、〇九九	九、〇六一				

十 一 年 年	一三、〇六九	九、四七七	一〇、八八九			
十 二 年 年(推定)	九、三〇八	一一、八二一	三三、二〇〇	八八〇	五五、二〇九	
			三五、〇〇〇	二二、〇〇〇	五七、〇〇〇	
						一七、一六〇

その後同會社は更に滿洲のバルブ事業にも關係し十一年大東バルブを創立し、大川系の東滿洲人絹バルブ、川西系の東洋バルブとの合同を策したが、滿洲國の獨占拒否に會つて一應頓挫の形となつた。そこで王子は日滿バルブを創立し、單獨で滿洲材による人絹バルブ製造に着手したが、工場は未だ竣工せず、操業は本年の春と推測される。然るに最近に至り王子と資本提携を結ぶ筈であった東洋バルブが株式交換の點で王子と袂を分ち三菱製紙と提携するに至り、又東滿洲人絹バルブは鐘紡系東洋バルブに合併され寺田系の滿洲バルブ工業又早くより三菱と結んでゐること等から、王子の滿洲バルブ界に於ける地位は稍々退陣の形となるに至つた。然るに王子は突如山陽バルブ工業の創立を發表し、この頗勢を挽回せんとする勢を示した。今日本人絹バルブ、北鮮製紙化學、日滿バルブ、山陽バルブ工業の四工場につきそれらの現状の概況を述べよう。

一、日本人絹バルブ

創 立 立	昭和七年四月
資 本 金	二千萬圓（全額拂込済）
所 在 地	樺太敷香郡敷香町
生 产 能 力	人絹バルブ クラフト・ペーパー 二萬噸
原 料	樺太材（エゾ、トド松）

二、北鮮製紙化學工業	主 社 長 高島菊次郎	王子證券（殆んど全額）
創立	昭和十年四月	
資本	二千萬圓（半額拂込）	
所在地（工場）	朝鮮咸鏡北道吉州郡英北面 人絹バルブ二萬二千噸	
生産能力	朝鮮唐松（落葉松）、唐檜等 王子證券、東拓、鮮銀、殖銀、漢城銀行等	
原大社	株主 長 藤原銀次郎	
三、日滿バルブ	昭和十一年八月	
創立	一千萬圓（半額拂込）	
資本	満洲國吉林省敦化（本社は新京）	
所在地（工場）	人絹バルブ（豫定）	
生産能力	初年度 一萬噸 二年以降 一萬五千噸	
原大社	株主 長 操業開始豫定日	
四、山陽バルブ	昭和十二年五月	
創立	二千萬圓（四分の一拂込）	
資本	山口縣玖珂郡麻里布町 (豫定) 人絹バルブ二萬二千噸	
所在地	内地材、北樺太材、加奈陀材、南洋材	
生産能力	昭和十三年夏	
原大社	株主 長 高島菊次郎	
操業開始豫定日	王子證券	

六、人絹バルブの自給策

最初に倉敷紡織常務として人絹事業に携りその後、退いてバルブ問題研究に没頭國策の解決に真摯な努力をつゞけて居られる菊地寅七氏筆の昨年六月十七日大毎記載の文を轉記して見ると、

近衛内閣閣開當時、吉野商相、賀屋藏相が發表した共同聲明は廣い意味で財政經濟政策の基調をなすものと見られ、これが具體案の作成には政府各部門の協力を要するため、企畫廳より提議してこれを政府の重要政策と決定し、關係各省においてこれが對策を考究することに正式承認を求むる閣議が十五日開かれ、幸ひにしてその正式承認が成立したが、いはゆる三大政策の具体的對策の確立ならびに實現にはかなりに困難な問題が伴ふことゝ思ふ。しかしかゝる國家の大

策は各方面達識の士に依つて追々具體化せらるゝことゝなるべく、いはゆる庶政一新の實質をなす國家の財政經濟政策もその内には實現の緒につくことであるから、われく庶民は手を繋して、その具現を待つべきものであらうが、たゞ過去一年にわたる余の實驗から見ると、政府當局の實行力に甚だ疑問を挿まざるを得ない。現にこの共同聲明を發表した吉野商相が、その當時次官たりし時の商工省は、これを看板に掲げて纖維原料自給策の確立を高唱しながら、具體的には一舉手一投足の勢さへ敢てこれをなす勇を缺いてをつたようと思ふ。愚昧の吾等又何をか言はんやと引き下るのが當然であらうが、已むに已まれぬがこの疑惧の念を去ることが出來ない。バルブの自給問題について一言紙面を汚すゆゑである。

バルブ輸入に關しては爲替統制から人絹業者と大藏省との間に押問答が行はれ、人絹業者は明年度の需要豫想額として三十六萬トンの輸入を要求することになったさうである。

製紙用バルブの需要も甚だ旺盛であつてこゝ一、二年内には百萬トンを突破するであらうから、こゝ四、五年間の對策としては兩種バルブ併せて少くとも百五十萬トン程度を標準とする必要があるようと思ふ。しかるに昭和十一年に於ける内地バルブの生産額は製紙人絹兩種を併せて八十萬トン、この原料として使用したる原木は九百二十萬石、昭和十年バルブ生産額七十五萬トン、使用原木九百萬石である。昭和十一年におけるバルブ原木と看做さるゝ樺太および北海道の針葉樹伐採量は未發表で不明であるが、昭和十年度の伐採丸太量は、樺太一千四十萬石、北海道八百萬石、合計一千八百四十萬石である。従つてこの數字から見てもこれら針葉樹が全部バルブ原木として使用せられると、バルブ百五十萬トンは出來る譯で、現在の年額二十七萬トン乃至三十二萬トンの輸入が不要に歸するのみか、こゝ四、五年の自給標準は十分これを充すことが出来るはずである。併し木材需給の實際は直に他種用途を潤葉樹その他の樹木をもつてこれにかへる譯には行かぬから、この代置作用は順次これを行ふことゝしてバルブ原木はこの際思ひ切つて北海道において増伐して貰ひたいといふのが余の主張である。

樺太林政當局は從來の濫伐の弊を矯め現蓄積量五億石を自然更新によつて維持するために年伐採量を九百萬石に低下せんとして、こゝ三、四年努力せられ、はゞその目的を達せられた。

荒廢の植林ならびに自然更新を植林輪伐にかへることにより將來相當量の伐木増進を期待し得べきも差當つて或はやむを得ざることゝと思ふ。たゞしその大部を輸入に待つ高價の人絹用バルブ製造の能力を樺太所在の製紙工場において、なほ年額六、七萬トンの餘裕を有するに拘らず、原木拂下の各月に捉はれ、頑としてその轉用を許さゞるが如きは、いはゆる三大政策の何れの項目より觀るもこの際肅然これを更めてしかるべきであらう。

しかるに北海道はその事情が甚だ前者と異なるものがある。樺太においてはその伐採量の約三分の一がバルブ原木となつてゐるが、北海道に於ては僅かにその五分の一が原木として使用せらるゝに過ぎない。

北海道の針葉樹蓄積量七億二千萬石で樺太の約一倍半に達し、潤葉樹また十三億餘石である。大體觀測として樺太の消極的伐採方針によるも、なほ針葉樹千三百五十萬石は年々伐採して差支ないわけである。即ち現伐採量八百萬石に比し五百五十萬石の餘裕がある。これを假りに人絹用原木として拂下げることになると原木使用量一トン當十七石として三十二、三萬トンの生産が可能となり、昨昭和十一年の輸入額十七萬トンは優にこれを補填することが出来る。しかも北海道においては青トドの植林可能なることを多年の苦心によりて確認し、現に年々七千町歩の植林を行つてゐる。その施業可能林と認むる國有林野百六十萬町歩に對し、現在の七千町歩を四倍となし、五十年間にこの植林を完成するものとすれば、五十年後には立木年額一億石、原木五、六千萬石の伐採は可能となり他の用途を考慮に入るゝもなほ年額二百五十萬トン乃至三百萬トンのバルブを生産することが出来るのみならず、今後經過的に必要な原木の伐採量は、あへて前述の四百萬石のみに限る必要なく、バルブ製造工場の發展に伴ひ十分なる供給をなすに何等の差支がないはずである。況んやトド松の植林においてはその間伐材なる樹齡二十五年乃至三十年のものが人絹用バルブ原木として最も優良なものなるにおいてをや。

この理論に對しては當局においても大所高所より見て異論がないようである。たゞし北海道材をもつて生業とする道内外の挽材屋の苦情に手を焼くことを處れてゐるものと考へられる。しかしこれは國策として實行する時何等の障害がないと思ふ。潤澤に保有する潤葉樹を増伐してこれに與ふることも一策であらう。素人の吾人が考へてもさしたる困難なき國策の實行、しかも纖維原料自給上最も容易にして實行し易きもの、調査研究に當り、看板を掲げてしかも他省と交渉することさへ躊躇するのは商相が次官當時の商工省であつた。農林當局は行政機構上北海道、樺太には手が出ぬ。その當時問題にした東北振興策としてのトド松植林のみがわれゝとして考慮する多少の餘地あるに過ぎずといはれた。何處を見渡しても、その是非善惡を検討し、いやしくも國策として是なるものあらば、國家最高の行政機關としてその重要政策と確認する以上從來のようなことが萬々あるまいとは思ふが、この点甚だ心もとない感がないでもない。

東北振興會社が電力の擴充に日もこれ足らざることも結構であるが、產業は田や畑を作ることを止め荒漠たる原野に工場を作ることのみが振興でもあるまい。東北の氣候風土に適した大林業、農業の振興を計ることも當然その責務である。青森、岩手には自然生のトド松も見かける様と思ふ。少し北海道についてトド松の植林でも研究し、東北の適地にこれを實行することも對策の大なるものではあるまい。

以上の如く述べてある。

此によりて見れば北海道植林政策樹立で懸案は譯けなく解ける模様であつて商工省では昨年概略左表の如きバルブ増產計畫試案を作製したと述べられる。(單位千噸)

	十二年生産高	増 木材バルブ	產 其他バルブ	十七年生産高
樺 太	四一五			五五
				四七〇
北海道	二松〇	三〇〇		五三〇
内 地	一九〇	八〇	八〇	三五〇
朝 鮮	三七	一三	一〇〇	五〇
臺 湾	一三	一七七	一一〇	三〇〇
滿 洲	八八五	六二五	二九〇	一、八〇〇
合 計				

一方民間側に於ても北海道國有林増伐材を原料に豫定するバルブ増產案がある。即ちトド、エゾ松年額五十萬石の供給を得、人絹バルブ年產三萬噸の工場を建設すると云ふのが東洋紡、日本レイヨン、倉敷絹織、東洋レーヨン、錦華人絹、福島人絹、日東紡等七社側の計畫であつてその爲めに取り敢えず資本金二千萬圓のバルブ製造會社を設立し、原木拂下の増量せらるゝに従つて増資、増設する豫定だと云ふ。この問題は既に人絹聯合會に於て大休意見一致し、十一年に關係官廳に陳情せし案であつて、問題の急迫化につれ、より具体化した運動が續けられてゐる。

七、人絹バルブの輸入統制

人絹工業の躍進に對して我が國の人絹バルブ生産力は遲々として進捗を見ず爲めに我が人絹工業が發展すればする程、バルブの對外依存性は高まるといふ結果になつてゐる。バルブは棉花の如き農產物と異り、其の生産地は世界各地に分散せず北米、北歐の數ヶ國に偏倚し而も其の生産量は此等諸國の生産力に依つて限定せられてゐる、更に歐洲、北米の諸國は大なるバルブ消費國であり、其の人絹工業が發達すればする程輸出餘力を減少し、相場は昂騰せざるを得ない。従つて我が國の如くバルブ供給力の低い國は相場の騰貴と供給の減少による操業の支障を避ける爲めに充分餘裕を見た在荷を持つ必要がある。かうした豫備原料の手當は政府筋には思惑と見做され勝ちなのであるが世界的にバルブ飢餓が訴へられ、

生産國の一部には積止めの策に出づる氣配きへあると傳へらるゝ今日、輸入統制に當つて政府としては此の間の事情を良く理解する處がなくてはならない。政府の輸入統制強化に關聯して當業者は夙に其統制の方法に就き案を練つてゐたが、輸入權の歸屬問題を繞つて輸入業者と消費者との意見對立し幾度か紛争を重ねたが、當業者も時局の趨く處を察し、政府の意を容れて圓満なる協調に達し統制に當ることに決した。即ち輸入業者を代表する人絹バルブ同業會と消費者團體たる日本人絹聯合會、日本ステーブル・ファイバー同業會とを以つて、人絹バルブ輸入統制協會が結成され、今後人絹バルブの輸入統制は總て此の協會を通じて行ふことになったのである。此の統制協會の規約によつて統制の方法を見るに人絹バルブの輸入數量は統制協會と政府と協議の上決定することゝし、其の輸入數量は、一括して統制協會に許容せられ、會員個人には割當てられぬ事になつてゐる。

輸入數量の決定は統制上最も重大なる事項であつて、慎重なる態度と正確なる判断とを以つて、之れに當らねばならぬ。此れが爲めには直接斯業の經營に從事し事情に通曉せる當業者の意見を徵する事は絶体に必要であつて、政府の獨斷的な査定のみに頼る事は發展途上にある人絹人織工業の活動を阻害し、順調なる輸出伸張を萎縮せしむるやも計り難い。實際問題として見解の相違から當業者の要望は完全に満足せしめられる事は稀れであつて、實際の許容量は當業者の希望數量より少くなる事であらうが、人絹人織工業の我が國際貿易上の地位を考へるならば適當なる原料の輸入制限によつて其旺盛なる發展を創ぐが如き事無き様業者の意見を充分尊重すべきである。

輸入數量を個人的に割當てず一括して協會へ許容せる事は過去の實績に基く輸入業者個人割當が既存の輸入業者に一種の特權を與え、消費者の不利益となる事を防ぐ爲めである。

斯くして協會に許容せられたる人絹及人織用バルブは人絹聯合會及びステーブル・ファイバー同業會が各自其會員の生産設備、將來の増産計畫等を考慮して割當を行ふ事になつてゐるが人絹の如く現在の其生産力も將來の増産計畫も明瞭な場合には割當の方法も比較的容易であるが人織の場合に於ては各業者の現有勢力、將來の増産計畫の測定に難あり、從

つて其割當方法も簡単に行はれない。近來ステーブル・ファイバー同業會が屢々會合を開いてゐるが未だに割當方法の決定を見ないのは此間の事情を物語るものである。

尙輸入業者間に割當はないのであるから輸入爲替許可申請は輸入業者又消費者にして直接輸入をなす者は任意に行ふ事が出来るが、此の場合には其の申請者が協會の會員であり、其の輸入數量が許可の範圍内である事の協會の裏書が必要である。之れに依つてアウトサイダーの活動を制約すると共に統制の一元化を計る事が出來る譯である。

此處に昨年七月二十七日大毎記載の記事を寫記すると左の如くである。
ステーブル・ファイバー同業會及び人絹バルブ輸入同業會では前日の三團體（日本人絹聯合會、ス・フ同業會、人絹バルブ輸入同業會）合同懇談會において暗礁に乗上げた明年度（昭和十三年）バルブ輸入問題に關し廿四日大阪風月に兩者非公式會見を行ひ局面打開策につき協議を行つた結果、輸入統制機關設置の大綱方針に付き大體意見の一致を見たがその統制方法は大要左の如き骨子である。

- (一) バルブ輸入數量は輸入、消費者三團體の協議によつて政府に申請し數量の査定を受けること。
- (二) 輸入業者には割當を行はず過去の實績に重点を置かず飽くまで自由競争を認めること。
- (三) 配給は各社（消費者側）の生産能力によつて公平に配分すること。

(一) 割當の基準にある生産能力は各消費者團體において自治的に調整すること。
(二) 輸入業者には割當を行はず過去の實績に重点を置かず飽くまで自由競争を認めること。
(三) 配給は各社（消費者側）の生産能力によつて公平に配分すること。

しかしして右會合には人絹聯合會が參加してをらず、しかも同聯合會では右新統制機關の設置を機として自己の統制缺陷をつぐはんとする空氣があり、さらに輸入爲替許可申請の信用狀發行に要する證明に對しても當然消費者である人聯がなすべきであると主張してゐることにて本問題の成行は一つに今後の人絹聯合會の態度如何にかゝつてゐるわけであるが、明年度（昭和十三年度）バルブ買付の時期も切迫してゐる折柄とて人聯としても飽くまで自説を固持して荏苒問題の解決を遷延せしめるが如きことはしないだらうから、どのみち大勢に追随せざるを得ないだらうと見らる。

以上の様であつて斯くの如くバルブ輸入に對しては完全なる統制機關の結成を見、今後政府の輸入統制に呼應して其の活動が期待される。

八、我が國に於ける製紙パルブ狀況

先づ本邦に於ける洋紙の製造高及輸出入高を示せば次表の通りになつてゐる。

日本製紙聯合會調査
本邦洋紙需給 (單位千封度)

年次	製造高	輸入高	輸出高
昭和七年	一、三一一、三一五	一一六、四七四	八七、九六三
昭和八年	一、四四四、一〇五	一〇四、三三〇	一〇五、二〇〇
昭和九年	一、五九一、四七五	一三八、五六六	一〇一、五二三
昭和十年	一、七一九、六三七	一六七、四八一	一二二、八九九
昭和十一年	一、八二五、八四八	一九三、六六四	一二六、五五九

右の内輸出及輸入を金額で表はして見れば昭和十一年度に於て輸出二千七百五十四萬四千圓となり輸入は千五百三十四萬五千圓となつてゐる。

由來紙の消費量は既に述べた如く「其の國文化の尺度を示すと」唱へられてゐる位だが、世界各國の紙の消費量人口一人當りについて見ると次の如くである。(單位噸)

米國	五五、〇	アルゼンチン	一九、二
英國	三七、〇	墺太利	一九、〇
デンマーク	三三、五	スペイン	一一、四

カナダ	三二、一	日本	一〇、八
西典	二六、七	伊太利	九、八
西逸	二六、五	ハンガリー	七、三
瑞獨	二五、四	露西亞	三、七
佛蘭	二〇、〇	波蘭	三、五
諾威	二〇、〇		

となつて居り我が國は世界第十四位の下位にあるので三大國並に向上しようとするなら四倍、獨、佛、墺と同様になるには二倍の消費を期待せねばならない。即ち我が國に於けるバルブの需要は人口の増加を除外しても斯くの如く二倍乃至四倍の需要の趨勢にあり、又さうならなくてはならないのである。(以上は中外商業新報に依る)

次に製紙用バルブの各年度別生産輸出入状況を示すと次の如くなる。(單位噸)

(昭和年度)	(生産)	(輸入)	(輸出)	(差引供給)
四十五	六一八、六〇二	五九、七四七	一	六七八、三四九
四十六	六二五、五三七	五七、九八二	一	六八三、五一九
四十七	五六五、二〇九	八四、四四〇	一	六四九、五二七
四十八	五六八、八二〇	六九、九六五	一	六一七、〇八五
四十九	六二二、八三九	一二二、〇一九	一	七二六、二二八
五十	七二四、〇四二	二三六、三八七	一	八一四、三三五
五十一	七四七、三五六	一四三、五七一	一	八六六、八八二
		一五七、一四〇	一	九〇三、九六五

以上の如くであつて十一年度の産額は七十四萬七千噸、一方輸入は十五萬七千噸で輸入を亦著しく増加の途を辿つてゐる。

次に我が國地方別に産額を示すと（単位噸）

（地 方）	（昭 和 八）	（昭 和 九）	（昭 和 十）	（昭 和 十一）	（昭 和 十二見込）
樺 北	二八九、八四七	三一四、三九六	三三六、五三九	三三四、九二五	三七六、〇〇〇
海 道	一八一、一二八	二〇一、〇六二	二二三、四九〇	二一九、六一三	二二七、〇〇〇
内 地	一三一、九八三	一五八、三六〇	一六七、一四七	一七五、八五九	一九〇、四九四
朝 鮮	一六、〇八一	一八、〇一八	一六、八六六	一六、九五九	一七、一〇〇
總 計	六二〇、〇三六	六九一、八三九	七三四、〇四二	七四七、三五六	八一〇、五九四
洲 洲	一七、三六一	一三、七三七	一三、七一八	一三、一七一	一三、二〇〇
更に輸入國別に分けて示すと（単位噸）					
昭和十一年度					
米 国	六六、二〇九	五、五五〇			
瑞 典	四五、三三一	一八七			
芬 蘭	二六、〇四一	四〇			
カ ナ ダ	一三、三五一	四四二			
合 計	一五七、一四〇				

此れをグラフにて示すと



即ち數量の四二%が米國、二九%が瑞典、加奈陀八%、芬蘭四%が諾威である。

さて此の邊りにてバルブの大體のことを終へることにして結論に入ることとする。

九、結論

先づ大阪朝日新聞本年一月二十二日の記事に依ればバルブ五ヶ年計畫成立なることが發表されてある。即ちその内容は政府のバルブ増産五ヶ年計畫は企畫院で調整を終り二十一日の閣議に附議した結果、國策として決定したので、直ちに各關係當局の手に移して實行に入るはすである。今回のバルブ國策は新設される國策會社による增産、既設各會社の增産新原料による補充および滿洲よりの輸入をあはせて昭和十七年に約百六十五萬噸の需要に應ぜしめ、自給自足の確立を目標としており、棉花および羊毛の輸入節約および輸入バルブの防護によつて國際貸借の上に約三億圓の利益をもたらす推定を立てゝる。五ヶ年計畫の大綱左の如し。

- 一、昭和十七年のバルブ需要を製紙用、人絹および人織用計百六十五萬トンと推定し現有生産能力八十七萬一千トンに對し向後五ヶ年にならざく七十七萬九千トンの増産を加へる。
- 一、新國策會社による増産（昭和十七年、以下同年）十六萬二千トン右所要材積二百七十萬石
- 一、既設會社（主として王子製紙）の休眠設備動員による増産三萬二千トン右の所要材積五十萬石
- 一、東北バルブ會社による増産五萬トン右の所要材積八十萬石
- 一、民間各社の自然増産八萬トン（内譯）日曹人絹バルブ、北越バルブ、日本バルブ工業、山陽バルブ各二萬トン宛
- 一、新原料による増産——臺灣バガス十萬トン、大豆粕および豆殼五萬五千トン
- 一、満洲より輸入三十萬トン

右により満洲よりの輸入を除けば内地バルブ増産は四十七萬九千トンとなり、これに對し農林省、北海道廳、樺太廳および民間を通じ左の如く四百六十一萬石の森林増伐が豫想されてゐる。

一、内地民有林など百十萬石、國有林八十五萬石（内譯）東北バルブ會社向け四十萬石、新國策會社向け四十五萬石

一、北海道（國有林および民有林）二百二十萬石

一、樺太四十六萬石

以上の如く掲載されてある。

亦今年の議會に於て二月三日附の大朝紙にて見ると、代議士なる豊田氏が

「バルブの自給計畫には成算あるか」と尋ねたに對し商相は

「十三年度には六萬トン増産し漸次増加せしめて十七年以後は大体十分にあると思ふ」と答へてゐる。

戰時休制下の今日我々銃後國民は益々產業充實に意を留めて出來得る限り儉約を實行し來るべき日本を眞に偉大ならしめる様努力することを國民は自覺せねばならん。以上

人絹生地輸出解禁問題の展望

五年倉橋健
同島中村照治
田則男吉

一、問題の起る迄

大阪朝日新聞社の神風の噂にて持切つてゐた昭和十二年陽春四月、人絹織物輸出が思はしくなく種々其の打開振興策が論議されて居た折柄その四月一日印度にて日本人絹輸入に對して關稅を引上げた、即ち印度人絹エンツ問題である。然し今度の關稅引上は全面的でなくカットビース（端切）丈けに就てであつた。即ちカットビースの關稅は從來一般人絹織物よりかなり安かつたが今回の改正で同率に引上げたのだ。印度當局の關稅引上げの目的は自國人絹織物業者を保護する事にあつた様である。印度のカットビース輸入關稅引上げによつて大打撃を受けたのは我が國のエンツ輸出業者であり、從來輸出してゐた量は糸量に換算して月五千兩（百封度）前後であった、引上實施以來は完全に封鎖の貌である。「之は人絹界全体から見れば格別心配は要らぬ」といつた意見もあつたが、それにしても我人絹輸出界にとり甚だ香ばしからぬ事であつた。かかる状態にある折から反面我が人絹生地に對しては從來より相當の輸出引合があり就中舊市場からの引合が顯著であつた。即ち文明國は意に滿たぬ日本染色生地を輸入するよりは安い日本の無地を輸入して秀れた染色材料で優

秀なる製品の供給をすることは國產生地を購入して染色するよりは關稅を考慮して猶ほ相當の利益があるからである。こういふ譯で米國、佛國、獨逸、伊太利、カナダ、オランダ、デンマーク等から引合が絶えず、又比較的後進國である滿洲國、支那、印度の如き國々の消費者は同色織物を極度に嫌ふ所から矢張り無地を望んでゐる向が非常に多かつた。然も現在の我國では周知の如く輸出人綿織物は昭和九年一月五日以來國營による検査が行はれて居り輸出綿織物検査規程により事實上輸出が禁止されると云ふ事は當然問題とならざるを得ない。参考の爲め人綿生地輸出禁止の現行法を見るに輸出綿織物取締法施行規則第六條に

輸出綿織物検査所の検査に合格したるものに非ざれば營利の目的を以て之を輸出する事を得ず

但し左の各號の一に該當するものは此の限に非ず。

一、製織後精練をする輸出強撫糸綿織物にして精練せざるもの

一、手巾、マフラ類の連製の生地

即ち生地は検査の範囲から除外された——といふ事は事實上輸出禁止となる——のである。

然しながら全然出でるなかつた譯ではなく、朝鮮經由で支那に相當輸出されて居たのである。その數量は判然とは判らぬが朝鮮總督府の貿易月表によつて人綿布の輸出をみると次の表の如くなつてゐる。

朝鮮に於ける人綿布輸出 (千方碼)

	輸出總量	内 朝鮮產	内 内地產
十二年一月	二、一九四	四三六	一、七五八
同 二月	二、五六一	二一一	二、三四九
同 三月	三、五八〇	二七七	三、三〇三

同 四月	七、四七〇	七八六	六、六八四
同 五月	一、七二四	一、五九三	一三一
同 六月	一、五九二	一、五八六	五
同 七月	一、九八二	一、九八二	
累 計	二、一〇三	六、八七一	一四、二三〇
前年 同期	二、八五一	一四四	二、六六七

右によると一月の二百萬碼から三月は三百五十萬となり四月は一舉に七百四十萬方碼に急増してゐる。所が五月には百七萬方碼に急減しその後は六月百五十九萬、七月百九十八萬方碼となつてゐる。この様に五月から激減したのは朝鮮よりの生地輸出が四月限り禁止されてしまつたからである。参考の爲に當時の新聞によると(大朝の四月十五日の紙上には次の如く出でる)

「朝鮮經由人綿に事實上の輸出禁止愈々廿日から實施」の見出の下に

「最近日本綿糸布輸出組合聯合會、日本人造綿織物工業組合聯合會及び日本輸出綿物染色工業組合聯合會の統制を回避し、朝鮮經由で輸出される人綿織物が激増、統制を攪乱しつゝある事實に鑑み、以上三團體ではかねてから輸出人綿織物統制の朝鮮適用を拓務、商工當局始め朝鮮總督府に陳情中のところ、朝鮮總督府では告示第二四九號をもつて朝鮮重要輸出品目中の人綿織物を追加、いよいよ四月二十日よりこれが検査を實施することによつて實質的に人綿織物の朝鮮經由による輸出を禁止することとなつた。

右は八社よりなる朝鮮綿物染色工業組合を機關として組合員工場で加工したものだけに、検査輸出を認めるものであるから、今後は内地で加工したものは絶対に朝鮮經由で輸出は不可能となるわけであるが、内地製の生地を朝鮮で加工すれば輸出を認められるので、今後は生地を朝鮮に移出し、同地で染色加工した上の輸出が増加すべく、この點今回の

措置は内地輸出業者の要望に答へるものであるとともに朝鮮における染色加工の保護、助長を計る一石二鳥的効果を狙つたもので、近き將來、内地染色加工業者には相當の打撃を與へるものと見られる。尙ほ内地製人絹織物の朝鮮よりの輸出高は十年の二百九十七萬八千平方ヤードから十一年は一千五十四萬七千平方ヤードに激増し、如上の傾向を如實に示してゐる。」

之は要するに朝鮮から輸出されてゐた大部分の人絹布は内地より移出された整理前の生地であつたことを意味するものである。

かくて前に述べた輸出絹織物検査規程による事實上の輸出禁止に對し輸出商人工聯に於ては先般來之が解決要望の聲が沸々現はれてゐたが、四月八日、日本絹人絹糸布輸出組合聯合會の臨時總會にて人絹生無地輸出禁止撤廢運動の件が決議され商工省宛ての陳情書提出をはじめとして直にその實際運動が開始されたのである。

四月十日の福井新聞によれば

「日本絹人絹糸布輸出組合聯合會では八日錦業會館に臨時總會を開催、生地人絹織物の輸出許可制の撤廢方を主務省に陳情することとなつた。即ち染色加工品以外は輸出検査規程により實質的に輸出禁止の状態にあるが各國の貿易並に關稅政策より見て生無地の輸入餘地は相當あり殊に支那では生無地は加工品程に排日貨運動の打撃を蒙らない事情にあり且原糸輸出を認めてゐる以上生無地の輸出も當然許可すべしとの理由に基づくもので生産業者とも提携してこれが實現を期することとなつた。これに關し染工聯は反対の立場にあるが生地輸出により加工品の分野を浸蝕するものとは考へられずこの旨染工聯に諒解を求めるはずである、なほ濠洲向人織物を人絹織物と區別する様濠洲政府に要求方を主務省に陳情すると共に左の諸事項につき協議した。

一、ホンジュラス向絹人絹織物の輸出統制に關する件

一、對キューバー貿易調整に關する件

一、シリアル・レバノン向輸出統制規定變更の件」

而して人工聯が之に歩調を合せるに對し從來人絹生地輸出禁止により保護され獨占的利益を獲得してゐた染工聯では絶對反対を唱へ此處に染工聯と輸出組合聯合會、人絹工聯、人絹聯合會等の對立は漸く表面化し其の歸趣は相當注目に値する問題となつた。染工聯の反対を大毎の四月二十一日の福井地方の地方版にのぞけば「生地輸出に絶對反対だ」の見出の下に

「輸出絹人絹織物の生地輸出を認めよと叫ぶ日本絹人絹糸布輸出組合聯合會の主張に對し染工聯ではわれらの死活問題なりと絶對反対を叫び今や全國的に双方鎬を削り正面衝突の形勢となり商工省の裁斷が注目されるが縣（福井縣）染色聯でも廿一、二の兩日木村專務理事らが急遽上京生地輸出絶對反対の猛運動を起すことに決定した。」と。

二、各關係團體の運動狀況

之に於て我國人絹最大產地福井では殆んどすべての機業家は生地輸出解禁を絶對支持してゐた。以下主として福井地方に現はれた生地輸出贊否兩論の紛争の狀態を日順を追ふて地方新聞並びに大新聞地方版紙上に求める事にする。

福井新聞四月二十二日紙上

「生地輸出許可制撤廢運動福井輸出組合が蹶起」の見出の下に次の記事あり。

「近來支那、滿洲、印度、濠洲、ウルグワイ等海外需要地から生無地人絹織物の引合が少からずあるが輸出絹織物取締法施行規則第六條が人絹織物にも準用せられるがため此有希望な引合に應することが出來ずみずく輸出貿易の振興を阻止する恐れがあり且この禁止が繼續せられるならば相手國において製織工場の増設——生産の増加は必至のもので結局本邦絹人絹織物の輸出貿易の發展を阻止するものであるから此の輸出許可制撤廢に關して當局へ陳情したがこれが貫徹の爲に福井絹人絹糸布輸出組合でもこれに合流、許可制撤廢運動を起すこととなつたが輸出許可制撤廢は結局生産者側

にも大いに益することであり關係者一丸となつて陳情運動の強硬をはかる爲に縣織物組合にも援助を要望した」

同じく福井新聞四月二十四日の記事に

「本縣製織者も生地輸出に賛成」と題して

「人絹織物の生地輸出許可制撤廃問題は全國的に波及し組合本部においても染工聯と輸出組合とが對立し、事態はますく悪化せん形勢にあるが一方本縣としても福井絹人絹織物輸出組合では昨報の如く生地輸出の許可制撤廃に關して縣織物組合に對し援助方を要望してをりこれに反し福井染工聯では代表者を東京に派遣し染工聯本部と相提携し輸出許可制の撤廃運動に參加してをり問題はますく複雜化して來たが右の問題に對しては染色業者と商人側は夫々意志を表示し商權擁護のために自説を主張し確執してゐるが未だ製織者側の意見は出でず全く沈黙狀態をとどてるが同問題に對し製織者としての態度は何う出るかゞ興味の焦點となつてゐるが然し製織者の意向を綜合するに生地輸出は海外筋の需要に應するわけで需要筋の要望を無視することは織物將來の發展を阻害することになる。殊に現今では製品検査も嚴重であり未製品の海外輸出をみることもあつても品位の低下によつて海外市場の信用を失墜するの虞はない。しかし未製品で海外へ輸出されることになれば本縣獨特の製品價値は幾分減殺されるも最早や本縣織物も世界的に認識されるから未製品の輸出が旺盛となつても本縣織物の前途に何ら懸念するの要がないといふ意向である。只だ製織者側の懸念してゐるのは近來人絹原料がドンく海外へ輸出されてゐるのでこれが影響を受け製品輸出が減退するのではないかと憂慮されてゐる。一般生地輸出問題をめぐつて事態の成行を注目されてゐる」

而して遂に五月二日福井人絹商組合の陳情の運びとなつた。五月四日の福井新聞に

「海外筋新需要の好機を逸する、人絹生地輸出禁止を撤廃せよ」とのタイトルにて陳情書が掲載してある。

「生地人絹織物の輸出許可制撤廃問題は全國的に波及して來たが福井輸出人絹織物商業組合でも全國輸出組合に合流し促進運動を起してゐるが、今回さらに目的達成のため、二日伍堂商工大臣をはじめ福井商工會議所、縣人工聯、縣織

物組合、日本人工聯、大阪綿布同盟會宛に福井人絹商業組合河合理事長の名を以て左記の陳情書を發送した。

生地人造絹織物の輸出許可制限撤廃陳情書

輸出人造絹織物に準用せらるゝ輸出絹織物取締法施行規則第六條によりて、生地人造絹織物は輸出を禁止せられたゝために現下の状態はこの重要産業に危急存亡の重大を惹起せんとするに當り緊急該規則を改正して輸出許可制限を撤廃し、輸出人造絹織物の直面せる危機を開拓すべく一刻も早く適切妥當なる處置を要望致します。

一、人絹織物の統制強加より生産實績を向上せしめんがために、織屋は註文品に對しては超過手數料まで出して増産し、中には註文なきものも生産實績維持のために採算点を度外視して能率の増進に努め、統一制限の理想に反して増産の一途を辿り農繁の減產期に入りても本縣の如きは本月二百萬反を超ゆるものと豫想せられ、機屋は止む無き事情にあり、小機業家の破滅を將來する恐れあり、之を匡救するには生地輸出の外なしと思惟す。

二、現在の人絹織物染色加工品は相手國高率關稅其他の諸障礙によりて支那、滿洲、印度を始め海外にては自國において機業を企圖し昨年の織機の輸出又は人絹糸の輸出の月を追ふて著増せるは寒心に堪へず、之れ相手國の不便不利を顧慮せざる生地の禁輸の結果によるものと思惟す。

四、近來諸種の事情によりて輸出に支障を來し、人絹織物の產地及阪神方面に未曾有の滯貨山積して、ために諸物價の環境に逆行して暴落を以てして停止するを知らず、憂慮にたへず依つて速に生地の輸出の要望に添ひ、舊販路を支持し新方面を開拓し、輸出促進の活路を見出す外なきものと思惟す。

五、人絹糸、綿糸及生地綿布類は輸出につき何等の制限を加へざるに、獨り人絹織物の輸出のみこれを禁止するは不

合理にして發展途上にある新興産業を阻害するものといふべく、殊に生地輸出の自由ありて染色加工品としての輸出に圓滑なる取引を爲し得ることは生地綿布織物の實状に照して明かなるものと思惟す。

上述の事實状勢に鑑み緊急特別の御詮議を以て最近の海外よりの新需要に對する好機を逸することなく彼我的幸福實現のために即刻生地人造絹織物の解禁輸出せられんことを陳情致します。」

五月十二日の記事には染工聯の反対が出てる。

「生地人絹織物輸出許可、染工聯は絶対反対、商工大臣其他に陳情書提出

生地人絹織物の輸出禁止及び禁止撤廃の兩論はその立場を異にする染色業者と生産者及び輸出業者によつて議論沸騰しているが日本染工聯では生地人絹織物の輸出絶対不許可を固執してこれが理由書を添え商工大臣、工務局長及び貿易局长宛に左記の陳情書を提出した。

陳情書

日本絹人絹糸布輸出組合聯合會より生地人造絹織物の全面的輸出を可能ならしむる様制度改正方貴省に陳情ありたる趣の處右は國策上容易ならざる悪影響を招來する次第につき速に右陳情は御採用相成らざる様特別の御高配相煩度

理由

一、海外における本邦品の聲價を失墜せしむる處ある絹人造絹織物に對し國營検査制度の存する所以は粗悪品の海外流出を防止し以て本邦品の聲價を維持増進せしむるにあるは勿論なるのみならず、絹織物についてはその當初同業組合、府縣検査等を實施したるも品位統一のため之を國營検査に統轄したる次第にして、現行制度に於て生地織物の輸出を禁止しあるは、生地のまゝにてはその粗密の程度及長巾を判明し得るも原糸違ひ、染斑又はヒゲ、經釣、ストリップ瑕等瑕疵の大部分は整理完成後に非ざれば之を發見すること至難なるが故に、國が検査を行ふ以上加工後に於て瑕疵あるやも計り難き品質を日本品として輸出せしむることは、國營検査施行の趣旨悖反す、假りに生地

のまゝ輸出せしめ、之を仕向地に於て加工せしむるときは加工後に發見せらるゝ瑕疵その他の爲、當該生地織物が日本品たる以上假令半製品なりと雖も日本品の聲價を傷付くるは當然にして、一時の利益に眩惑して生地輸出を許可することは悔を將來に賜すこと甚大なり。

二、半製品として完成品として輸出することの有利にして合理的なるは國策上當然なり。生地輸出を許可するに於ては輸出先の加工技術を獎勵することとなり、續いて來るものは生地をも先方において製織することとなり、工業を以て國策とする本邦のごとき國柄としては原料よりも半製品、半製品よりは完成品、粗より密に至る製品を輸出することは國策上當然採るべき手段である。云々」

染工聯側は以上の様な理由を以て人絹生地輸出の解禁反対を唱へてゐるが尙ほ輸出組合側の生地輸出主張の諸理由に對し八月四日及同七日の二回にわたり福井新聞紙上にて

「生地輸出解禁問題を駁す」と題し日本人絹染色聯合株式會社福井支店では生地輸出解禁に對する諸意見に關して左の如く反駁書を各關係組合その他當局へ發送した。

▲人絹織物の生地輸出を解禁せざれば海外において織物製造業の發達を促進すべし

これは寧ろ反対の結果となるのではないかと考へられます、如何となれば御承知の通り人絹織物に對しては各國が十五割、二十割といふ高率の關稅を課してをりますがアメリカをのぞいては殆んど各國とも生地に對しても加工品に對しても同一な課稅になつてをります、從つて人絹糸が無稅同様でドン／＼輸出されてゐる限り織物製造業の起るのは當然といはなければなりません、さらに人絹織物が生地のまゝでは使用されない現状においてはこれが染色加工を要しますから、染工場のない地方へ生地を輸出するとしますと、染工場の設置を促すことになります。染工場が出來れば織物の製造工場も自然その設置を促進することになることは必然であります。それありますから染工場のない地方へ生地を

輸出することは恰も毛を吹いてキズを求むる結果になると思ひます、又これに反し染工場のある地方があれば生地で輸出しますと益々染工業の發達を助長し、その結果は織物製造の發達をも助長するといふ結果になると思ひます。特に織物は加工品によるよりも生地の方が組織その他の点を調べるのに至極便利でありますから生地輸出は却つて先方に織物の製造法をおしへてやるやうなものともいひ得られると思ひます。

要するに外國に製織工場が起るといふのも、生地輸出の問題が起るのも、畢竟日本商品を徒らに競争して安く賣り過ぎた過去の惡弊に起因してゐるのあります、其海外、殊に印度、南洋方面においては、各國共に本國産業保護の見地から、又住民が天惠により織物の製造といふ如き仕事に從事するのを自然好まない風習から彼の地においては餘り今日まで織維工業の發達を見ないといふ實例も相當ある様であります、従つて資本家も、その企業に對しては相當考へてゐる事と思はれますから、生地輸出をしなければ、海外において織物の製造を發達せしめるといふことも餘り理由にもならぬと考へられる次第であります。

▲整理前検査の取締を嚴重にすれば品質低下の惧なし

今更申し上げるまでもなく、人絹糸は化學纖維であります、従つて各製造會社の人絹糸に對する染料の吸収度といふものは、決して一樣ではないのであります。故に製造會社を異にした人絹糸を混織した場合には、いはゆる染縞が出來るのであります。之が防止のため整理前検査において、即ち生地時混織の点を發見することは、假令同じ纖維の糸でも一々織物の染色試験を行ふか、纖維の顯微鏡試験でもしなければ殆んど不可能であることは、すでに周知の事實であります。換言すれば織物を染色加工して、はじめて發見出來るので之は既往幾多の事情がこれを證明しております、従つて整理前検査においては如何に嚴重にこれを取締ると致しましてもその規格程度のみと申しましても敢て過言ではないのであります。況んや過般の如き規格未滿のため加工後のいはゆる整理後検査において夥しき不合格品を生じた問題は如實に生地検査の如何に困難であるかを遺憾ながら雄辯に物語つてゐるものであります。

▲綿布が生地輸出されてゐるも其染色業者に何等影響なし

抑々綿布が生地のまゝ輸出されたのは當時染色工業が日本にくなく、あつても極めて幼稚な時代であつたからであります。従つて當時は加工綿布として逆に我國に相當輸入されてゐたのであります。綿布の染色工業が日本で相當發達して來たのは綿布の製造が日本で始まって餘程後なのであります。しかも綿布は人絹織物と違ひ生地のまゝでも使用の道が相當あるのであります。然るに人絹織物は最初から染色加工したものと輸出してをりますのと、生地のまゝでは用途が殆んどないといふことは綿布と大いにその趣きを異にしてをりますので、人絹織物と綿布とその軋を一にして同日に談するといふ見方は全然當らないと思はれます。

▲染工場のみの利益云々に就いて

御承知の通り染工聯はその統制を始めまして以來五年有半になりますが、申す迄もなくその結成は中小工業者の保護といふ、工業組合法によつたものであります。爾來筆紙につくせない程多大の犠牲を拂つて種々苦しい経過を辿りましたが、大方諸彥の多大なる御後援と各染工場の自覺とによりまして、今日には幸ひ稍安定の城に達し得た様な次第であります。勿論未だ幾多の遺憾の点はあるのであります、唯一の長があるといふに過ぎないのであります。而して最近製織業者に於かれても、輸出業者に於かれても、又織物取扱業者に於かれても、夫々工業組合、商業組合を結成せられて、各の統制に努めて居られるのでありますが、一日も早くその成果を收められんことを念願して止まないのであります。斯くて人絹織物將來の發展に對しては、相共に須らく大局的見地に立つて、各々緯の統制より、經の連絡を一層緊密にし、即ち協力一致以て益々我が國輸出貿易の進展と、共同の福利増進せられんことを、重ねて吳々も切望する次第であります。

五月十三日同紙々上

生地輸出問題は擴大、縣下人工組合も起つ

生地人絹織物の制限輸出可否の問題は立場を異にする染工聯と全國生産者並びに輸出商工組合との意見から対立を見せ、染工聯では昨夕刊既報の如き理由をもつて輸出制限撤廃に反対し、生産者及び輸出業者では本月初旬にすでに撤廃陳情をなしたがさらに縣織物組合及び縣下十工業組合聯合會も生地人絹輸出制限撤廃に關しあらに目的貫徹のため再び商工當局に陳情することとなり且下草案作成中であるが、撤廃理由としては

人絹織物の統制強化から生産實績をあげるために採算点を度外視した生産がつゞき各地には滯貨品が山積となつてゐるが、これが一掃するには生地輸出の外なく、これより舊販路の支持、新販路の開拓をなすに非ざれば、ようやくこれまで進展した人絹工業は壞滅するに至るものと考へられる。なほ本縣としては最も對滿支への輸出が多く逐年その成績をあげてゐたが、現在では漸次成績が下る一方である、今生地輸出解禁せられば生地物要求の各需要地を満足せしめると共に本邦人絹工業の復興をも計り得、殊に近來生地輸出の止まつてからは滿支方面では人絹工業の企畫が進められ、これが完成すれば日本の人絹工業に大いなる壓迫が加へられるのは必至の事である。染工聯では生地輸出すれば機業家も染工聯も共死となることは必然起るべき事である。當局は一染工聯の利益を考慮せず、國家貿易策としての大乘的立場から斷然生地輸出制限は撤廃すべきである。

とするものである。

猶ほその次には「市内某有力者談」として「大乘的見地から、輸出制限は撤廃せよ!」の一文が掲載されてゐる。

「右の問題に對し福井市内某機業家は次の如く語つた。

生地人絹織物輸出制限撤廃は政府の貿易立國の大乘的立場から見れば妥當すべき事であり、此際一會社に過ぎない染工聯の利益云々を考慮すべき事ではあるまい、我々として生地人絹織物の輸出が許可せられば非常に有利である。之は外地で染色させる。例へば滿洲で染色されば内地よりヤール一錢の安値であり、統制手數料がないために、さ附隨して染色工業も倒れることは必然的なものである、一時的な考へから見れば染工聯のいふ事も一理あるが大きな立場から恒久的に考へれば輸出制限の撤廃は最も至當であり國家三大貿易の一つたる人絹織物の工業を更に進展させる最もよい方策と思ふ、人絹糸綿布に輸出制限がなく新興の人絹工業、換言すれば延びんとする若芽時代の人絹工業に延びさせない様にするが如き輸出制限をなしてゐるのは愚に等しきものであると思ふ」

尙同面には「生地輸出問題で本縣の實情を調査」の記事が出てゐる。以下記事による。

五月十六日の大阪朝日新聞地方版では遂に知事に及んだ事が出来る。

「羽生知事へ陳情、生地輸出を解禁せねば人絹織物は自滅だ」の見出の下に

「人絹織物の生地輸出解禁問題は俄然各方面で重大化してゐる折柄、福井人絹織物商業組合では、河合理事長から羽生知事にあて輸出解禁促進について陳情書を提出した。(その理由の大要は前述の五月二日の福井新聞の記事によるもので同組合では十一日各組合員に對しその旨報告した。

と同じ故特に略すことにする)なほ、日本絹人絹糸布輸出組合聯合會でも最近の人絹原糸輸出數量および織物輸出の激増ぶりを統計をあげ生地輸出が解禁されねば我が國重要産業の人絹織物は自滅の外ないと羽生知事に陳情書を提出していくなど問題はいよいよ深刻化して來た」

その記事の下欄には、

「態度は決定」として次の記事がある。

「大日本絹人絹糸布輸出組合聯合會および福井輸出入人絹織物商組合が業者内外の現状から見て不可缺の良策として猛運動を續けてゐる。輸出入人絹織物の生地輸出解禁運動に對し縣輸出縮縫工組、人絹ボイル工組、縣輸出入絹工組、吉田、坂井、武生、鯖江、神明、大野、勝山各輸出入絹工組ではかねて態度を協議中であつたが打つて一丸となり運動に合流、目的貫徹を計ることになり、各組合連署の陳情書を商工大臣、貿易局、工務局、日聯理事、縣知事へ提出することになり調印取締め中」

尙福井縣織物同業組合では輸出入人絹織物不況對策として生地輸出制限撤廃の猛運動を各方面と提携して起したが、輸出

許可問題は當面のストック一掃には役立つが、不況の根本對策にはならないと組合首腦部ではこの際本縣産業の大宗で

ある織物振興の根本策を樹立する必要を痛感してステーブル・ファイバへ轉向するやういよいよ縣當局、商工會議所、

組合所屬業者の各種威を網羅した一大調査機關を設置して本縣織物の百年の大計を樹立することになった(大阪毎日五

月二十一日の記事による)

十二年五月二十三日の福井新聞

人絹織物の生地輸出不許可を表明す、羽生縣知事の意見開陳に對し、新倉貿易局長より

福井市場で最近問題になつてゐる人絹織物の滯荷に對し二十一日の地方長官會議において羽生縣知事は左の如き意見を開陳して商工省當局の考慮を要望した。

「福井縣における人絹織物の滯貨は最近特に甚だしく生産高の一ヶ月半乃至二ヶ月分に及んでゐる状態であるがこれが
が原因としては
イ、北支の貿易事情の變化
ロ、インドに於ける關稅引上げ
ハ、國內生産統制に伴ふ適當割當要求
等が主なる原因と考へられこれに對する一つの解決方法としては政府が從來の人絹生地輸出に對する禁止を解消する
事を考へては如何」

右に對し新倉貿易局長は左の如く答辯した。

「人絹織物滯荷問題については當局も甚だ憂慮してをり何らかの對策を目下考慮中である、但し生地のまゝでは品質の良否が不明である、是非とも之れは検査法を變へねばならないが生地輸出を許可する事は出來ない。國內の生産統制の方法により懸念を除去するやう極力努力する方針である、國外市場の問題に關しても最善の努力を致し度い」と。
五月廿六日の大朝に依ると
人絹生地輸出問題政府の考慮を求めた。羽生知事のみやげ談
地方長官會議出席のため上京中であつた羽生知事は廿五日歸福したが「會議第一日に畏しも聖上陛下に拜謁仰付られ縣下の近狀について奏上いたしました」と襟を正して語り左の如き會議の模様を語つた、その中でこの問題に關するの
みを記せば「商工省では本縣にとつて浮沈の問題たる人絹生地輸出問題で一言した。即ち最近人絹生地は輸出禁止の狀態となりストックは逐月增加してゐるがこれは生産業者の堪へ得ざる苦痛であつて從來の如く朝鮮經由滿洲輸出が容易に出来るような方法はないか、縣民生活の根軸をなす問題だから當局に名案があつたら承り度いと質問したが簡単に解禁は出來ぬとの答辯にすぎなかつた」と。

六月十八日大毎の報道

今度は機業家側で染色質引下げを要求、窮境の陥つた縣下の業者、注目するゝ其の成行

深刻化する人絹織物の不況に堪へ愈ねた縣下機業家は必死になつてこれが對策に頭を悩ませてゐるが最近有力組合間で染色質の値下げ運動が幾頭染色業者を驚かせてゐる。即ちさきに生地輸出許可問題で生産者側と染色業者側と猛烈な陳情戦を演じ問題は染色業者に有利に展開しつゝあるので業を煮やした生産業者は遂に染色質をまけろと強磨手段に出たもので原料奔騰に加へて業者不況に喘ぐ染色業者は今まで工質の値下げを要求され全く窮境に陥りこれが對策は注視されてゐる。

七月八日大毎記事

染色業者奮起し人絹生地輸出反対、「粗製濫造の弊を生ず」等々決議、兩者の抗争は終に表面化するに至つた。

全國人絹織物生産業者が不況對策として叫ぶ生地輸出制限撤廃問題に對し今日まで沈黙を守つてゐた染色業者は遂に福井輸出織物染色工業組合が火蓋を切つて左の生地輸出絶對反対を組合で決議し七日午後四時半から縣織物組合で開かれた生地輸出制限撤廃委員會に理事長安本吉次郎氏の名で提出、果然同問題は生産者と染色業者と激烈なる抗争を表面化することになり成行きを注目されてゐる。反対意見書は次の通り。

- 一、人絹織物は加工後はじめて商品たるの價値を有するものにして商工省でも特にこの点を主眼として輸出検査を勵行してゐるがもし生地輸出を断行する時は粗製濫造の弊を生ずるおそれがある。
- 二、人絹織物は新興織物として主に未開國に消費されているため完成品を要望してゐること。
- 三、消費地の加工場はいづれも不完全にして満足なる染色加工は不可能なること。
- 四、生地輸出はわが國現行の生産加工輸出の三大分野の統制の根本を破壊する。
- 五、人絹織物の如き原綿區々たるもの未加工のまま輸出する時は粗悪品續出し聲價を失墜する。

七月十六日福井新聞記事

「生地解禁すべし」福井組合が蹶起、代表者は各組合を訪問、廿一日に東京で大會

縣織物組合では生地輸出解禁運動の第一步として別項の陳情書を商工大臣並びに貴衆兩院議長に提出し更に全國組合に呼びかけ大々的運動に乗り出すべく實行委員は二十日に三班に分れ神戸、大阪、横濱の三組合を訪問し生地輸出解禁運動に參加を懇意するともに輸出港に於ける生絹禁輸前の情況等につき調査をなしたる上、一行は東京に引上げ翌二十一日に東京で全國大會を開催し大いに氣勢をあげるべく準備が整ふたが本縣からは左の委員が出席すること。

神戸班　田中、島田、篠生、白木、姉崎、山崎、藤澤、谷口副組長、商業部委員
大阪班　坂井、森、岩佐、田島、大石、南、富岡、堀川、商業部委員
横濱班　持田、佐々木、水野、片山、寺木、上田、野坂、商業部委員

「生地の注文多し」商工大臣等に陳情

現下の織物不況打開策は生地輸出解禁にあるのみとして縣織物組合では實行委員を擧げ積極的に猛運動を開始すると共に全國產地に檄をとばして共同戦線を張り目的貫徹に努めることとなつたがさらに運動の第一步として吉野商工大臣及び貴衆兩院議長に對し右の陳情書を十五日發送した。

陳情書

生地人造絹織物は輸出絹織物取締法施行規則第六條に依り輸出を禁止せられ居る關係上折角の引合にも應ずること能はざるは我が國輸出貿易の爲め甚だ遺憾に不堪候、抑々生地人造絹織物の輸出禁止せる理由は其の根據極めて薄弱にして、人絹糸及び生地紺布には何らの制限を加へられざるに不拘獨り人造絹織物のみ輸出の禁止を見るは諒解し難きところに有之候、殊に各國は高率關稅の保護に依り近時國內工業の勃興顯著なるものあるは人絹糸及織物の輸出逐年増加の傾向に鑑みて窺知するに難からざるもの有之候、斯かる情勢の時にあつて徒らに生地の禁輸をなし供給を杜絶せしめれば更

に相手國は製織工場の増設増産に努力すべきは必定にして從來の如く染色加工品のみを以て輸出を企圖せんとするは大
局上我が國に不利益を招來するものと信じて疑はざるところに候
原糸の輸出を自由にして生地織物の禁輸を行ふことは全然無意味にて寧ろ生地の解禁こそ我が國産業上貿易上の振興上
必須の緊要事なりと思料する次第に候、而して生地の輸出を許可せられるとするも染色加工品としての輸出は決して減
退すべきものに非らざる事は綿織物の實績に徴しても明かなる事實なり。

就而上述の事情篤と御清鑑被成下生地人造綿織物の解禁に別段の御詮議相賜度組合會の決議により此段及陳情候也

理由

一、世界各國の染色工業發達に伴ひて我國生地人絹布の注文相當多量に有之も之れが禁止の爲め要望に應する能はず
かくては輸出貿易を阻礙することは明なり。

一、人絹糸綿糸生地綿布類の輸出には何等の制限を加へられざるに不拘獨り生地人絹布のみ輸出の禁止を見るは發展
途上にある新興織物の前途に一暗影を投するものなり。

一、人絹糸の輸出に伴ひて織機の輸出逐年増加しつゝありこれを放置せんか我人絹布は全滅に瀕する處あり。

一、生地人絹布の禁輸をなし供給を満足せしめざれば更に相手國は工場の増設増産に努め本邦機業に一大脅威を與ふ
べく從來の如く染色加工品のみを以て輸出を企圖せんとするは大局上我が國に不利益を招來すること。

一、生地人絹布の輸出を許可せらるゝとするも染色加工品としての輸出は決して減退すべきものに非ず綿織物の實例
に徴しても明かなり、故に本邦染色工業に脅威を與へること。

「縣選出の代議士へ助力を懇請」

生地輸出解禁促進運動員の一行は十九日に出發し三輸出組合を訪問し左の項目を調査し大會に臨むが上京中には本縣選
出の添田、齊藤、猪野毛、熊谷、池田の各代議士を歴訪し同問題の助力方を懇請することとなつた。

一、生絹禁輸前的情况

一、生絹禁輸後的情况

一、生絹買入れを希望する重なる地方並びに情況

一、絶対に解禁せぬとすればそれにより蒙る損失の程度

一、最近生絹買入注文を拒絶したる量及び情況

一、滞貨になりし理由並びに最近在荷の増減程度及び數量

一、輸出發展良策の好案

一、商工省に對する陳情の要旨大要

一、染工場仕上げ日數並びに狀況良否、在庫品の有無

同問題で生産者側と染色業者側とが猛烈なる陳情合戦を演じてゐるが今度機業家の豫ての要望たるこれが解禁に對し全
國業者に呼びかけ廿二日東京京橋共同建物ビルに全國より約八十名の業者を招集しこれが對策につき協議した結果、人
絹生地輸出解禁期成同盟會を組織し一路目的貫徹に向つて猛運動を開始することに決定した、なほ同席上會長外役員を
左の如く選任した。

會長 山田仙之助（福井）

委員長 上田鶴次（同）

副委員長 関谷平太郎（大阪）

同 大喜要藏（石川）

同 堀川利平（福井）

（七月廿四日福井新聞紙上にて）

三、商工省の決定

人絹生地解禁問題に對し各側より申込んだ陳情書により商工省が採用したる政策並びに其の過程を述べやう。

商工省では人工聯側の再三再四の陳情により其の効報いられてか八月頃には默認程度まで進んで來た。即ち八月六日日聯理事會に於て八、九兩月の十割保留を決定したので之れを商工省に認可申請したところ統制の墮落であるとて容易に許可せず頑張り折衝の結果漸く決定した十月分の生産（二百九十八萬九千反）を減産することを條件として默認する事につた。從つて十月分生産を大体二百萬反減産させる意向であらう、二百萬反減産は相當痛いが織物界の將來を思へば適當な措置と見るべきであります。いよ／＼商工省も時勢の流れに順應し生地輸出解禁論に軟化し解禁運動は佳境に入るや同問題は愈々時日の問題にまでこぎつけるまでに至つた。しかして當業者間では果して生地解禁を實施することによつて實禁は現下の状勢から止むを得ずと自認してゐるも生地解禁を實施することになれば現在の様な生地検査方法では至難であり、さりとて検査統一のため代行検査を國營に移管しても豫算編成關係から簡単に行かぬところから商工省としての方針は組合代行検査をそのままに存置し人絹生地輸出品に對し國營の輸出検査を勵行する意圖らしい模様であつた。これに對して當業者も贊意を表はしてゐるので結局生地解禁問題も生地輸出品に對し國營の輸出検査が實施されることによつて實現されるものと見られてゐた。而して又此の頃新たに輸出生地品には輸出検査制を新設し生地輸出解禁を斷行すべく商工省の肚を決めた模様もあつた様だつた。人絹生地輸出の可否は從來の原則論を離れて四百萬反に上る滯荷の處分問題や輸出不振の打開策に關聯してゐたので商工省では九月十一日大阪朝日新聞紙上の記事を拾つて見れば即ち吉野商相は九月九日午前午後にわたり本省に兩派代表を招致し寺尾貿易局長官および小島工務局長以下關係官出席雙方の代表よりそれぞれ主張を聽取したが其の主張の大要は染工聯側に於ては生地輸出解禁は粗悪品を流出せしめて我が人絹織物の聲價を落してゐる程度位であつた。

最早や商工省主腦部としては議論の餘地なしといふ見解を有してゐてこの状態ならば九月中に生地解禁が斷行されるものと見做された。然し生地解禁の實行方法については二説があつて其の一は滯荷品のある間を生地に對し輸出検査を實施して海外へ輸出すること、今一つは永續的に輸出國營検査を實施し合格品に對し輸出を許すことであるがど的方法を探るかは判らぬが大勢は後者らしいと推測されるに至つた。即ち商工省の検査を受くべしといふ許可制を當分採用し、これに對する検査は現行の輸出絹織物取締法によるものゝ以外に許可申請織物の検査を行ふから二重になるわけであるが、代行検査は即ち國の検査であるからこれも一元化されることゝ思はれた。なほ生地輸出解禁については現在縣下に二百萬反、京阪神に百五十萬反、その他生産地を合せて約四百萬反あると云はれてゐるスタッフを一掃して業者の重壓を取り除いてやるといふ應急のものと今後毎月數量を輸出する恒久的なものとの二つの提案に對し後者については商工省の方で滿蒙等へ無制限に輸出することゝなれば内地における有力な染色會社が彼地へ大規模な染色會社を建設しこれによつて内地の百餘染色工場を壓迫することゝなるから現在滿洲支那に存在する染色加工會社の機構と能力に應じた範圍で輸出して日滿經濟一体化を破壊することのないやうにして欲しいとの希望であつた。

當時の國內に於ける織物の狀態を一寸記して置かう。人絹織物の滯貨は全國で四百萬反に上り機業地は極端な金融難と輸出不振で未曾有の苦境に陥つてゐるため、其頃人工聯と織物輸出組合の二團體が商工省と共にこれが對策に乗り出すこ

となつた模様であるが其の内容は人工聯並に輸出組合から各々二十萬圓づゝ合計四十萬圓を融資し機業地の金融難を緩和すると共に九、十、十一月に亘つて百萬反の減産を行つて織物界の根本的立直りを計るといふのである。右の案には商工省も大体賛成するものと見られてをつたが人絹界悪化の最大原因が織物の需給破綻に起因してゐた丈けに右の対策によつて織物界も徐々に好轉し延いては業界全面的の立直りとなるものと早くも前途に明朗な期待する人氣が濃厚となつてゐた。

「人絹生地輸出解禁斷行に決す」との記事が見出されたのは九月十六日の中外新聞紙上であつた。其の記事によれば「人絹生地輸出問題は人絹工聯と染工聯の對立から人絹工業界全般の統制問題に發展し産業貿易國策の前途に暗影を投げてゐるが、これに對し商工省當局は人絹工聯、染色工聯、人絹輸聯等の關係當業者と數次に亘つて協議を重ねた結果非常時貿易國策の立場から愈々人絹生地の解禁を斷行することに方針を決定、近く省議に諮つて關係法規を正式に決定來月早々これを公布實施することとなつた」

右の記事の様に商工省では斷行する事に決した。而して商工省當局では人絹生地輸出を解禁すると同時に現在福井縣織物同業組合が代行する人絹織物の整理加工前の検査を國營に移す方針であつて、これがため輸出絹織物取締法（人絹織物に準用）の施行規則（商工省令、昭和九年一月十五日施行）を改正すると共に、國營検査の嚴正を期し朝鮮への人絹生地移出についても検査制を布くため、移出人絹織物に對する輸出絹織物取締法適用に關する勅令を公布する筈であつた。商工省に於て断行と決するや業界に統制の刷新論と統制上東日本と西日本とに二分の要求が起つて來た。其の内容は即ち商工省では別項の通り人絹生地の輸出解禁を斷行するに決したが、今次の人絹生地輸出問題の發展により人絹工聯及び染工聯の生産加工統制に重大欠陥があり、四百萬反に上る人絹織物の滞荷も畢竟右統制上の欠陥から生じたものであることが明かにされ生地輸出問題は轉じて人絹工業界の統制再建問題となり成行は注目されてゐた。即ち人絹工聯及び染工聯内部においては

一、人絹工聯の生産統制は平物又は無地物の見込生産を爲す關西と特殊製品の注文生産を主とする關東方面を割一的に統制するため關西方面は容易に割當數量に應じ得るに反し關東方面は技術上その他の都合から割當に應じ得ない。

二、染工聯の割當制は機業家の技術的工夫を全く無視して機械的生産割當を行ふ結果、染色の工藝的成果は没却され技術的改善の餘地が無いこと

等の欠陥があり、現に人絹工聯内部では右の統制問題を繞つて足利、桐生、伊勢崎、佐野等の組合は八王子、秩父等の組合と提携して關東聯合會を結成し人絹工聯當局に對し統制委員會を關東と關西に二分するやう建議してをり、人絹工業界の統制刷新問題は當業者の死活問題として重大視されてゐた。

生地輸出解禁の結果國營検査所を充實し豫算不足のため當分は現行のまゝ組合代行検査國營移管方針に決定した。其の内容に關し九月二十六日の福井新聞紙上の記事を記せば左の様である。

人絹生地輸出解禁問題につき商工省では輸出の強化、人絹織物滯貨處分の見地より検討を行つた結果從來の禁止方針を變更し一年二百萬反を限つて試験的に輸出許可を與へることゝ方針を決定、来る二十七日人絹工聯、輸出染工聯代表を商工省に招致して右の指示を達することゝなつた。右生地輸出解禁にあたり検査制度の強化改善が問題となるが現在人絹生地の検査（整理前検査）は各所の國營検査所で行ふ外民間機關としては福井織物組合がこれを代行してゐるので商物同業組合の代行検査を國營に移す事に方針を決定した。しかし豫算不足のため差當つて當分の間は現行のまゝ放置する外なき模様である。なほ朝鮮に於ける輸出人絹生地の検査も一貫統制を行ふ必要あるので商工省では現在朝鮮における同業組合の代行検査制度を國營検査に移すべく總督府に對し交渉をすゝめる方針である。しかして商工省今回の人絹生地輸出許可を試験的解禁なりとしてゐるが其の結果として機業家及び輸出業者が有利となり一方染色加工業が打撃を受けることは明瞭でわが人絹輸出促進の大局的見地より今回の商工省の處置は果して妥當なりや否や疑問視されてゐる。

而して此の事に最も直接に關係のある福井へこのうれしい喜ぶべき年二百萬反の生地輸出許可さるといふ快報の入つて來たのは九月二十五日上田委員長より打電によるものだつた。此の情報に接した縣織物組合では時ならぬ緊張ぶりを見せた。商工省貿易局において生地解禁に伴ふ検査取締其の他手續等につき草案中であつたが大体の具体案が出来上つたので廿五日に非公式人絹生地解禁を數量的に許可する旨を公表したので同日早速上田委員長より山田縣織物組合長宛に「生地輸出許可さる、各年二百萬反で代行検査は其の儘に決つた」旨の電報が入つて來たわけだ。

其の具体案につき九月二十九日中外新聞紙によれば

愈々人絹生地輸出解禁は既報の如く二十七日商工省より染工聯及び輸聯の諸代表を個別的に招致し具体案を申渡したが輸出検査は差當り福井、大阪、神戸、横濱の四國立検査所において行ふこととなつた。輸出実施期は諸般準備を今月中に完了し來月早々官報號外の發布と共に輸出せらるゝ模様であるが同解禁の實施要項は左の如し。

人絹布の生地輸出解禁に關する方針

- 一、人絹布の生地輸出は人工聯、輸聯期成同盟會の希望により解禁することに決定（準備付き次第之を許可す）
- 二、その數量は年二百萬反とす、但し一ヶ月二十萬反を超える程度
- 三、輸出數量を制限したるは暫定的なること
- 四、輸出する生地については検査を行ふこと、その検査は差當り大阪、神戸、横濱、福井等の國立検査所において行ふ
- 五、生地を輸出するには左の條件を必要とすること

（一）生地検査に合格したるもの

（二）製造者の明かなる製品

（三）検査は指定せられたる國立検査所長の認定により輸聯これを行ふ

（四）手數料は實費に足らざる小額となすこと

（五）輸聯の行ふ検査は暫定的なること

（六）生地の輸出數量は輸聯において統制すること

因みに生地輸出許可處分の要綱は左の如し。

輸出人造絹織物生地輸出許可處分要綱

一、輸出絹織物取締法第一條により輸出許可處分をなすこと

（参照）輸出絹織物取締法第一條輸出絹織物は命令の定むる所により輸出絹織物検査所の検査に合格したるものに非ざれば營利の目的をもつてこれを輸出することを得ず但し特別の事情により主務大臣の許可を受けたる場合はこの限りにあらず。

二、前項の許可條件を次の如く定むこと

- （一）日本絹人絹糸布輸出組合聯合會の統制品にして貿易局の認定をなしたものに限定すること
- （二）整理前検査済品にして欠點表示のなきものに限定すること
- （三）製織者の明瞭なるものに限定すること

（四）輸出許可數量は不取敢一ヶ月二百萬反に限定すること

かくして同問題は解禁により解決され一方に春がよみがへり他方には甚大なる打撃を蒙る事となつた。

解禁當時の状態に付さ簡単に述べよう。

商工省の解禁決定説濃厚となつて来るや其の頃人絹織物界に好況來の曙光が來つて數ヶ月振の市場景氣を示した。不況のドン底に喘いでゐた人絹織物界も生地解禁氣構へと事變戰局の進展見越、生産自然調節などの材料で俄に好況來の曙光をみるにいたつた。九月下旬に至り織物市場街は頗る活氣を呈し買ひ方の態度も一段と積極的となりどしづゝと買ひあふり數ヶ月振りの市場景氣をみせた。一様に目先高見越しに買手繼續を豫想され機業家筋もこゝに漸く愁眉を開き採算点を

取戻さんとする情勢であった。

商工省の解禁は前述の如く染色業者には呪ひの解禁であり之れにより染色加工業の受ける打撃は頗る重大で漸く海外との競争に堪へるに至つた斯業は再びこれを機として衰頼するのではないかと憂慮されてゐた。即ち染色加工業の統制團体たる染工聯の一ヶ月の加工數量は一時百八十萬反にも及んでゐたが外地染色業の勃興により最近は約百十萬反を數へてゐるにすぎず、一ヶ月約九十萬反の加工をなすにすぎなくなるわけで從つて染色業者は現在設備の半分を休止するやむなきに至るのでないかと見られてゐる。

人絹生地割當の第一回入札は十一月中旬に行はれ第二回入札は十二月十七日に行はれた。

十二月二十一日の福井新聞紙上によれば

「日本絹人絹糸布輸出組合聯合會では十七日に昭和十三年度分第二回の人絹生地輸出割當額の入札を行つた結果落札總數量は十六萬疋に決定し最高落札値段一疋に付三十錢に、最低落札値段が六錢に平均落札値段は十錢二厘五毛強であるが右の旨二十日同聯合會より福井輸出組合宛に通牒して來た。」

昭和十三年三月度分

A 特別割當數量	一六〇、〇〇〇疋
B 入札總數量	二六六、四二五
C 落札總數量	一六〇、〇〇〇
D 入札者總數	なし
E 東京組合員	二、四七四疋
F 横濱 同	一
G 神戸 同	一
H 大阪 同	一
I 京都 同	一
J 福井 同	一
K 名古屋 同	なし
L 横濱 同	一名
M 東京組合員	一
N 神戸 同	一
O 福井 同	一
P 最高落札値段	一疋に付 三十錢
Q 最低 同	同 六錢(按分)
R 平均 同	同 一〇錢二厘五毛強

名古屋 同	八、六二一
大阪 同	九九、五九〇
神戸 同	五、〇一九
京都 同	七、九六一
福井 同	三六、三三五
	四六名

福井縣織物同業組合に就て

五年定同加納政文良進

吾が福井縣は織物王國として世界に重要な地位に進み又人絹織物生産高に於ては大正十二年以來躍進的發達をとげ、最近年產額一億三千萬圓に達し、本邦第一位を占め本邦年產額の六割を產出する狀態であり、我等縣民の大なる誇りである。此れは我が福井縣の土地が雨量に富んでゐる天惠と斯業界の人々の大なる努力の爲である。

さて我が福井縣の織物界の跡を回顧すれば明治維新の際由利公正公が奉書紳を獎め又海外よりの先進歐米諸國の織物見本を縣下機業者に示し、無二の資料を提供せられたるに端を發して居るが、しかし我が福井縣を絹業國と謳はしめた輸出向羽二重は明治二十四、五年頃より日清戦争前後を第一期として、一時に興り手織機に依る小規模に製織したものであるが、織物界の先驅者に依つて横濱の外國商館に輸出したのである。これに依つて製織販路の途が拓け、今日の殷盛を見るに至つたのである。又今日の馬場通りの織物問屋の創業もその頃に始まり機業家と織物問屋との間に立つ織物ブローカーも續出し今日の織物街が作られたのである。

過去五十年間に於て新式織機、新鋭準備機に依つて機業家も五十年前には三十戸であったが夫が三千戸に、又五十台なりし機械は八万台の多きに増加し、全く夢の様な躍進をとげ今日の如く宇内に冠たるを得たのである。



合組業同物織縣井福



部内所引取紹人井福



入組物織物検査

二、福井縣織物同業組合の沿革

斯くの如く吾が福井縣の織物界が本邦はおろか、世界の隅々迄へも織物王國の名をほいまゝにしたる因源は蓋し一朝一夕の事ではない。それは五十年前に於て、時かれた種が今や芽を出しているのである、と云ふ事を忘れてはならない。即ち明治十九年五月當時の業界の有識者である葛巻喬氏の主唱に因り同年七月日新織工組合を組織し、主唱者自らがその組合長となり、同志と共に粗製濫造の矯正、販路の擴張等を計つたのが所謂福井縣織物同業組合として宇内に冠絶する斯業唯一の團体の濫觴であつて本縣輸出羽二重創生に先だつ事一年であった。此の組織的組合の基礎更に此の不拔の建設的精神が有つたればこそ翌明治二十年桐生よりの高力直寛氏に依る輸出向羽二重の製織も易々として消化し得、又五十年後の今日織物王國として、宇内に繁榮してゐる所以なのである。その後明治二十五年には本縣より年額一千圓の補助を受けて羽二重検査所を設け、同年本縣令を以て發布された福井縣絹織物同業組合取締規則

に準據して更に同業組合を組織し規約を改正して縣下の機業家を悉く加入せしめ一層取締法を厳にし、製品検査の等級を上、中、下の三等に區別し、松、竹、梅の證票を貼付せり。是に於て本縣羽二重の信用次第に加はり、聲價愈々高まるに至り、翌二十六年には縣費補助を年額三千圓に増加されるを以て益々検査を勵行し、粗製濫造の矯正、販路の擴張、品質の改善に努めた。それより後明治三十三年には福井縣織物同業組合と改稱し契約及び組織を一變した。又四十三年には組長、副組長の任期を二ヶ年より四ヶ年に改め、其の後年々幾多變遷、改良されて今日織物王國の名世の中に恵にする事が出来る、我が福井縣の織物同業組合として隆々と發展してゐるのである。

三、組合の組織

現在の同組合の役員

組長 山田仙之助 副組長 谷口 森

理事 新井 真 檢査長 竹下源次郎

參與員——縣下の織物に關して學識、經驗のある者につき嘱託する事に成つており、現在十名で組合會に諮詢する。

評議員——組合の諸問機關として設けられてある。製造業者より十一名、商業者より四名、撫業者より各一名を選出し、現在十七名。

代議員——組合の代議機關として左の項目に依り、各部組合員之を選舉する。現在三十七名の代議員がある。

(一) 製造業者福井市五部各二名宛、其の他の部は各一名宛を選出するものとす。

但一郡の組合員五十名に満たざるときは其郡に限り一名とす。

(二) 練業者、商業者は各部二名宛選出するものとす。

部長——組長の指揮に従ひ部内の事務を取扱ふものであつて、各部一名として其組合員に於て互選し組長が之を任免

する。現在は、福井市に十名（その中、商業協會を兼ねてゐる者四名、撫業部一名）足羽郡に三名、吉田郡に五名（中練染部一名あり）坂井郡に四名、大野郡に三名、南條郡に二名、今立郡に三名、丹生郡に二名となつてゐる。以上が役員である。次に組合員——とは福井縣内に居住する左の營業者を以て組織せられてゐる。

(一) 絹織物製造業者

(二) 輸出綿織物製造業者（人絹織物製造業者を含む）

(三) 商業者

(四) 練業者（輸出織物並に其の原料を染色するものを含む）

(五) 撫業者

本組合は左の數部を設けて取締上の便宜を計つてゐる。各部には前述の部長を設けてゐる。

(一) 織物製造業者

福井市第一部

月見町、葵町、水川町、川上町、岩堀町、松影町、常盤木町、豊町、壽町、相生町、若松町、毛矢町、不動町、玉井町、九十九町、榮町、足羽上下二ヶ町、旭町、館町、千歳町、綠町、石場畑方、木田町、山奥、花堂

福井市第二部

佐佳枝三ヶ町、佐久良三ヶ町、錦三ヶ町、照手三ヶ町、湊三ヶ町、花月三ヶ町、乾三ヶ町、大和三ヶ町、湊新町、乾新町、花月新町、足羽郡東安居村の内東明里

福井市第三部

春山三ヶ町、浪花三ヶ町、東二ヶ町、江戸二ヶ町、寶永上町、尾上三ヶ町、老松三ヶ町、吉田郡西藤島村ノ内田原下

福井市第四部

松ヶ枝三ヶ町、日ノ出上中町、清川三ヶ町、寶永中下町、籠川三ヶ町、城町三ノ丸、吉田郡圓山西村ノ内松本地方、
町屋ノ内福井市接續ノ分、吉田郡圓山東村下四ツ居ノ内福井市接續ノ分

福井市第五部

豊島三ヶ町、吉野三ヶ町、手寄三ヶ町、日ノ出下町、勝見町

足羽郡第一部

酒生村、下宇坂村、一乘谷村、東郷村

足羽郡第二部

上文殊村、下文殊村、麻生津村

足羽郡第三部

和田町（勝見町ヲ除ク）木田町（舊木田地方、山奥、花堂ヲ除ク）六條村、庄村、東安居村（東明里ノ大字ヲ除
ク）

吉田郡第一部

森田町、河合村

吉田郡第二部

松岡町、五領ヶ島村、吉野村、岡保村ノ内坂下堅達

吉田郡第三部

下志比村、志比谷村

吉田郡第四部

吉田郡第一部

西藤島村（田原下ヲ除ク）圓山西村（松本地方、町屋ノ内福井市接續ノ分ヲ除ク）圓山東村（下四ツ居ノ内福井市接
續ノ分ヲ除ク）中藤島村、東藤島村

坂井郡第一部

三國町、雄島村、加戸村、蘆原町、金津町、吉崎村、細呂木村、大石村、本莊村、木部村、新保村、濱四郷村、鶴村、

大安寺村、本郷村、棗村、兵庫村、鷹巣村、北潟村

坂井郡第二部

坪江村、劍岳村、伊井村、東十郷村、大關村、長畠村、丸岡町、竹田村、高椋村

坂井郡第三部

春江村

坂井郡第四部

磯部村、鳴鹿村

大野郡第一部

大野町、小山村、乾側村、上庄村、芦見村、羽生村、上味見村、下味見村、下庄村、西谷村、上穴馬村、下穴馬村、
五箇村、富田村

大野郡第三部

北郷村、吉田郡淨法寺村、上志比村

今立郡第一部

鯖江町、新横江村、舟津村

今立郡第二部

河和田村、中河村、片上村、北中山村

今立郡第三部

國高村、栗田部町、岡本村、上池田村、下池田村、服間村、南中山村、北中山村、味眞野村

丹生郡第一部

吉川村、豊村、白山村、宮崎村、織田村、常盤村、萩野村、城崎村、今立郡神明村

丹生郡第二部

天津村、三方村、志津村、西安居村、殿下村、越廻村、國見村、下岬村、上岬村、四ヶ浦村、糸生村、立待村、朝日村

南條郡第一部

武生町ノ内蓬萊、幸、有明、深草、尾花、北府、北府村、蛭子、並木、相生、桂、曙、平出、丹生郡ノ内吉野村、大虫村

南條郡第二部

武生町ノ内橘、櫻、老松、大山、上市、楠、上市村、末廣、鶴澤、泉、綠、壽、旭、吾妻、浪花、大門河原、南條郡各村、今立郡北日野村、嶺南一圓

(二) 練業部

福井市及各郡

(三) 商業第一部

福井縣織物商協會第一部

同 第四部

(四) 商業第二部

福井縣織物商協會第二部

同 第三部

(五) 撫糸業部

福井市及各郡

四、組合の目的

(一) 本組合は業務上の弊害を矯正し織物の品位を進め、信用を保持し、倍々販賣を擴張し及商取引の圓滑を圖るを以て目的とす。

(二) (一)に述べた目的達成の爲、本組合は左の各項を執行するものとす。

1、業務上に關し必要な事項は組合員に報導し、及組合員の需に應じ紹介を爲す事。

2、業務上利害得失に關する事項は質問應答を爲し、組合員に報知する事。

3、職工取締に關する規定を設くる事。

4、職工に貯金を獎勵する事。

5、織物の意匠に關する内外の見本を蒐集し組合員の参考に供する事。

6、織物品評會を開き品位の進歩を圖る事。

7、博覽會共進會等の開設あるときは之が出品の手續を爲し又組合員に出品を勧誘する事。

- 8、販路擴張の爲め、内外樞要の地へ組合員の製品見本を陳列又は送付する事。
- 9、販路擴張の目的を以て視察或は試賣を爲す者ある時は便宜を與ふる事。
- 10、内外各地の機業及商業視察の爲委員を派遣し、之が實況を組合員に報知する事。
- 11、組合業務上の統計を詳にする事。
- 12、他府縣同業組合と氣脈を通ずる事。
- 13、組合業務上に關し主務官廳又は地方廳より諸問あるときは調査報告をなす事。
- 14、組合業務上の利害得失に關する事項は主務官廳及行政廳に請願又は建議する事。
- 15、染色及精練改良に關する施設をなす事。
- 16、輸出綿織物の検査をなす事。

以上で當福井縣織物同業組合の概説及び組織を簡単に記したのであって、次には織物検査のことについて述べて見やう。

五、生 地 檢 査

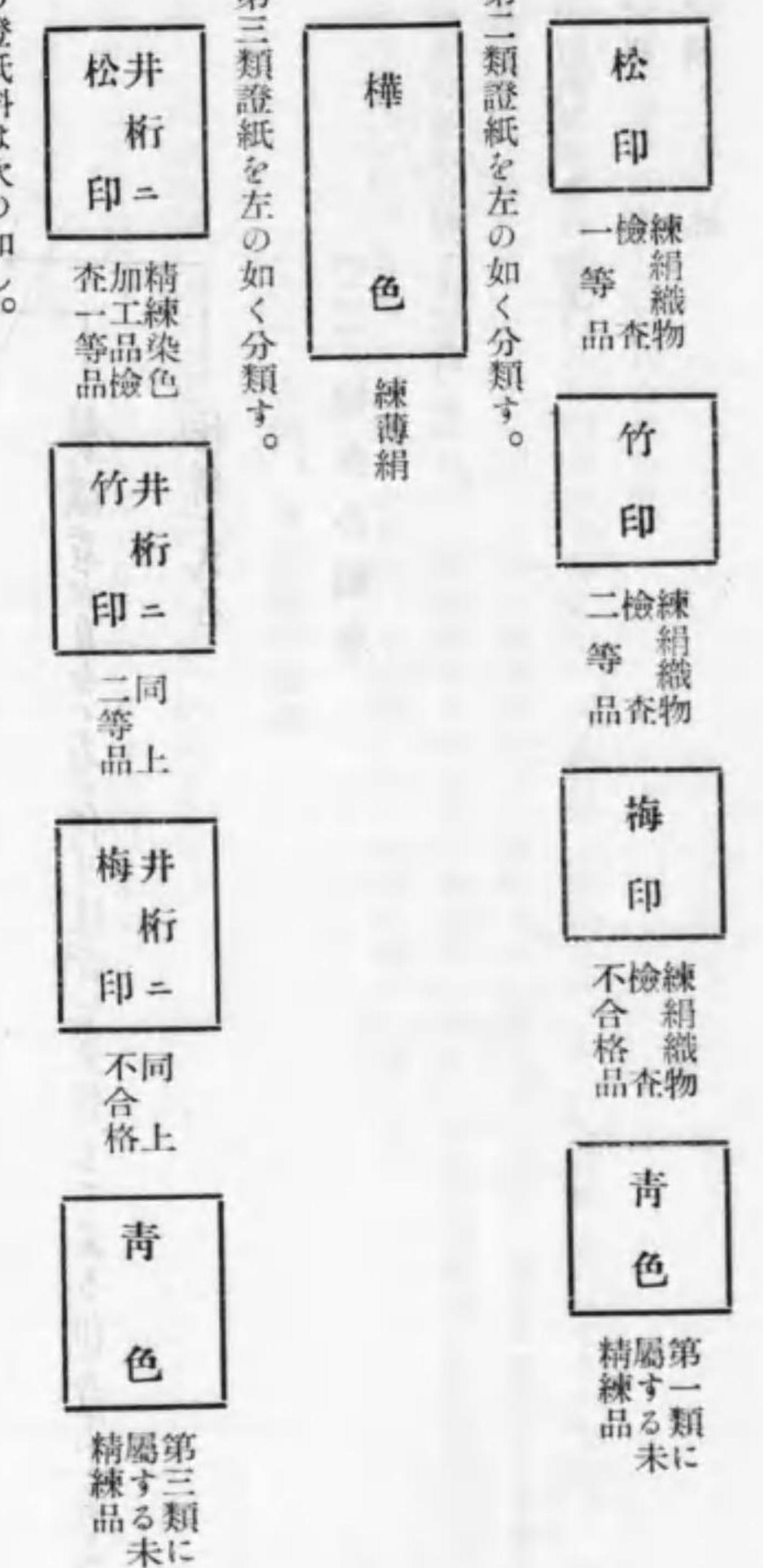
(一) 概 説

本組合員の製織品は輸出絹織物検査所の検査を受くべきもの以外の總ては検査を受くるべき事になつてゐる。輸出絹織物には左の區別により證紙を貼用する。證紙は事務所にて製織業者に交付する。

第一類證紙 織絹織物、生絹織物

第二類證紙、第三類證紙 輸出絹織物検査除外品及人絹織物其他特殊織物

第一類證紙を左の如く分類す。

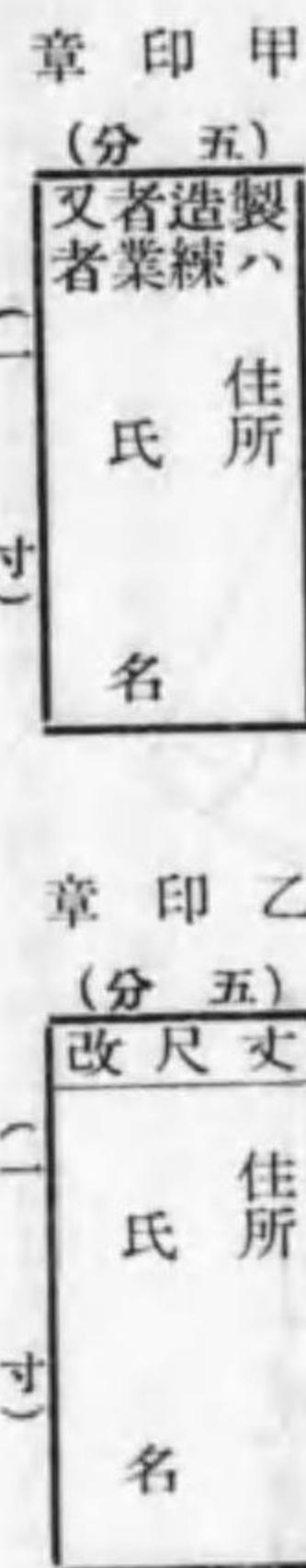


其の證紙料は次の如し。

證紙料 第一類證紙一枚に付六錢以下

第二類證紙一枚に付四錢以下

製造業者及練業者は織製品の一端に右に定めたる相當の證紙を貼用し、之に丈尺を記入し自己の住所氏名を明刻したる左の甲印を絹地と證紙とに掛け押捺し、且他の一端には左の乙印を押捺する。



紡織物の耳に綿糸及織端に綿糸又は脣糸を用ふる事は出来ない。検査を受ける時の反物の疊み方は大体次の如し。

↑丁度書物の様にめぐれる様になつてゐる。



住所・氏名

(二) 検査の順序

検査は左の事項に付き之を行ふ。

- 一、品
イ、原糸及原糸の加工
- ロ、組 織
- ハ、製 織

二、長さ及幅

三、疵、汚及洞切の有無及其他の疵

検査を受ける者は、製織品に検査申告簿を添へて受付係へ提出する。そこで證紙を受けてそれを貼り、自分の名の代り登録印を押してもらふ。それが北面してゐる検査臺の方に廻はされ、検査員に依て、前記の検査すべき事項について、毎反毎に検査して合格、不合格を區別し、事故有るものは不合格印を掛け、夫々事故印を押捺表示する。合格したるものには合格印を捺印する。そこでその合格、不合格となる規準を調べて見よう。

(三) 合格、不合格の規準

合格品とは検査規程に依る規格品以上のものを合格品となす。

不合格品とは左記の欠点の一つに該當するものを不合格品となす。

- 一、地質脆弱なるもの。
- 二、製織不良なるもの。
- 三、甚しく地合粗笨なるもの。
- 四、染色不良なるもの。
- 五、精練漂白整理、其の他の加工不良なるもの。
- 六、商習慣に反し、幅、長不足のもの又は幅の不同著しきもの。但し特殊の場合に於て豫め表示の數に満つるものは此の限りに在らず。
- 七、瑕疵、汚染、洞切其の他の缺点著しきもの。
- 八、前各號の一に該當するに至らざる前各號を參照して不良と認むるもの。

以上の検査で不合格となりたものは、輸出はされないが、内地向としてあらゆる方面に使用されてゐる。

〔例〕婦人子供服、婦人スカート類、蒲團類、カーテン類等。

(四) 検査の等級

現在施行しつゝある等級は、次の如く分けられてゐる。

優等 特等 一等 二等

而してその検査品には織物に次に示すが如き印章を押捺する。

〔参考〕その印章の印肉は特殊なものでどんなにしても取れない。例へば白い生地に押捺した印章は黒く染めても印章は消える事がなく、よく判別するさうです。

印 章

不合格の印



瑕疵章



汚染印



胴切印



(合格印に跨りて右方)

(合格印に跨りて左方)

(合格印に跨りて上方)

出商習慣に依る長及幅を有する

人組織物の整理前検査印

其の他の輸出入人組織物の整理前

長六〇半碼

幅六〇半吋

福井縣織物

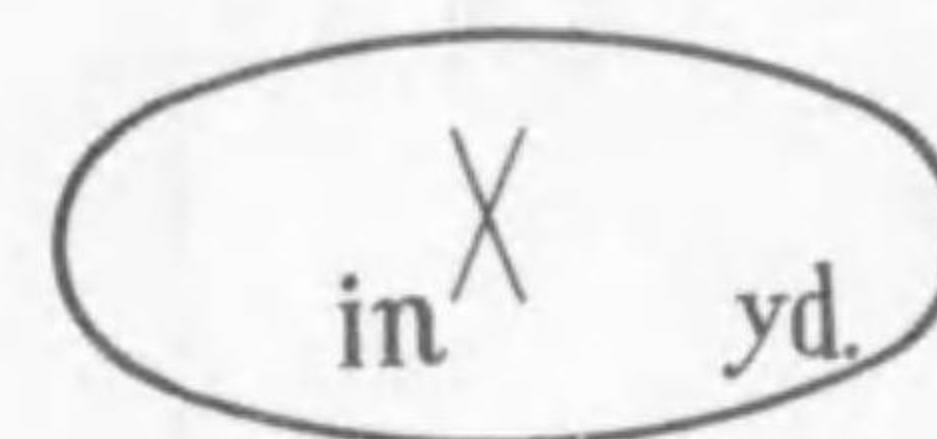
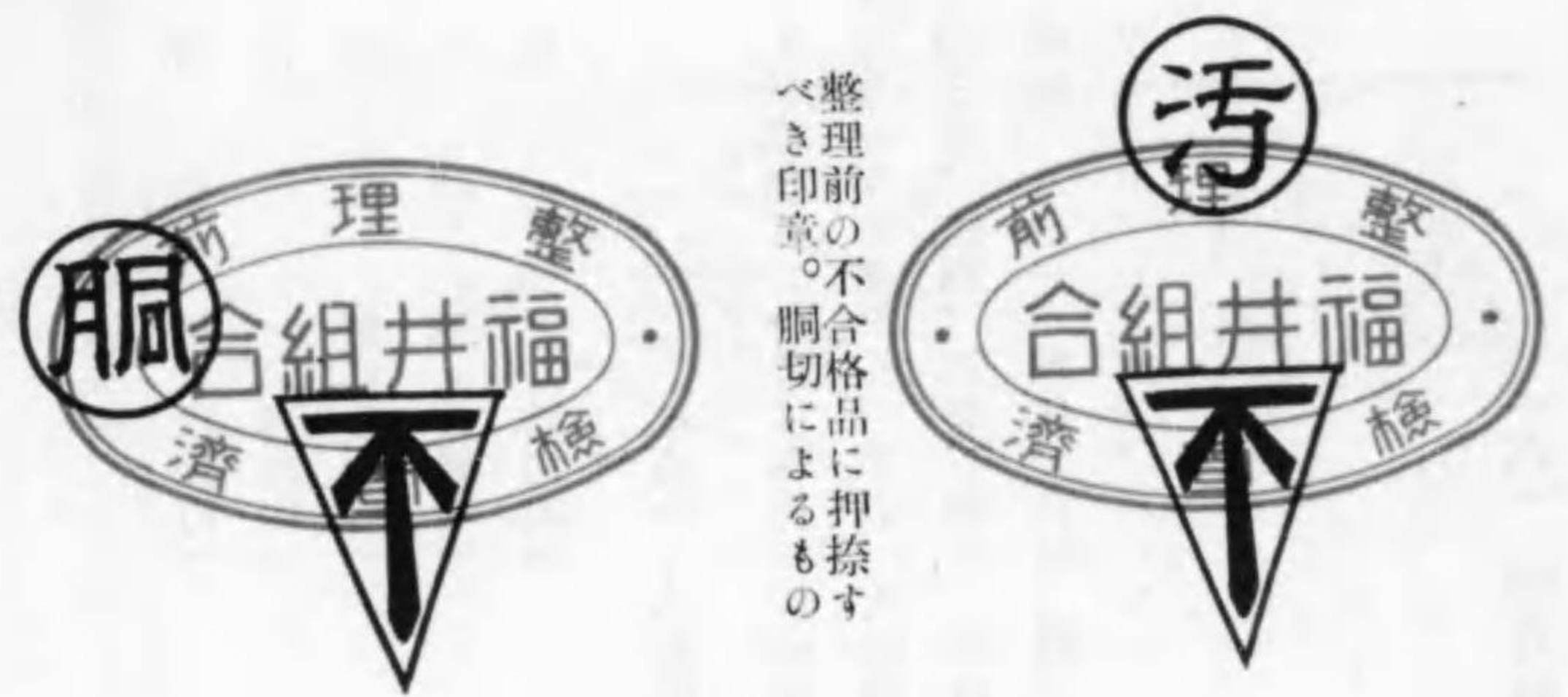


優等品に押捺

特等品に押捺

其の他の輸出入人組織物の整理前

検査印



整理前の不格品に押捺すべき印
章。汚染によつて

整理前の不格品に押捺すべき印
章。瑕疵によるもの。



VOID

數字取消印章



日本輸出綿織物工業組合聯合會の検査品種に該當せざる輸出綿織物及輸出入組織物中整理後朝鮮向織物に押捺すべき印
章
一等合格印章（赤色）
二等合格印章（青色）
不合格印章（黒色）

現在福井縣織物検査所は左の九ヶ所に検査派出所を設置してゐる。

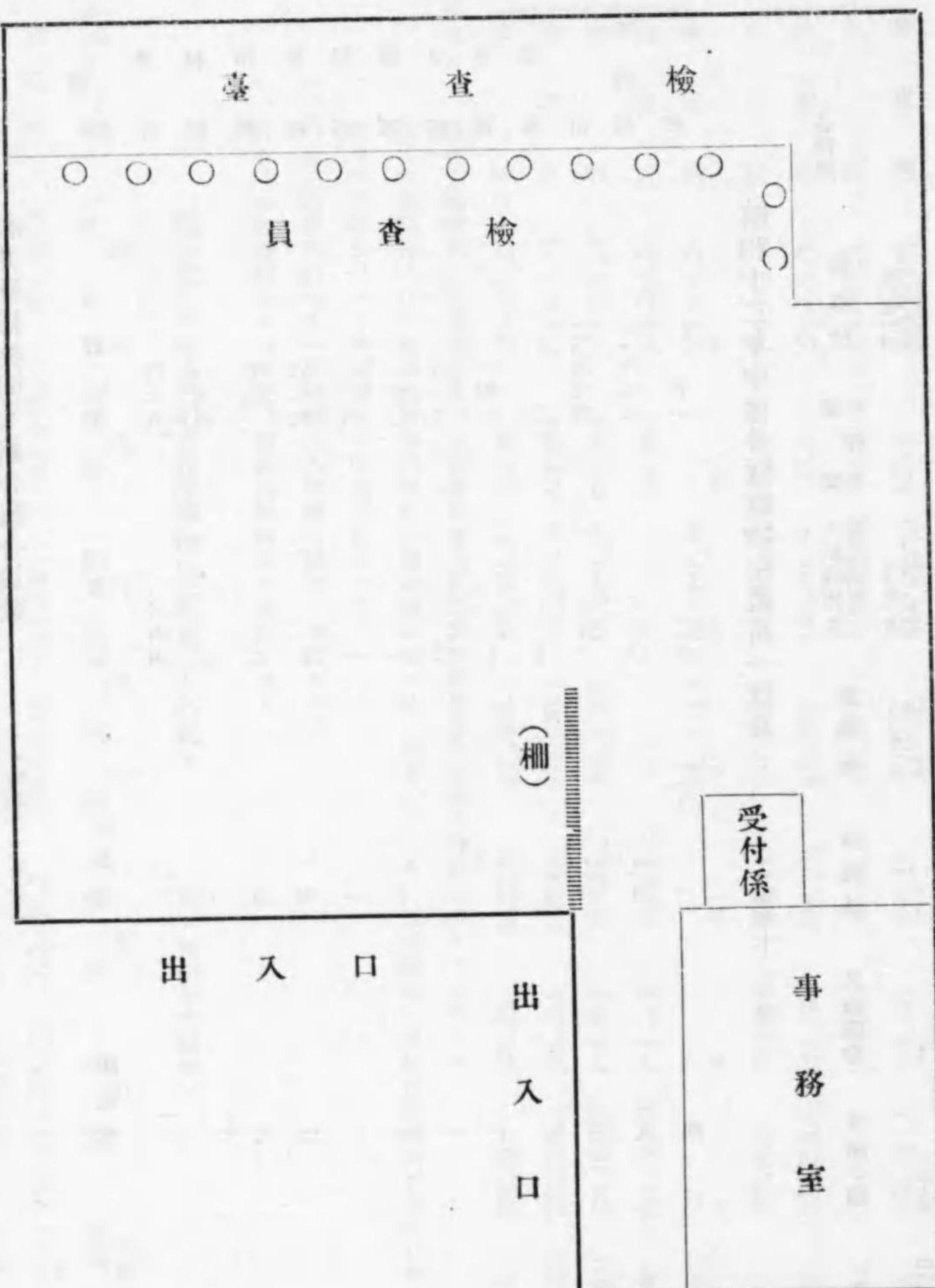
吉田郡(松岡町)	今立郡(鯖江町)
(森田町)	同
坂井郡(丸岡町)	南條郡(武生町)
大野郡(大野町)	若狭國(小濱町)
同	(勝山町)

(五) 人絹織物の表示

人絹織物については殊更「人絹織物」と云ふ表示はしてゐないが、人絹織物には左に記す絹織物に使用する名稱を表示する事は出来ません。若し、人絹織物に左記の名稱を表示すれば法律に依り處罰を受ける事になつてゐる。

羽二重、縮緬、錦紗、御召、明石、壁、銘仙、紬、蠶瀬、斜子、八ツ橋、繩子、古濱、錦織、節織、高貴、市樂、八橋、透綾、八泉平、曾代、白畝、綬子、厚板、仙台平、唐織、結城、大島、山邊平、ジョーゼット、スパンクレップ、シリムース、シフォン、バレス

(六) 検査所内部略圖



品種別	福井縣織物同業組合組員數									部 別
	機業	商業	織糸業	練染業	計	織業	商業	織糸業	練染業	
前年	三七九	三四四	二	一一	七四六	七四一	七五六	三九六	三九六	福井
同期	三九四	三四四	二	一一	七四六	七四一	七五六	三九六	三九六	足羽
較	七八一	二	一一	一	六三二	六二一	六二	七九六	七九六	坂井
年	六二六	五	一	一	三一六	二四一	二四	六三二	六三二	吉田
同	三三九	二	一	一	三一六	二九三	二九三	三二五	三二五	今立
期	六〇	一	一	一	二	二八三	二八三	二二五	二二五	丹生
較	五一	一	一	一	二	三三〇	三三〇	二三三	二三三	大野
年	三一二	二	一	一	二	二九三	二九三	二三三	二三三	南條
同	二	一	一	一	一	三五二	三五二	二二二	二二二	坂
期	一四一	一	一	一	一	一	一	一一一	一一一	足
較	二	一	一	一	一	一	一	一	一	羽
年	二	一	一	一	一	一	一	一	一	井
同	一	一	一	一	一	一	一	一	一	市
期	一	一	一	一	一	一	一	一	一	郡
較	一	一	一	一	一	一	一	一	一	別

昭和十二年中福井縣織物生產高一覽表

(昭和十二年末)

（並=對前年比較率）

最近十ヶ年間福井縣織物生產高年次表

（並=對前年比較率）

年次	輸出量	出價	向地	內地	價格		數量	價格	數量	價格
					前年	今年				
昭和三年	三,001,五六	七七,四二,七三	一,九五,九三	三,04,四七	四,九四七,四八八	一,00,四九三,一九九	一,00,四九三,一九九	一,00,四九三,一九九	一,00,四九三,一九九	一,00,四九三,一九九
四年	四,00,五,八八	七八,六五,七六	二,00,三,六六	一,九,一七,三七	六,00,九,五五	九七,八二,七三	二,00,九,五五	二,00,九,五五	二,00,九,五五	二,00,九,五五

備考
 一、輸出向紡織物ハ日本輸出綿織物同業組合聯合會規定ニ依リ検査シタルモノ及綿織物工業組合検査高ヲ合計シタリ
 一、内地向紡織物中ニハ本綿織及人綿織ヲ合計シタリ
 一、輸出向紡織物ハ國營検査高、生綿縣外搬出高及國營検査除外品高ヲ合計シタリ
 一、内地向紡織物中ニハ本綿織及人綿織ヲ合計シタリ
 一、輸出向紡織物ハ日本輸出綿織物同業組合聯合會規定ニ依リ検査シタルモノ及綿織物工業組合検査高ヲ合計シタリ
 一、内地向紡織物中ニハ本綿織及人綿織ヲ合計シタリ
 一、内地向紡織物中ニハ本綿織及人綿織ヲ合計シタリ
 一、内地向紡織物中ニハ本綿織及人綿織ヲ合計シタリ
 一、内地向紡織物中ニハ本綿織及人綿織ヲ合計シタリ

五 年	五、一六八四六	五五、三九五、一〇六	二、二九九、一六九	一五、七九六、三〇三	七、三七〇、一五	七一、九一、四〇九	二・七	(一)二・三
六 年	六、六五〇、一九三	四九、五三、五六	二、四九九、四七〇	一六、一〇五、七九二	八一、四五、七六三	九、一四五、七六三	六五、六九、三〇八	二・四〇 (一)〇六
七 年	九、四四七、六六三	七一、五〇七、五三三	二、四九八、二四	一五、六三、八五九	一、九四五、七七	一、九四五、七七	三・〇六	三・六
八 年	一〇、六六三、八一七	八三、五五、三〇	二、九四九、九九七	一八、六〇三、一九二	二、九一三、八四	二、九一三、八四	一・四〇	一・四
九 年	一三、三二、三三	一〇五、八三、七四二	四、五五三、二三五	二〇、二六、八九一	一三、六一三、八四	一三、六一三、八四	三・四二	一・七〇
十 年	一六、八八五、八六一	九一、三四五、三九五	七、〇五五、〇二七	二四、三〇一、七一〇	二、九四〇、八六	二、九四〇、八六	二・三	二・三
十一 年	二〇、〇一四、三七九	一〇六、一〇二、二〇七	六、五九三、五六六	三、三六一、八二一	二五、九五、一六三	二五、九五、一六三	三・一	(一)〇・八二
十二 年	二二、六八、五九三	二六、六九九、二三	七、〇四一、九五一	二五、五〇五、〇三	二八、六〇七、五四四	二八、六〇七、五四四	一・一	一・一

福井輸出人造絹織物工業組合

同 柏 木 一 平 郎

一、總 説

本組合は輸出入人造絹織物（交織物を含む）及移出人造絹織物（交織物を含む）工業の改良發達を圖る爲共同の施設を爲すを以つて目的となし設立せられたるものであつて、昭和九年十一月一日の設立にかかるものである。

現在本組合の地區を左の各號の地域としてゐる。

二、組合の事業

本組合は其の目的を達する爲めに左の事業を行つてゐる。

- 一、統 制
- 二、貯金の受入の斡旋
- 三、製品の販賣
- 四、營業に必要な物の供給
- 五、資金の貸付
- 六、營業に關する指導、研究及調査
- 七、其他の施設

右の如き事業を行つて居るが最も重要にして種々の問題を生じてゐるのは統制問題である、従つて本研究に於ては主として統制のことにつき述べて見たいと思ふ。

統制とは本組合定款によれば次の如きものを云ふのである。

一、福井市一圓

二、福井縣吉田郡圓山西村、圓山東村、中藤島村、西藤島村、森田町、岡保村及河合村

三、福井縣足羽郡一圓

四、福井縣丹生郡志津村、三方村、糸生村及殿下村

次に本組合は右の地區内に於て縮緬、壁及ボイルを除きたる輸出人造絹織物（交織物を含む）及移出人造絹織物（交織物を含む）の製造を業とする者を組合員として組織せられてゐるのである。

甲、生産の調節
乙、生産分野の協定
丙、共同販賣の強制
丁、其の他の統制

甲、生産の調節

本組合に於ては所屬組合員の生産にかかる輸出人造絹織物（交織物を含む）及移出人造絹織物（交織物を含む）の生産数量の調節をなすのであつてこの生産数量の調節は左の各號に依りて行つてゐるのである。

- 一、生産数量の割當
二、織機臺數の制限
三、操業の禁止

一、生産数量の割當

生産数量の割當は全國の人造絹織物工業組合の聯合會である日本人造絹織物工業組合聯合會から本組合に割當てられた一ヶ月間の品種別製品の生産總数量を各品種毎に一定比率に依りて本組合所屬組合員に割當てゝ之れを爲し右一ヶ月の生産總数量は其の三ヶ月前に於て理事會の決議を以つて定められることになつてゐる。

組合員に對しては日本人造絹織物工業組合聯合會の承認を得たる上左の各號に依り追加して割當つることを得。

一、一月に於ける割當數量（二種以上の製品に付割當を有する場合は其の割當數量の和）二百反に満たざる組合員の二月三月四月五月又は六月に於ける各其の月の割當數量（二種以上の製品に付割當を有する場合は其の割當數量の和）が一月の割當數量（二種以上の製品に付割當を有する場合は其の割當數量の和）より減じたるときは一月の割當數量

（二種以上の製品に付割當を有する場合は其の割當數量の和）を超える範圍内に於て其の減じたる數量を追加（二種以上の製品に付減じたるときは其の追加し得る數量を其の減じたる製品に付減じたる數量に按分して追加）す
二、七月に於ける割當數量（二種以上の製品に付割當を有する場合は其の割當數量の和）二百反に満たざる組合員の八月九月十月十一月又は十二月に於ける各其の月の割當數量（二種以上の製品に付割當を有する場合は其の割當數量の和）が七月の割當數量（二種以上の製品に付割當を有する場合は其の割當數量の和）より減じたるときは七月の割當數量（二種以上の製品に付割當を有する場合は其の割當數量の和）を超える範圍内に於て其の減じたる數量を追加（二種以上の製品に付減じたるときは其の追加し得る數量を其の減じたる製品に付減じたる數量に按分して追加）す。
(イ) 統制品種

總ての人絹織物は統制をやる必要上十一種に別けてある。それを統制品種と云ふ。次に其の十一種を擧げやう。

改正品種別表

（昭和十二年七月一日より實施）

第一種 一 平	五分間の經糸の密度六十四本未満の後染平織物（組織上綜続二枚にて製織し得るもの）及後染揭織物（組織上綜続三枚にて製織し得るもの）但し「揭柄物」（揭柄を組織に依り現はしたるものに付ては其の部分に付割當し得るもの）八枚以下にて製織し得るものに限る）を含みボイル、縮緬若は壁に屬するものを除く
第二種 二 平	組織上綜続十六枚以上にて製織し得るもの（但し「揭柄物」（揭柄を組織に依り現はしたるものに付ては其の部分に付割當し得るものに限る）を含みボイル、縮緬若は壁に屬するものを除く）
第三種 織繡子	組織上綜続十六枚以下にて製織し得るもの（但し「揭柄物」（揭柄を組織に依り現はしたるものに付ては其の部分に付割當し得るものに限る）を含みボイル、縮緬若は壁に屬するものを除く）
第四種 紋 織	五分間の經糸の密度六十四本未満の後染紋織物（ボイル、縮緬若は壁に屬するものを除く）
第五種 別 紋	五分間の經糸の密度六十四本以上の後染紋織物（ボイル、縮緬若は壁に屬するものを除く）
第六種 ボイル	ボイル（ニノンを含む）

第七種 縮絨 平織縮絨(變化平織のものを除く)但し縞柄物(組織に依り縞柄を現はしたものと云ふ)を含み綿糸の全部又は一部に強熟糸を用ひたるものと除く)を含み綿糸の全部又は

第八種 縮絨柄 第七種以外の縮絨

第九種 壁 壁

第十種 先染 バイル織物以外の先染織物

第十一種 雜織 前各類に該當せざるもの

備考 一 平織物、綾織物及縫子織物とは夫々組織上の平織、綾織、縫子織のものを謂ひ何れも此等組織より誘導したる變化組織のものを含む

二 紋織物とは組織上綜統十七枚以上に非ざれば製織し得ざるものと謂ふ

三 織物の耳を製織する爲に使用する綜統は本表の綜統の枚数中に含まず

四 地合二種以上の組織より成る織物は主なる組織の地合の屬する分類に屬せしむ但しボイルに限りボイルの地合が織物の三分の一以上を占むるものはボイルとして取扱ふ

五 主なる地合を定め難きものに付ては密度の多き組織又は組織上多くの統統を使用すべき組織のものに屬せしむ

六 後染とは白地物たると糸染物たるとを問はず製織後精練を要すべきものを謂ふ

七 先染とは白地物たると糸染物たるとを問はず製織後精練を要せざるものと謂ふ

八 縞柄物とは組織又は密度若は糸の種類、細太或は色合に依り經糸又は緯糸の方向に縞を現はしたものと謂ふ

(ロ) 割當數量の基準

本組合の定款第三十九條の二によれば生産數量の總計に於て割當數量より超過して生産したる組合員に對しては其の超過方法に依り之を定め理事長之を公示する。

一、六月に於て定むる品種別一定比率は前年七月乃至十二月の六ヶ月間の當該品種の生産實數量に依り按分して之れ

を定む。但し其の六ヶ月間の生産實數量の總計に於て割當數量より超過して生産したる組合員に對しては其の超過數量の五割を控除して計算し割當數量に達せざる組合員に對しては其の達せざる數量の五割を其の生産實數量に加へて計算す。

前項の六月に於て公示したる比率は七月乃至十二月に於て之を適用し十二月に於て公示したる比率は翌年一月乃至六月に於て之を適用す。

この本組合定款第三十九條の規定が世に所謂人組織物の統制として最も問題になつてゐる所である。右規定によりて各組合は自己の織るべき品種及數量とも全く過去の實績即ち生産實數量に支配せられるものであつて、此の点次に記す如き超過生産を認めてゐるとは云へ小機業家はいつまでも小機業家たるべきであると規定上定められてゐるとして社會政策的立場から盛んに論難されてゐる。

本組合定款第三十九條第四項に於て

「組合員は生産數量の割當を受けたるときは其の數量を限度として生産すべし。但し別に定むる超過手數料を納付したる組合員は當該品種につき其の割當數量の二割を限度として超過して生産することを得」

との規定があるが前掲第三十九條の二の通りに之の超過數量の五割だけを生産實數量として次回割當のとき認められに過ぎないのである。況や不況其他經營上の都合から生産數量の減少を見たるときは次回割當に於てそれだけ減ぜられるのである。尤も前掲の通り割當數量に達せざる數量の五割は生産したものとして認めるに云ふ緩和規定はある

にはあるが。

斯る輸出入絹織物に對する統制は昭和十一年十月から日本人絹織物工業組合聯合會の手で行はれ全國にある所屬組合は更にその組合員に以上述べたやうな統制を行つてゐるのである。然しその統制に對する各種の議論殊に支那事變勃發後の不況對策として種々問題を惹起してゐるが、其の点に就いては本調査に於て取扱はず専ら原則的事項の記述に止めたいと思ふ。

(ハ) 統制證紙

本組合は日本人造絹織物工業組合聯合會の發行したる品種別統制證紙を組合員に交付し組合員は其の製品中輸出人造絹織物（交織物を含む）及移出人造絹織物（交織物を含む）に付いては右の統制證紙を各當該品種の各單位毎に貼附したる製品でなければ之を販賣し又は販賣の目的を以て其の工場外に搬出することが出來ないのである。

その統制證紙は次に見本を以つて示したやうなもので、第一種から第十一種まで有つて、各品種毎に使用する證紙は其の製品の長さに應じて三種に區別し交付當月の月別の數字を亞刺比亞數字にて印刷し表示する。夫々各種には甲種（六十碼ものに使用）乙種（三十碼ものに使用）丙種（十五碼ものに使用）が有り證紙は六十碼ものには横に青線を三本入れ、三十碼ものには一本、十五碼ものには一本として區別さてある。又其の用ひられる品種に依り圓形の中に記される品名が異つて來るのである。甲乙丙三種の證紙は之れを二つに分けるのであつて一枚は織物に貼り、他の一は受取となる。之は一ヶ月毎に別になつてゐるから月末に残りがあれば組合に返還し次に述べる手數料の拂戻しを受けるのである。

(イ) 前掲第一種に使用する證紙は其の製品の長さに應じて左の三種に區別し交付當月の月別の數字を亞刺比亞數字にて印刷し表示す

甲種

(六十碼ものに使用)



縦2.9種 橫3.3種

乙種

(三十碼ものに使用)



縦2.9種 橫3.3種

丙種

(十五碼ものに使用)



縦2.9種 橫3.3種

(ロ) 売掛第二種に使用する證紙は其の製品の長さに應じて左の三種に區別し交付當月の月別の數字を亞刺比亞數字にて印刷し表示す

(六十碼ものに使用)



縦2.9種 橫3.3種

(乙種)

(三十碼ものに使用)



縦2.9種 橫3.3種

(丙種)

(十五碼ものに使用)



縦2.9種 橫3.3種

縦2.6種 橫3.3種



縦2.9種 橫3.3種

(甲種)

(六十碼ものに使用)



縦2.9種 橫3.3種

(乙種)

(三十碼ものに使用)



縦2.9種 橫3.3種

(丙種)

(十五碼ものに使用)



縦2.9種 橫3.3種

85

(ハ) 前掲第三種に使用する證紙は其の製品の長さに應じて左の三種に區別し交付當月の月別の數字を亞刺比亞數字にて印刷し表示す。

甲 種

(六十碼ものに使用)



縦2.9厘 橫3.3厘

乙 種

(三十碼ものに使用)



縦2.9厘 橫3.3厘

丙 種

(十五碼ものに使用)



縦2.9厘 橫3.3厘

(二) 統制のための手數料
本組合は統制に要する經費として組合員より手數料を徵收することになつてゐるが前述の統制證紙を交付する際次の様に納めしめるのである。

(一) 統制手數料

- (イ) 製品六十碼のもの(五十碼ものを含む) 一反に付 金五錢
- (ロ) 製品三十碼のもの(廿五碼ものを含む) 一反に付 金貳錢五厘
- (ハ) 製品十五碼のもの(十五碼未満を含む) 一反に付 金壹錢貳厘五毛

(二) 超過手數料

- (イ) 二十反以下の數量 一反(三十碼毎に一反と換算)に付 金 參 錢
- (ロ) 二十反を超ゆる數量 同 同
- (ハ) 四十反を超ゆる數量 同 同
- (ニ) 六十反を超ゆる數量 同 同
- (ホ) 八十反を超ゆる數量 同 同
- (ヘ) 百反を超ゆる數量 同 同
- (ト) 百五十反を超ゆる數量 同 同
- (チ) 二百反を超ゆる數量 同 同
- (リ) 三百反を超ゆる數量 同 同
- (ヌ) 五百反を超ゆる數量 同 同
- (ル) 七百反を超ゆる數量 同 同
- (ヲ) 千反を超ゆる數量 同 同
- (ワ) 二千反を超ゆる數量 同 同
- (カ) 四千反を超ゆる數量 同 同

割當數量より超過して生産した組合員は超過數量に對し左記區分に應じ遞次に各金額を乗じて得たるものと本組合へ超過手數料として納めなければならぬ。

(イ) 二十反以下の數量	一反(三十碼毎に一反と換算)に付	金 參 錢
(ロ) 二十反を超ゆる數量	同 同	金 六 錢
(ハ) 四十反を超ゆる數量	同 同	金 八 錢
(ニ) 六十反を超ゆる數量	同 同	金 十 錢
(ホ) 八十反を超ゆる數量	同 同	金 十 六 錢
(ヘ) 百反を超ゆる數量	同 同	金 十 八 錢
(ト) 百五十反を超ゆる數量	同 同	金 二 十 錢
(チ) 二百反を超ゆる數量	同 同	金 二 十 六 錢
(リ) 三百反を超ゆる數量	同 同	金 二 十 八 錢
(ヌ) 五百反を超ゆる數量	同 同	金 三 十 錢
(ル) 七百反を超ゆる數量	同 同	金 三 十 六 錢
(ヲ) 千反を超ゆる數量	同 同	金 三 十 八 錢
(ワ) 二千反を超ゆる數量	同 同	金 四 十 錢
(カ) 四千反を超ゆる數量	同 同	金 四 十 六 錢

二、織機臺數の制限

組合員の生産の調節の第二項目として織機臺數の制限が擧げられてゐる。之の制限に就ても本組合の定款第三十九條の

「織機臺數の制限は組合員の織機臺數を本組合を経て日本人造綿織物工業組合聯合會に登録せしめて之れを爲す、組合員は其の設備する織機に付ては日本人造綿織物工業組合聯合會の承認を得たる上日本人造綿織物工業組合聯合會に登録し同聯合會所定の登録證票を附したるものに非ざれば之れを使用することを得ず。其の増設せんとする場合及新に加入する場合亦同じ」

「前項の規定に依る登録に付ては當該組合員より織機一臺に付金壹圓の登録料及登録證標實費を徵收す」と規定がある通り所謂人工聯を中心として其の統制は完全に行はれてゐる。

三、操業の禁止

次に操業の禁止に対する規定は次の如くになつてゐる。

「操業の禁止は全部又は一部の製品に付日本人造綿織物工業組合聯合會に於て一定期間一律に組合員の織機を封鎖して之を爲す。但し契約上止むを得ざる場合に限り日本人造綿織物工業組合聯合會の承認を得たるときは其の封鎖を除外せらることあるべし、此の場合に於ては本組合に於て當該組合員より左の除外手數料を徵收す。」

一、除外手數料 織機一臺一日に付 金壹圓

組合員前項の規定に依り其の織機を封鎖せられたるときは之を遵守すべし」

乙、生産分野の協定

定款三十九條の六に本組合は輸出人造綿織物（交織物を含む）及移出人造綿織物（交織物を含む）の生産分野の協定をなすと定めこれを遵守すべしとなつてゐる。

生産分野とは同組合が特別の深い意味を含ましたものではなく所謂一般に云ふ分野即ち生産の範囲を定めたものである、これに品種的分野と地區的分野の二種有り、これを一事例を擧げて具体的に説明しやう、先づ品種的分野とは「こゝに當やうに各々地區々々によりその地區獨得の特性なるものがある、これによつて定めたのが地區的の分野なのである。

現今同組合の實施してゐるのは品種的分野であるがこの中に自ら地區的なるものが含まれてゐるのである。
かくの如きものをつくらねばならないといふ目的は各組合員の個体の利益を侵蝕することなく又國家的の全体的の立場より考慮して全体の利益となり共存共榮の一大目標に邁進せんとする組合設立の主旨から出たものである。かくの如きは個人主義より全体主義に移行しつゝある今日に於いて統制の實施の歴史的経験上の正當なる要求といはねばならない。

丙、共同販賣の強制

第四十條 組合員はその製品中平織、紋織及縐子織の販賣に付ては總て之を本組合に委託すべし、但し特別の事由に依り理事會の承認を得たる者は此の限りに非ず

第四十一條 組合員はその委託品の賣價、賣却時期及取引先を指定することを得ず、但し特別の事由により理事會の承認を得たる者は此の限りに非ず。

第四十二條 販賣代金の收納は本組合その責に任ず

第四十三條 手數料として製品一反に付き金五厘を徵收す（三十碼又はその端數毎に一反に換算）

これを一例にて示せば次の如し。

同一の原料を用ひて同一の製品を製造するものと假定してこゝに組合員甲乙丙丁戊の五人ありとする。彼等はすべて生産品を販賣するの自由を有つてゐる、甲は今一ヤール替十錢にて、乙は十二錢にて、丙は八錢にて、丁は九錢にて、戊は十一錢にてこれを各々の問屋に賣つたとする。何故かくの如く同一の原料にてしかも同一製品をつくるのにその價が違ふ

かといふに例へば乙は非常に有力なる財産家でその相手商人に貸金があるといふやうな個人的の關係或ひはその他種々の關係によつて異なるのである。

組合の目的とする所は個体の利害を主張せずして全体的に統制を加へてそれ／＼の經營機構に適應すべき生活費、生産費或ひは需給の關係により平均した賣價を以て全体的の立場に立脚したる各々の利益を以て目的としてゐるのであるから、かの如き種々の價を平均した價格で組合が直接に織物の製造者から買入れてこれを織物の商人に賣り全体の利益を圖らんとして生れたものである。

工業組合法に依る需給の關係を調節して組合員の利益のためにはす種々の統制をいふものにして一例を挙げれば原料、材料等買入品の統制及販賣の統制、機料品の指定及施糊材料の統制等がこの中に包含されるも現今之等の統制は實施されてゐない。

丁、其の他の統制

工組合法に依る需給の關係を調節して組合員の利益のためにはす種々の統制をいふものにして一例を挙げれば原料、材料等買入品の統制及販賣の統制、機料品の指定及施糊材料の統制等がこの中に包含されるも現今之等の統制は實施されてゐない。

三、役員及顧問

(同組合の定款中より)

一、本組合には左の役員を置いてゐる。

理事 十八名
監事 七名

理事の内一名は理事長、一名を専務理事とし、理事の互選を以て之を定めることにしてゐる。

一、理事及監事は總會に於て組合員中より之を選任する、但し特別の事由あるときは組合員に非ざる者より選任することが出来る。

前項の選任は總組合員の半數以上が出席して其の議決権の四分の三以上を以て決せられる。

一、理事又は監事に選任せられた組合員は正當の事由がない時には辭することが出来ない。

一、役員が組合に對し不正の行為あり又は不適任と認められる時には總會の決議によつて解任することが出来る。前項の決議は總組合員の半數以上出席し其の議決権の四分の三以上を以て決定される。

一、役員に缺員を生じたときは通常總會の時期迄猶豫することが出来ない場合にのみ臨時總會を招集して之を補缺する。總會に於て役員の解任を決議したる時には其の後任者の選任を爲す。

一、理事の任期は三箇年とし監事の任期は二箇年である、但し再選なる可なり。

理事長及専務理事の任期は理事の任期に同じ。補缺のため選任せられた者の任期は其の前任者の残任期間である。役員は任期満了後であつても事務の遂行に支障あるときは後任者の就職する迄其の職務を行ふものとする。

一、理事長は組合を代表し組合の業務を總理する。専務理事は理事長を補佐し常務を執行する。理事長に事故あるときは理事の互選に依つて其の代理者を定める。

一、監事の職務は左の如くである。

イ、組合の財産状況を監査すること。

ロ、理事の業務執行の状況を監査すること。

ハ、財産の状況又は業務の執行に付不整の廉あることを發見した時には之を總會又は監督官廳に報告すること。

ニ、前述の報告を爲す爲め必要のあるときは總會を招集すること。

ホ、組合と理事との間に於ける契約又は訴訟に付いて組合を代表すること。

ヘ、理事が缺けたるとき總會を招集すること。

一、理事及監事は名譽職とする、但し専務理事は有給とする。

一、本組合に顧問若干名を置くことが出来ることになつてゐる。

顧問は理事會の決議を経て理事長が之を推薦すること。

(以上)

昭和十二年度中ニ於ケル割當數生産數ノ比較

月	別		
	福井組合 割當數	同 生 產 數	福 井 縣 割 當 數
一月	四五七、八〇 反	三七、〇四〇 反	一、六四、三九九 反
二月	四五七、八〇	三九、七五六	一、六四、三九九
三月	四五七、八〇	四七、四四〇	一、六四、三九九
四月	四五七、八〇	六分減 一、五三、九三三	一、六四、三九九
五月	四五七、八〇	六分減 一、五三、九三三	一、六四、三九九
六月	四五七、八〇	四三、九九〇	一、六四、三九九
七月	四五七、八〇	元五、八五三 五分五厘減 一、五八、三〇七	一、六四、三九九
八月	三六、五六	三七、〇六八	一、八〇、九〇
九月	三六、五六	三六、八九三	一、五〇、四六
十月	三六、五六	三六、八九三	一、五〇、四六
十一月	三五、六七	三七、〇七〇	一、五六、六四八
十二月	三五、六七	三七、〇七〇	一、五六、六四八
注 二百反未満特別追加ヲ含ム			
月	福 井 組 合 割 當 數	同 生 產 數	全 國 割 當 數
一月	三七、〇七〇	一、八〇、九〇	二、一五三、〇〇〇 反
二月	三七、〇七〇	一、八〇、九〇	二、一五三、〇〇〇 反
三月	三七、〇七〇	一、八〇、九〇	二、一五三、〇〇〇 反
四月	三七、〇七〇	一、八〇、九〇	二、一五三、〇〇〇 反
五月	三七、〇七〇	一、八〇、九〇	二、一五三、〇〇〇 反
六月	三七、〇七〇	一、八〇、九〇	二、一五三、〇〇〇 反
七月	三七、〇七〇	一、八〇、九〇	二、一五三、〇〇〇 反
八月	三七、〇七〇	一、八〇、九〇	二、一五三、〇〇〇 反
九月	三七、〇七〇	一、八〇、九〇	二、一五三、〇〇〇 反
十月	三七、〇七〇	一、八〇、九〇	二、一五三、〇〇〇 反
十一月	三七、〇七〇	一、八〇、九〇	二、一五三、〇〇〇 反
十二月	三七、〇七〇	一、八〇、九〇	二、一五三、〇〇〇 反
註 追加ヲ含マズ			
月	福 井 組 合 割 當 數	同 生 產 數	全 國 割 當 數
一月	二、九六、二七三	一、六四、三九九	二、九六、二七三
二月	二、九六、二七三	一、六四、三九九	二、九六、二七三
三月	二、九六、二七三	一、六四、三九九	二、九六、二七三
四月	二、九六、二七三	一、六四、三九九	二、九六、二七三
五月	二、九六、二七三	一、六四、三九九	二、九六、二七三
六月	二、九六、二七三	一、六四、三九九	二、九六、二七三
七月	二、九六、二七三	一、六四、三九九	二、九六、二七三
八月	二、九六、二七三	一、六四、三九九	二、九六、二七三
九月	二、九六、二七三	一、六四、三九九	二、九六、二七三
十月	二、九六、二七三	一、六四、三九九	二、九六、二七三
十一月	二、九六、二七三	一、六四、三九九	二、九六、二七三
十二月	二、九六、二七三	一、六四、三九九	二、九六、二七三
註 追加ヲ含マズ			

人造絹織物の統制

島村 實甫 同 淡三

はしがき

世界大戦を轉期として、我々は統制經濟の時代に立ち至つてゐる。即ち戦後に於ける未曾有の世界恐慌は各國の經濟機構をして或は經濟的國民主義政策の實施、或はプロット經濟政策への轉換等々と、只管その克服に向はしめたが、その後の經濟状勢は國內的にも國際的にも益々統制の強化を必要ならしめてゐる。

斯かる統制の氣運は我が人造絹織物界にも鋭く反映した。各機業地に於ける自主的統制團体たる工業組合の設立と並んで昭和九年十二月には日本人造絹織物工業組合聯合會の結成を見るに至り、我國に於ける人造絹織物工業も全國的な統制強化の段階に進んだのである。

日本人造絹織物工業組合聯合會を中心として我國人造絹織物界に於ける統制發展の跡を辿りつゝ、それを綴つて惹き起されたる諸問題に關して若干の考察をなすことが本論に課せられたる目的の主なるものである。

工業組合法の發展

我國に於ける組合による産業の統制は専ら輸出産業を中心として發展した。

大正十四年に制定せられたる工業組合法は主として對外輸出貿易上の見地から輸出産業に對する統制を企圖して、名の如く先づ「重要輸出品工業組合制度」として「輸出組合制度」と共に制定せられたのである。

註 大正十四年法律第二十八號

昭和六年法律第六十二號

昭和八年法律第二〇號

昭和十二年法律第七十五號

その後三次の改正を経て現在に至つてゐるのであるが、之等改正の要點を列舉すれば次の如くなるであらう。

- 一、第一次改正（濱口内閣第五十九議會）
 - 1、重要輸出品のみに限定せず、重要工產品に擴大す（指定制度）
 - 2、強制加入團体たる同業組合よりの脱退を可能ならしむ
 - 3、金融上の改善
- 二、工業組合聯合會の設置
- 三、第三次改正（近衛内閣第七十一議會）
 - 1、品種指定制の撤廢
 - 2、罰則の強補
- 四、中央會の設置
- 五、違反者に對する罰則の新設

三、第二次改正（齊藤内閣第六十四議會）

1、品種指定制の撤廢

3、統制工業組合

4、金融事業の擴大其他

以上三次の改正を通觀するに、第一次の改正は經濟恐慌激化の對策として行財政の整理を使命とせる濱口内閣の恐慌下に於ける立法であり、第二次の改正は五・一五事件の後を承けて成立せる齊藤非常時内閣によるものであつて共に個別的統制より一般的統制への著しき發展ではあるが、未だ國家自らによる統制ではなく、それは飽く迄も工業組合による自主的統制であり、國家は唯之を法的に制度化して其成立を助長し機能を確保したに過ぎない。

之に反し、今回の第三次改正は國家自らによる統制の確保であつて、國家は必要に應じて工業組合の設立を命令し、命令による組合の成立ありたる場合には、その地區に於ける工業者は當然之に加入すべく一人のアウトサイダーも許されないのである。即ち社會状勢の變化に伴つて、全經濟部門に亘る統制強化のため國家的統制が一段と引き締められるに至つたのである。

日本人造綿織物工業組合聯合會の統制事業

日本人造綿織物工業組合聯合會は昭和九年十二月にその結成を見、全國的最高統制機關として發展して來たが、その具體的事業は定款にも規定せる如く

- 一、一部製品の検査
- 二、統 制
- 三、貯金の受入
- 四、營業に關する指導、研究及調査
- 五、其他の施設

に分たれてゐる。何れも聯合會の最高統制機關たる使命に副つて規定せられ、遂行せられてゐるのであるが、特に我々の問題となるのは所謂「生産の統制」である。

更に之に關する規定を定款に見よう。

定款第三節は生産の統制に關する規定を設けその範圍を（一）生産の調節（二）生産分野の協定となしてゐる。

註 定款第五章第三節第一款

第四十二條 本會ハ生産調節及生産分野ノ協定其ノ他ノ統制ヲ爲ス。

第四十三條 本節ノ事業ニ關シテハ總會ノ決議ヲ以テ別ニ規程ヲ定ム

前項ノ決議ハ總所屬組合ノ三分ノ二以上出席シ其ノ議決權ノ四分ノ三以上ヲ以テ之ヲナス

第四十四條 本會ニ於テ前條ノ規定ヲ定メタルトキハ商工大臣ノ認可ヲ受ケタル後之ヲ施行ス

第四十五條 統制證紙（條文省略）

第四十六條 手數料（條文省略）

第四十六條ノ二 監視（條文省略）

第四十七條 本會ニ統制委員會ヲ置キ統制ニ關スル左ノ事項ヲ諸問ス

一、一ヶ月ノ生産總數量

二、品種ノ分類ニ關スル疑義

三、操業禁止ノ時期及方法

四、生産分野

統制委員會ニ關シ必要ナル事項ハ別ニ之ヲ定ム

生産分野の協定に關しては、聯合會として未だ見るべき事蹟なき現状であるから、問題は専ら生産の調節に限定さるべきである。

日本人造綿織物工業組合聯合會は定款第四十九條の一、三、四に於いて生産割當に關する細部の規定を設け、更にその方法等に關しては別に人造綿織物統制規程によつて之を定め、昭和十一年十月一日よりその統制を開始したが、統制開始の當初より、種々の立場からの反対或は批判も相當活潑に行はれ、その後日支事變の勃發による經濟状勢の急激なる變化等もあつて統制開始以來一年餘の間には種々の点に於いて是正が行はれ現在に至つてゐる。

註 定款第五章第三節第二款

第四十九條ノ二 生産數量ノ割當ハ一箇月間ノ品種別製品ノ生産總數量ヲ定メ之ヲ各品種毎ニ一定比率ニ依リ所屬組合ニ割當テ之ヲ爲ス

所屬組合第四十五條第二項ノ規定ニ反シタルトキハ其ノ統制證紙未貼附製品ノ數量ノ二倍ニ相當スル數量ヲ前項ノ割當數量（但シ違反ヲ認メタルトキノ翌月分ノ割當數量）ヨリ控除シテ割當ツ

前項ノ控除スペキ數量ガ當該組合ノ其ノ統制證紙未貼附組合員ノ其ノ月ノ割當數量ノ二分ノ一ヲ超ユルトキハ其ノ月ノ控除ハ之ヲ其ノ當該組合員ノ一箇月ノ割當數量ノ二分ノ一ニ止メ殘餘ハ順次ニ其翌月分ヨリ控除ス

所屬組合第一項又ハ第二項ノ割當ヲ受ケタルトキハ各其ノ趣旨ニ依リ之ヲ其ノ組合員ニ割當ツベシ

但シ一月又ハ七月ニ於ケル割當數量（二種以上ノ製品ニ付割當ヲ有スル場合ハ其ノ割當數量ノ和）二百反ニ滿タザル

組合員ニ對シテハ本會ノ承認ヲ得タル上左ノ各號ニ依リ追加シテ割當ツルコトヲ得、此ノ場合ニ於テハ本會ハ所屬組合ガ其ノ追加割當ヲ爲スベキ數量ヲ當該所屬組合ニ追加シテ割當ツルト共ニ第一項ノ規定ニ依ル生産總數量ニ包含セ

ザル數量トシテ取扱フモノトス

一、一月ニ於ケル割當數量（二種以上ノ製品ニ付割當ヲ有スル場合ハ其ノ割當數量ノ和）二百反ニ滿タザル組合員ノ二月、三月、四月、五月又ハ六月ニ於ケル各其ノ月ノ割當數量ヘ二種以上ノ製品ニ付割當ヲ有スル場合ハ其ノ割當數量ノ和）ガ一月ノ割當數量（二種以上ノ製品ニ付割當ヲ有スル場合ハ其ノ割當數量ノ和）ヨリ減ジタルトキハ一月ノ割當數量（二種以上ノ製品ニ付割當ヲ有スル場合ハ其ノ割當數量ノ和）ヲ超エザル範圍内ニ於テ其ノ減ジタル數量ヲ追加（二種以上ノ製品ニ付減ジタルトキハ其ノ追加シ得ル數量ヲ其ノ減ジタル製品ニ付減ジタル數量ニ按分シテ追加）ス

二、七月ニ於ケル割當數量（二種以上ノ製品ニ付割當ヲ有スル場合ハ其ノ割當數量ノ和）二百反ニ滿タザル組合員ノ八月、九月、十月、十一月又ハ十二月ニ於ケル各其ノ月ノ割當數量（二種以上ノ製品ニ付割當ヲ有スル場合ハ其ノ割當數量ノ和）ガ七月ノ割當數量（二種以上ノ製品ニ付割當ヲ有スル場合ハ其ノ割當數量ノ和）ヨリ減ジタルトキハ七月ノ割當數量（二種以上ノ製品ニ付割當ヲ有スル場合ハ其ノ割當數量ノ和）ヲ超エザル範圍内ニ於テ其ノ減ジタル數量ヲ追加（二種以上ノ製品ニ付減ジタルトキハ其ノ追加シ得ル數量ヲ其ノ減ジタル製品ニ付減ジタル數量ニ按分シテ追加）ス

所屬組合前項ノ規定ニ依リ割當ヲナシタルトキハ其ノ組合員ヲシテ其ノ割當數量ヲ限度トシテ生産セシムベシ、但シ別ニ定ムル超過手數料ヲ納付シタル組合員ニ對シテハ當該品種ニ付其ノ割當數量ノ二割ヲ限度トシテ超過シテ生産セシムルコトヲ得

新タニ本會ニ加入シタル組合ニ對スル生産數量ノ割當ハ第四十九條ノ三第二項ノ規定ニ依リ一定比率ヲ算出シ得ル迄ハ當該組合ノ過去六箇月間ノ品種別生産實數量ヲ參照シ理事會ノ決議ヲ以テ之ヲ爲スコトヲ得此ノ場合ニ於ケル生產割當數量ハ第一項ノ規定ニヨル生産總數量ニ包含セザル數量トス

第一項ノ規定ニ依ル製品ノ品種別ハ別表ノ通トス

第四十九條ノ三（條文省略）

第四十九條ノ四（條文省略）

人造綿織物統制規程（省略）

別表

（省略）

統制に關する論議と聯合會の再批判

前述の如く日本人造綿織物工業組合聯合會はその生産數量の割當をなすに當つては、統制委員會に諮つて各月に於ける品種別の生産總數量を決定し、主務官廳の認可を経て各所屬組合に割當をなすのであるが、この点に關しても種々の論議が統制の當初に當つて相當強く主張された。

（一）工業組合による統制は大機業家に有利にして、小機業の發展を阻害するものであり、中小產業の保護を目的とする工業組合法立法の精神に反するものであるとなす議論が之れである。即ち、生産數量の割當は各組合員の過去に於ける生産實數量を基礎として割當をなすものなる故、大機業家は常に多く割當數を獨占するに反し、小機業家は絶えずこの割當の制限を受ける結果その發達を望み得ないこととなるのである。

この種の批難は從來各種の工業組合に關しても行はれた議論であり幾分正鵠を得たものであるが、日本人造綿織物工業組合聯合會の定款は既存の統制方法に比して相當の考慮が拂はれてゐる。すなはち、定款第四十六條（前註條文省略）の超過手數料を定むるに當つて、他の多くの組合が「各組合員の割當の何割を超える毎に幾何」と規定してゐるに反し、此處では超える絕對數を規準として手數料を定めてゐる。そこに若干の社會政策的意圖が窺はれ、異色ある統制と云ふことが出来る。

(二) 又日本人造絹織物工業組合聯合會は品種別に統制を行つてゐるが、之れに對しては、相當有力な批判がなされて來た。即ち人造絹織物の如き新興産業、而もその需要は殆んど全世界に亘り、又その品種の如きめまぐるしき變化を見せてゐるものにあつては、その全品種を統制の一規範におさめ、自由生産を制限するが如きは極めて不適當であるとして、新規織物は之を統制より除外し或は更に進んで品種別統制を撤廃するか之れを存續するもその轉換を自由ならしめよとする議論が之れである。

之れ等の議論は何れも多くの重要な問題を含んでゐるものであり、聯合會當局としても傾聽すべき貴重なる意見であらう。然し乍ら、統制に於ける除外例の如きは、統制技術上種々の困難を伴ふものであつて、他の經驗に徴するも幾多の禍痕を將來に残すものと云はねばならない。

(三) 日本人造絹織物工業組合聯合會は定款第四十六條の二（前註條文省略）に規定せる如く監視制度を設けて、その所屬組合を通じて行ふ生産數量の割當を各組合員に付し直接に之を監視し、所屬組合の自由裁量を許さないのであるが之に對して「統制は之れを組合單位に變更せよ」との聲が叫ばれた。而してその論旨とする處は「所屬組合はその受けた割當の總數の内より一部を組合に留保し、隨時に事情に應じて、組合の創意により自由に組合員に割當て、又超過手數料は組合員各個の超過によらずして組合總割當數量を超過したる場合にのみ之を徵收する」のである。勿論斯かる方法の採用せらるゝ場合に於ては、種々の便益を豫想し得べきも、實際問題として組合内の自由裁量による分配には分配の公平を失する怖れなしとせず、又各組合間の取扱ひも區々に流れて不均衡を生すべく、各地に不平紛争を生じ易くせしめ、延いては聯合會の全國的統制機關たる使命の遂行にも支障を來たすに至るであらう。

其他各般に亘つて種々の側面よりする論議がなされてゐるが、何れも、全國的統制の大乘的見地より見れば特に重要

なるものと認め難いものであらう。

四、日支事變の勃發と新對策

從來我國の人造絹織物は世界の各地に向けて輸出されて來たがその主なる輸出先是英領印度、蘭領印度等であり、總輸出額の七割を占めるに至つて居つたのであるが、その後諸外國に於ける關稅政策と相俟つて、日滿貿易の調整化による滿洲國及北支方面の新販路の開拓は此の方面向織物の需要を激増し英領、蘭印向を凌ぐが如き状勢に立ち至つたのである。然るに今次日支事變の突發のためこの方面に對する輸出は杜絶し、併せて一般輸出の不振と共に滯貨は著しき增加を示し我が國人造絹織物界は未曾有の不況に沈淪するに至つたのである。

日本人造絹織物工業組合聯合會はこの不況打開策として今回、日支事變中の如き新たな對策を行ふことにその決定を見たのである。

- 一、事變中は品種別の生産統制を中止し輸出人人造絹織物の統制につき割當をなすこと。
 - 二、超過限度を割當數量の四割迄とすること。
 - 三、十割留保の主旨を認めるること。
 - 四、事變中は生産總數量の決定を二箇月前に之れをなすこと。
 - 五、事變中の比率は總會の決議によつて定むること。
- 右の新對策は本年一月より事變繼續中に限り實施し事變終熄後適當の機會に之れが撤廃をなすことになつてゐるのである。

註 定款附則第九條以下参照

品種別生産統制の中止は此の際特に重要な意義をもつものと云はねばならない。即ち事の是非は暫く措くも、從來各

組合員は實績主義による品種別生産統制のため或程度の採算關係は度外視しても次期割當數量の増加を圖るため盛んに思惑生産を行つて來た結果、輸出不振と相俟つて滯貨の増進に拍車をかけた實状にある故、今回品種別統制の中止によつて各組合員の他品種への轉換が可能となり、機業家にとつては相當自由な操業をなし得ることとなつたのである。而かも、此の新制度は實績主義を放棄し、事變前の割當比率を基礎とし休機を其の儘實績と見做すこととなれる結果、今後、各組合員は割當されたる品種別數量をその限度迄生産する必要なく、次期割當量獲得のための無理生産を行ふことなく、金融難の痛手より救はれることとなるであらう。

統計の示す如く、日支事變は人造紡織物の輸出の増加力を減殺したが未だその絕對額の減少を來たすには至つてゐない。更に日支事變の戰果大いに揚がり、北支に於ける治安の恢復もその緒に就ける今日、輸出も漸次好轉すべく、我國人造紡織物界も近き將來に於いてその飛躍を約束されてゐるものと見るべきである。

某機業場の調査

五　年　齋　藤　莊　十　郎
同　奥　山　龍　一　郎

一、緒論

(一) 福井縣機業の沿革

羽二重の語源

(イ) 羽振妙(古語)

衣……(白羽)

布帛……(多閉) ～(古語)

轉化して羽二重と云ふ。

(ロ) 一羽二重より轉化して羽二重と云ふ。

箇一羽に二本入緯糸二本を引揃へて打込んだ織物。

奉書納時代(自往古及至明治初頭)

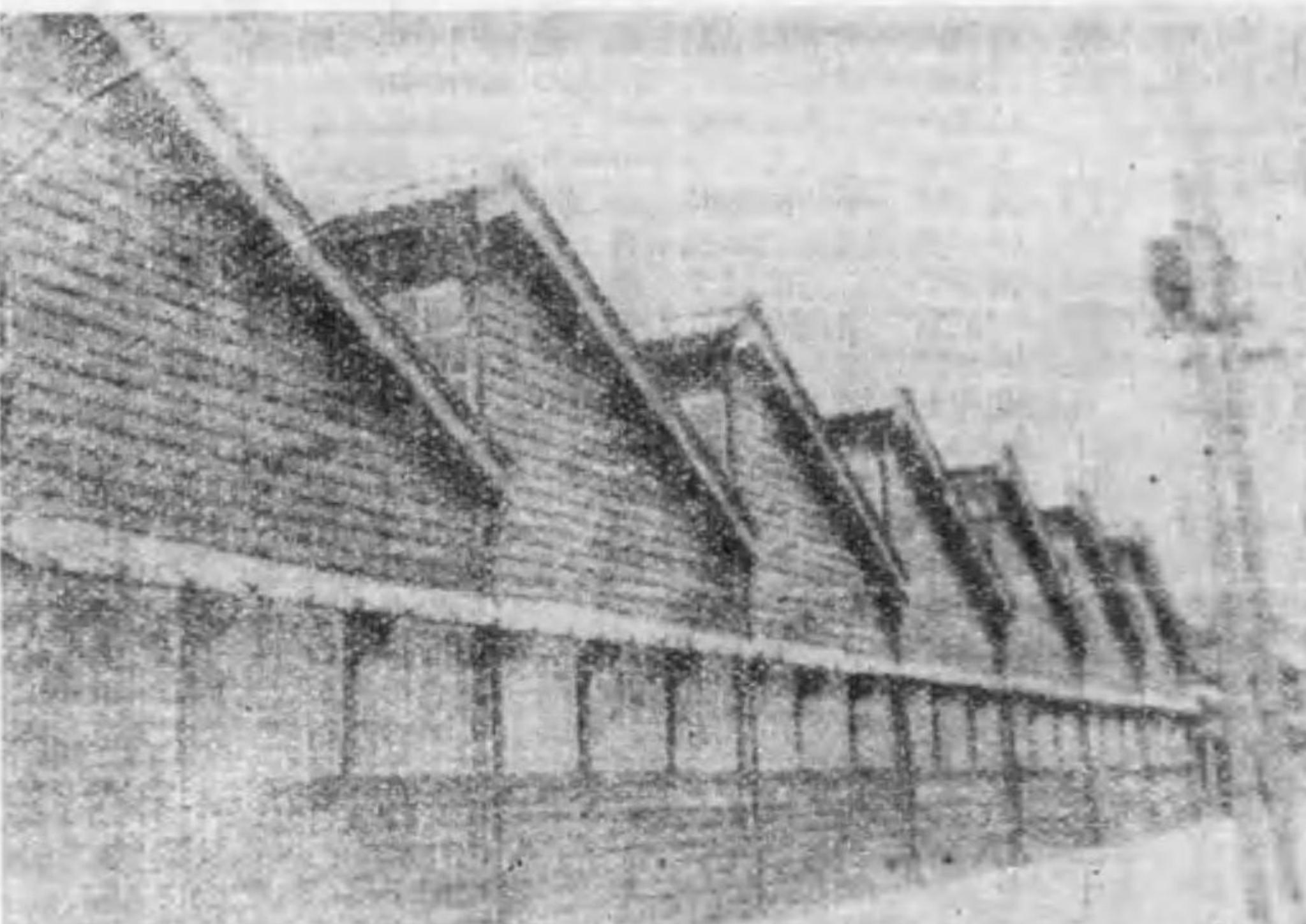
延喜五年(千年前)に若狭越前二國のものが紡帛を製して將軍に献上した事が記録されてゐる。承平、天慶(紀元千六百年頃)の時に内亂があつた爲に衰へたり。

慶長六年(紀元二二八四年)に松平忠昌が北の莊を福井城と改稱された。此の時代に光絹、絹平、玉紬といふ織物があつたがあまり盛んでなかつた。玉紬を慶長年間に北の莊紬と改稱し品質の改良販賣の擴張を計つた。

寛永元年(紀元二二六一年)に松平秀康氏が越前に就封せられた爲めに北莊紬を奉書納と改稱された。

他の一説に長濱に奉生紬と云ふ織物があつたので其の生を書と變へて奉書紬と稱したものと云ふ。

明治維新紡屋と云ふ公認された紡物を賣る店が出來た。慶應年間に藩命に依り、佐々木權六氏が力織機を二臺携帶して



歸つて來た。

天保十四年酒井功氏が福井市毛矢町に生れ慶應二年藩の勧業吏になつて居た。明治二年に民政局に移つて殖産興業に心を注いだ。明治四年山利公正氏が海外に巡遊され歸朝の際、歐米より絹布の見本を持ち歸つた、そしてその業を勧めた。

明治八年練習生二名を京都につかはした。機業に付いて練習せしむる爲であり又二名を染物の練習をなさしめた（工業

練習所につかわしたのである）

明治十年福井市東別院に勸業博覽會が行はれた。その時機械を据えて之の織布を織つて參觀に供した。明治十二年四月毛矢町に織工會社が製立され機臺十臺あつて綾織手巾、洋服裏地を製織した。

明治十七年の春にジャカード機を用ひて織手巾、洋服裏地を製織した。明治十八年バッタン機を用ひて尺三寸巾の手巾を織つて印度に輸出した。

明治十九年日進職工組合を組織された、それが本日の織物組合の前身であつた。

羽二重を製織する様になつたのは、明治二十年前であつた。

桐生より高力直寛氏を指導員として福井に招いた。三週間講習全なし講習費拾五圓であつた。

明治二十年頃に主に製織されたものは奉書紬、傘地、手巾等であつた。

（桐生には其の當時羽二重、甲斐紬を製織した）

福井にも其の頃、甲斐紬を製織し越前改紬と名をつけた。

明治二十四年の機臺八千四百臺、織工千六百三十六人、生産額貳百七拾八萬圓で二十五碼であつた。単位をこの時五十碼にした。

明治二十九年薄紬の注文をうけた。

綿羽二重は明治二十四年より織られた。

明治四十一年に縮緬を製織した。

明治四十二年に縮緬を製織した。

明治四十五年頃福井撚糸染工會社が撚糸を産出した爲めにこの頃より始めて盛んに製織されるやうになつた。

大正五年頃福井撚糸染工會社が撚糸を産出した爲めにこの頃より始めて盛んに製織されるやうになつた。

内地物：錦紗、壁着尺、綸子、傘地、縮子裏、紋紗、紋襟地 福井、春江、丸岡、大野方面に製織された。

綿織物：石田縞（丹生郡石田村）が文政年間（百年前）に農業家の副業となり硫化染料を以つて染めた。

大正三年輸出羽二重が不況の時綿クレープが松岡志比界より製織され輸出された。

大正五年福井紡績會社が設立され粗巾、金巾を製織し満鮮へ輸出した。大正九年名古屋の人服部氏の所有となり福井紡績工場と改稱された、此が今の服部工場である。

嘉永三年に近江の商人が武生町に来て蚊帳を製織した。

交織物は明治三十八年頃より製織されてゐる。福井、今立、吉田、坂井、足羽等に於て製織され、その製品には帶地、

リボン、經綿緯絹のシャツ地、經綿緯絹の支那向のタンタシビース等である。

紙布が大正三年頃に製織されテーブル掛け、ワイシャツ、チヨツキ、敷物、帶地、袋地、夜具等に用ひられた。

歐洲大戦後の反落時代を契機として、昭和三年頃には試験時代なりし人絹織物が時代の寵兒として世に歓迎せられ、遂に本日の如く本縣機業の中心をなすに至つたのである。

以上で本縣織物沿革に付き極めて簡単に述べたが、之れを大別すれば次の如くになる。

（イ）明治以前（奉書紬）

（ロ）羽二重時代（越前羽二重）

(八) 縮絨、緝紗時代
歐洲大戰中
綿織物

(二) 人絹織物時代
普通人絹より高級人絹織物へ(昭和三年)

かかる様に變遷してきた織物は現在に於ては、人絹織物が他の織物を抜いて著しく生産額多く最近の年產額一億圓以上に達し、これに次いで絹織物、綿織物が多く織物總生産額に於ては一億五千萬圓を超えてゐるのである。
現在人絹織物品種非常に多く工業組合に於ける統制證紙品種としては次の如きものがある。

統制品種分類表 分類の標準

第一種 一 平

曲尺五分間の經糸密度六十四本(鯨一寸間百六十本)未滿の後染平織物等

第二種 二 平

曲尺五分間の經糸密度六十四本(鯨一寸間百六十本)以上の中染平織物等

第三種 緞 朱子

組織上綜続十六枚以下にて製織し得る後染織物、双人綾織物、双人朱子織物、双人織物、双人晝夜朱子、晝夜斜紋織等

第四種 紋 織

曲尺五分間の經糸六十四本(鯨一寸間百六十本)未滿の後染紋織物

第五種 別 紋

曲尺五分間の經糸六十四本以上の後染紋織物

第六種 ボイル

ニノンを含む、交織品を含む

但しボイルの地合が織物の三分の一以上を含むものはボイルとして取扱ふ。

第七種 縞

變化平織のもの及組織により縞柄を現したるものを除く。

双人平フラット、双人平縮絨、双人ウヅラ縮絨、交織品を含む。

第八種 縮 縮柄

第七種以外の縮絨、交織品を含む

第九種 壁

壁織物一般、交織品を含む

第十種 先 染

バイル織物以外の先染織物

第十一種 雜 織

前各項に該當せざるもの、交織品を含む

是等の織物は英領印度、濠洲、蘭領印度、滿洲國、南阿、埃及等に輸出せられ、ドレス、バジヤマ、マフラー、裏地其の他各種に用ひられてゐる。

然して輸入割當、關稅引上等の事あるを聞くも品質優良にして價格低廉ならばその發展餘地も亦大ならん。又現在の非

當時に於ては國際收支のバランスを得る爲にステーブル・ファイバーを綿及毛織物に強制混用され。人織の前途盛んなるものありと思はれる。

福井縣織物同業組合の創立せられてより茲に五十有餘年、機業戸數約二千九百戸、機臺數約八萬二千臺、從業員約四萬九千人に及んでゐる。

一、原料の買入法

原糸の買入法に左の三種あり。

- イ、清算取引
- ロ、市中取引
- ハ、人紡糸製造會社の直接取引

何れも種々なる点に於て一長一短あり。

三、買付契約

買付をなしたる時は商店より左記の雛形の如き約定書に必要事項記載記名調印の上發送をなし來り、買主は之を保存す。

約定書番號第		號	販約定書		昭和年月日	
約定書番號第	號		賣主	商店印		
買主	號					

品名	品位	デニール	數量	百封度=付	結期	受渡場所	摘要
		D	Ibs.	圓			

上記ノ通り契約仕り候間期限内=完納可致候

斯くして契約をなしたる糸を商店より入荷する場合にはその都度商店より次記の如き出荷通知書を郵送してくる。尚糸はトラック其他によりて運送して来る。

出荷通知書

昭和年月日

契約番號	品名	デニール	數量	替金	鈐	殘數量

摘要

上記ノ通り本日出荷申上候間御記帳候

商店印

三、スラツ・シャサイズ
之の方法は大工場に於て行はるゝ糊付法にして、原糸——繰返——整経したるものとスラツ
シャサイジングマシンにて糊付する方法にして、幅に要する總本數を一度に糊付する方法なり。
之等糊付に使用する糊料には布海苔を主剤としたものと、澱粉を主剤としたものとありて、後者は前者より糸の
のび足が悪く、低廉なるも結果に於ても前者が良好なるものと思考せらる。又後者の澱粉糊料はその多くは澱粉を酸
類にて處理したる爲澱粉としての性質を失ひ糊料としての第一要素たる粘着力が少くなり製品は湿氣を吸收し黴を生
じ易い。

ハ、乾燥 乾燥はなるべく自然になしたるものは良き結果を得られる。故になるべく天日にて乾すが宜敷しいが、天氣
の具合、乾燥の場所等で種々なる障害によりて次の如き乾燥法あり。

一、煉炭乾燥 燃料は少なくて宜敷しきも充分注意をそゝがなければ糸を損障するおそれあり。

二、蒸氣乾燥 汽罐を有する大工場にてなされ糸を損障する事尠し。

以上の方法は糊付を了りたるものをして糊付と同時に乾燥するものに熱風によるものあれ共、充分に
乾き切らない憂ひあり。

之等糊付をなしたる糸は充分に乾き切らなければ製織の際支障をきたし加工すれば經引等の缺点を見出す惧れあり。

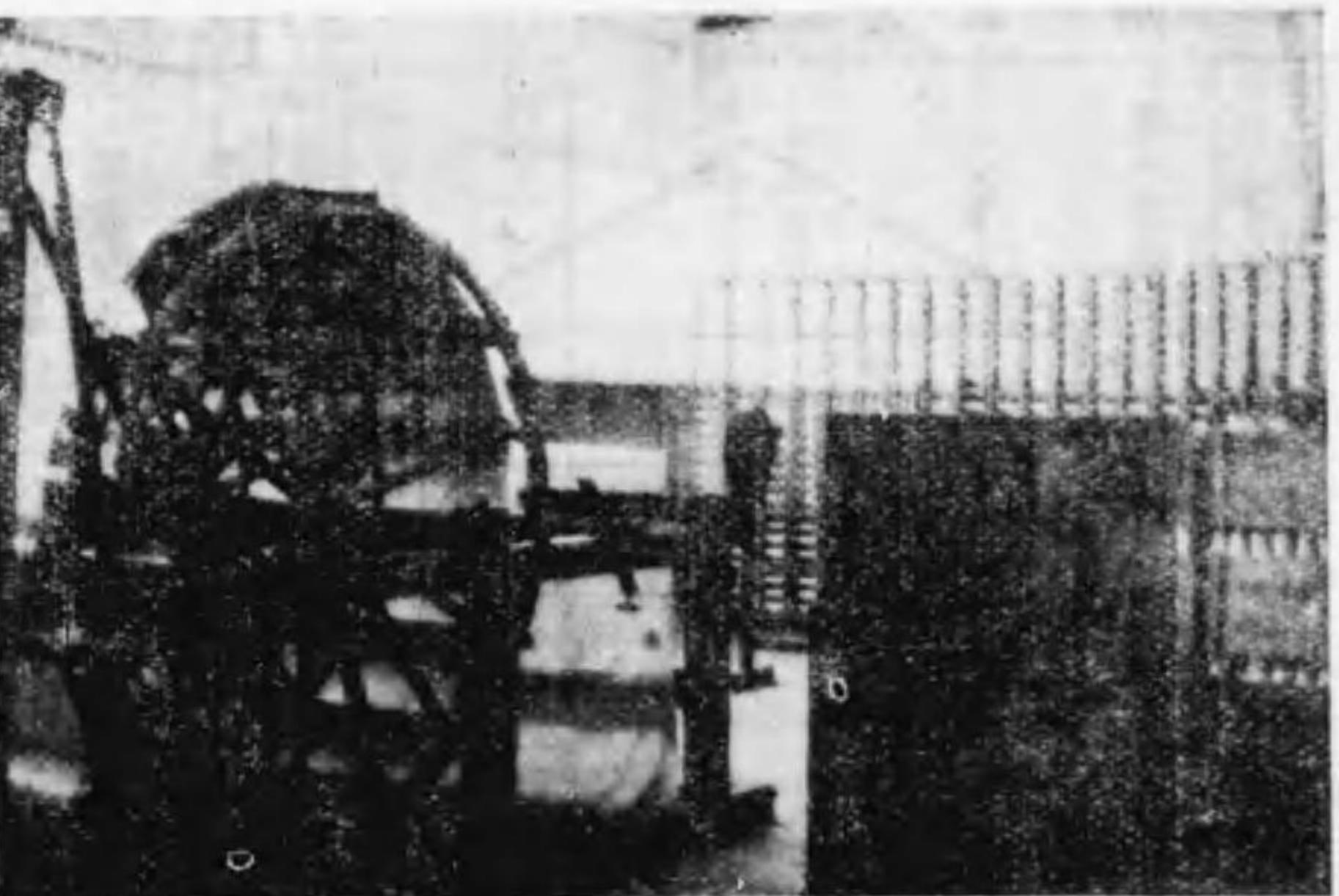
ニ、繰返 斯くの如く乾燥したる糸をイの如くに卷返す。

ホ、整経 整経の方法には太鼓型製経機や荒巻製経機等種々なる方法あれども、當地方にては大部分前者の方法にて整
経をなしをれり、斯くして出来上りたる仕掛品を巻機といふ。

ヘ、経織 差入 普通一般には経織をなすも一機々々差入する方が綜続等は損障しない。又経織は近年機械でなされる
處もあります。

ト、製織 以上の如く準備工程を経て機掛をなし、職工によりて製織される。

製織の際の力織機の迴轉數は高率になればなる程能率は一致せぬ故、織物の種類により適當に處理しなければなりません。



人 組 糸 の 整 経

(2) 緯糸 原料より繰返(スプールは之を省略)し、之を管巻機にて
油桶にてホワイトスピンドルを附けて糸條を調整して能率を増し、木管に
巻き杼に入れて製織する。
之管巻機に於ても左の如く種々なるものあり。
シユワイダ式(一本巻)

米國シユワイダア會社製桐生機械製

桐生飯田製(ナシヨナル)福井和田式等

皿巻式、一齋巻(宇野式)等ありて價格、面積、能率等に於て一長一
短ありて、各々工場に適したるものを選ぶべきである。
次に又織機の種類に就いて簡単に述べれば、

自動織機(豊田式)杼替式、遠州式(坂本式)、(管替式)壽式、野
上式、津田米、津田駒等にて鐵製と半木製とあり、鐵製は能率は良い
が縮緬等には半木製が適しどちらにも一長一短あり。

尚織物に對する糸の消費割合は次の如き式にて算出する。

當 ペ パ 計

製品受検届(工業組合判定)

製品受検届		昭和年月日			
日本人人造綿糸織物組合聯合會 御中					
<input checked="" type="checkbox"/> 福井		福井輸出入綿織物工業組合			
貯金番號		氏名			
昭和年月分		第 次			
品種別	前回迄の割當數量	受 檢 點 數			備考
		60碼物	30碼物	15碼物	
1 一 平					
2 二 平					
3 綾 繡 子					
4 紋 織					
5 別 紋					
6 ポ イ ル					
7 縮 繼					
8 縮 繼 柄					
9 壁					
10 先 染					
11 雜 織					
合 計					

尙之れに統制證紙を貼附して提出せねばならぬ、これに必要な書類は赤紙にて左記の如き形式のものである。

統制證紙貼附票

統制證紙貼附票									
一	六	一	一	二	二	三	三	四	四
一	一	六	一	六	一	六	一	六	一
二	七	一	一	二	二	三	三	四	四
二	二	七	二	七	二	七	二	七	二
三	八	一	一	二	二	三	三	四	四
三	三	八	三	八	三	八	三	八	三
四	九	一	一	二	二	三	三	四	四
四	四	九	四	九	四	九	四	九	四
五	〇	五	〇	五	〇	五	〇	五	〇

九、荷造及び運送

かくして検査をうけたる人絹織物は一個(普通十五疋入)宛蓮包箱入にて荷造をなし次の如き出荷證明書と共に運送店に渡す。
運搬は近距離輸送に於てはトラック、リヤカーを以つてし他縣への輸送は現在では鐵道便なるが將來道路の發達に依り織物の「トラック輸送」を促すであらう。

出荷明細書(裏寫)

出荷明細書			
No	昭和年月日	住所	氏名殿
本日下記ノ通り御送付申上候間御査收被下度御願申上候			
品名	巾×長	数量	記事
	×		
	×		
	×		
	×		
	×		
	×		
	合計		荷扱者

十、人絹織物の賣約

人絹織物の取引は福井市内と神戸、大阪等の關西方面にも直接取引されるが市内の場合は集金が速く織物商との間に連絡がとれて融通性があり、關西方面との直接取引は幾分高値に販賣出来る傾向あるも日限や織物の事故等に於て疎隔しうとする懸念あり。

市内取引に於ては織物商に着荷して機業家は時價なり、先物として契約したる値段により販賣する、又他地方との取引は荷爲替によりてなされるか又は織物商へ着荷してより後に送金小切手なりにて取引される。

運送店より織物商へ着荷したる織物は左記様式の約定書によりて取引される。

買約定期書

印

昭和年月日

買主

販主

商店

商店

以上ノ通り契約仕り候間期限内=完納候下度候

十一、税務

現在に於ては輸出向人絹織物に對しては課稅せられないが、其の代りに稅務署の承認を受けなければならない。内地向織物に對しては、消費稅が課せられる。納稅の方法は原則としては機業家よりは無稅の織物を移出することは出來ず、必らず機業家に於て納稅しなければならない。併し稅務署に於て機業家より織物商に無稅で移出すべきことを認めたる時は織物商に於て納稅することが出來るのである。現行の織物課稅標準を示すと。

等級	單位	課稅標準價格	適	用	區	分
			經 糸種類	緯 糸種類		
一	生100匁	11.110錢	人造絹糸	生本絹糸強撚	絞織	
二	同	1.60	同	同	平綾朱子織	
三	同	1.60	同	絹紡糸八〇—三五強撚	絞織	
四	同	1.30	綿紡糸 <small>一〇〇手</small>	生本絹糸強撚ト人造絹糸	同	
五	同	0.90	人造絹糸	人造絹糸強撚又ハ之ト人	絞織	
		0.70	同	造絹糸	平綾朱子織	

尙前述の取引は左記稅務關係の帳簿に記載し左記の様式により毎月十日迄に前月分を稅務署に申告す。

様式に管内と管外の一様あり、今茲に管外の場合の様式を示す。

管外へ移出高月末申告書 (複寫)

管外へ移出

昭和 年 月中未納税引取事前承認移出高申告書

稅務署長殿 昭和 年 月 日

移出者住所氏名

移出	月	日	種類	品名	巾×長	疋數	量目	單價	價格	移出先住所氏名	備考
昭和	年	月	移出番號	種類	品名	級	巾×長	數量	量目	單價	價格
月	日										
月	日										
月	日										
月	日										
月	日										

次に端切及織物にて移出せよして消費するものは管轄内の税務署或は査定場に於て次記の様式により納稅をなす。

128

織物引取査定簿

査定 官吏印	査定年月日	査定額	種類	品名	幅長	等級	数量	量目	単價	價格	税額	引取者又 申告者印	備考
昭和 月	年		織物										
昭和 月	年												
昭和 月	年												
昭和 月	年												
昭和 月	年												
昭和 月	年												
昭和 月	年												
昭和 月	年												
昭和 月	年												
昭和 月	年												
昭和 月	年												
昭和 月	年												
昭和 月	年												
昭和 月	年												
昭和 月	年												
昭和 月	年												

尙未納税織物引取に於て前述の承認事前省略簿關係以外の取引即ち税務署の引取事前に承認なき引取には左記の如き様式

未納税織物引取都度承認簿

承認 官吏印	承認年月日	承認順號	種類	品名	幅長	等級	量目	單價	價格	移出先及荷證明提出 年月日及認印	備考

じより承認を引取の都度受けて移出せねばならぬ。

129

十一、機業の將來

日本人紡工業の發達は驚異的進出をなしその國際的地位は昭和五年に於ては世界全產額の9%を占める物の數ではなかつたが現在では世界第一の生産國となつたのである、人造絹糸の生産額のみで一億六千九萬圓を生産するに至つた。斯の如く人紡工業の一大飛躍は其の消費たる人紡織物の發達が伴つた爲めである、我國人紡織物は國內に於ては值頃の流行物として旺盛なる需要の増進を續けてゐるのみならず輸出物としては綿織物生糸に次ぐ三大輸出大宗の地位にあつて昨年輸出額人紡織物は一億五千四百八十六萬圓を人造絹糸四千四百八十萬圓を算し又對外通商の破裂により人造纖維の重要性は益々加はりステブル・ファイバーと共に其の需要が増大するだらう。又一方より觀れば織物は寒暑を凌ぐ生活必需品であり且つ人類生存の本能として服飾文化を要求する以上而も未だ一糸も纏はぬ全裸の未開人と一米に満たぬ布切れを身の一部に附す半裸の殖民地人が五億以上もあると云ふ現在としては前途は實に洋洋たるものがあると思はれる。

現下の非常時局によりて我が機業界は昨年の後半期より不振を續け、滯貨は増加し採算難に困惑して居る状態である、然れども北支の治安は恢復され臨時政府は設定され經濟狀態も立直り本年の後半期より業界の打撃も次第に解消されるものと思はれる。

併し此前には高率關稅、日貨排除の障壁が横はつてゐる事を忘れてはならない、併しながらより良き機械と設備により高級品へ轉化し、生産費の低下優良なる織物を安價に販賣することに依り此等の障壁を乗り越へ確固たる信念の下に新市場の開拓を計らねばならぬ。

最近十ヶ年間年末福井縣機業戸數並ニ機臺數、從業員數一覽

年 次 種 別	機業戸數	機 台 台	從業員數			
				一戸當り 平均戸數	同	同
昭和三年	一、二四四戸	三一、七三五台	一一〇、六五三人	二五・五一		
昭和四年	一、三四一戸	三三、四七七台	一二三、二一〇人	二四・九六		
昭和五年	二五・三九戸	二五・三五三台	二二、三五三人	二五・五八		
昭和六年	二七、〇七〇戸	二七、〇五一台	二一、五八三人	二四・四六		
昭和七年	二八、六五一戸	二八、六五一台	二〇、三五三人	二五・七一		
昭和八年	三三、三九五戸	三三、三九五台	二九、二九九人	二五・三四		
昭和九年	四〇、三七一戸	四〇、三七一台	二八、二九九人	二七・三六		
昭和十年	四四、六六七戸	四四、六六七台	二七、三一七人	二八・二九		
昭和十一年	四五、八八七戸	四五、八八七台	二六、六〇三人	二六・六三		
昭和十二年	五〇、〇六七戸	五〇、〇六七台	二五、五九七人	二五・五八		

機臺數並ニ從業員數
(昭和十二年末)

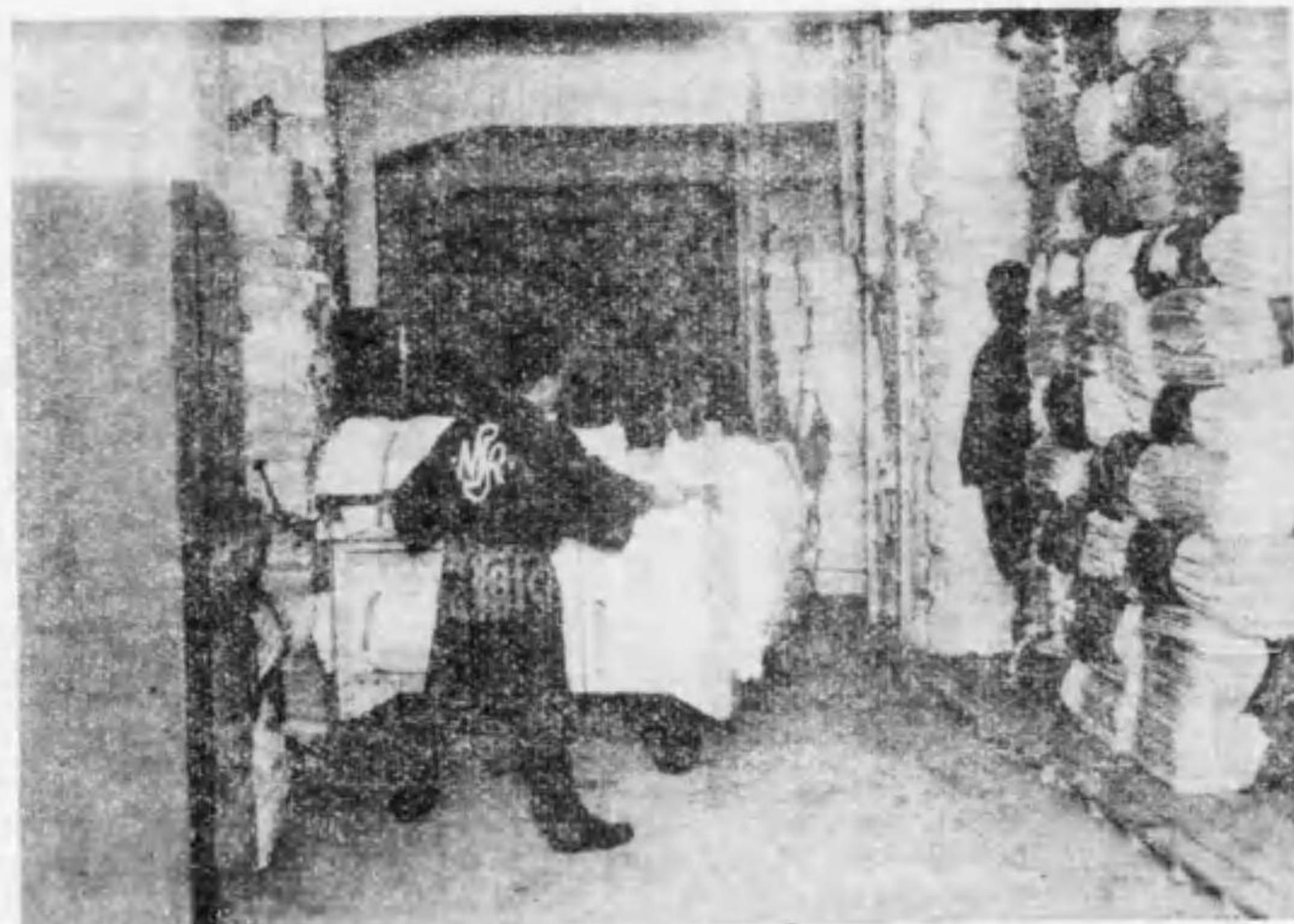
都市別 種別	組合員數	鐵 製 機	半木製 機	足 踏 機	手 織 機	臺 數	織工 數	從業員數	計		
									織工 數	其他男 性	其他女 性
福井市	三七九	一、五五一	八、六三	一	二〇	二〇、三三	三、三九	三二、三五三	二五・三九	二七、〇七〇	
吉井郡	三九、九一三	一、五六〇	六、〇六	八	四	七、二三	二、一五	二五・五八	二五・五八	二八、六五一	
坂井郡	四三、八一五	一、五六〇	六、〇六	一	一	一、九四〇	五、七二	二四・四六	二四・四六	二四、六一〇	
羽田野郡	四三、八一五	一、七九一	六、〇六	一	一	一、九四〇	五、七二	二四・四六	二四・四六	二四、六一〇	
大野郡	四三、八一五	一、七九一	六、〇六	一	一	一、九四〇	五、七二	二四・四六	二四・四六	二四、六一〇	
吉田郡	四三、八一五	一、七九一	六、〇六	一	一	一、九四〇	五、七二	二四・四六	二四・四六	二四、六一〇	
足羽郡	四三、八一五	一、七九一	六、〇六	一	一	一、九四〇	五、七二	二四・四六	二四・四六	二四、六一〇	
南条郡	四三、八一五	一、七九一	六、〇六	一	一	一、九四〇	五、七二	二四・四六	二四・四六	二四、六一〇	
今立郡	四三、八一五	一、七九一	六、〇六	一	一	一、九四〇	五、七二	二四・四六	二四・四六	二四、六一〇	
丹生郡	四三、八一五	一、七九一	六、〇六	一	一	一、九四〇	五、七二	二四・四六	二四・四六	二四、六一〇	
遠敷郡	四三、八一五	一、七九一	六、〇六	一	一	一、九四〇	五、七二	二四・四六	二四・四六	二四、六一〇	
今立郡	四三、八一五	一、七九一	六、〇六	一	一	一、九四〇	五、七二	二四・四六	二四・四六	二四、六一〇	
丹生郡	四三、八一五	一、七九一	六、〇六	一	一	一、九四〇	五、七二	二四・四六	二四・四六	二四、六一〇	
今立郡	四三、八一五	一、七九一	六、〇六	一	一	一、九四〇	五、七二	二四・四六	二四・四六	二四、六一〇	
丹生郡	四三、八一五	一、七九一	六、〇六	一	一	一、九四〇	五、七二	二四・四六	二四・四六	二四、六一〇	
今立郡	四三、八一五	一、七九一	六、〇六	一	一	一、九四〇	五、七二	二四・四六	二四・四六	二四、六一〇	
丹生郡	四三、八一五	一、七九一	六、〇六	一	一	一、九四〇	五、七二	二四・四六	二四・四六	二四、六一〇	
今立郡	四三、八一五	一、七九一	六、〇六	一	一	一、九四〇	五、七二	二四・四六	二四・四六	二四、六一〇	
丹生郡	四三、八一五	一、七九一	六、〇六	一	一	一、九四〇	五、七二	二四・四六	二四・四六	二四、六一〇	
今立郡	四三、八一五	一、七九一	六、〇六	一	一	一、九四〇	五、七二	二四・四六	二四・四六	二四、六一〇	
丹生郡	四三、八一五	一、七九一	六、〇六	一	一	一、九四〇	五、七二	二四・四六	二四・四六	二四、六一〇	
今立郡	四三、八一五	一、七九一	六、〇六	一	一	一、九四〇	五、七二	二四・四六	二四・四六	二四、六一〇	
丹生郡	四三、八一五	一、七九一	六、〇六	一	一	一、九四〇	五、七二	二四・四六	二四・四六	二四、六一〇	
今立郡	四三、八一五	一、七九一	六、〇六	一	一	一、九四〇	五、七二	二四・四六	二四・四六	二四、六一〇	
丹生郡	四三、八一五	一、七九一	六、〇六	一	一	一、九四〇	五、七二	二四・四六	二四・四六	二四、六一〇	
今立郡	四三、八一五	一、七九一	六、〇六	一	一	一、九四〇	五、七二	二四・四六	二四・四六	二四、六一〇	
丹生郡	四三、八一五	一、七九一	六、〇六	一	一	一、九四〇	五、七二	二四・四六	二四・四六	二四、六一〇	
今立郡	四三、八一五	一、七九一	六、〇六	一	一	一、九四〇	五、七二	二四・四六	二四・四六	二四、六一〇	
丹生郡	四三、八一五	一、七九一	六、〇六	一	一	一、九四〇	五、七二	二四・四六	二四・四六	二四、六一〇	
今立郡	四三、八一五	一、七九一	六、〇六	一	一	一、九四〇	五、七二	二四・四六	二四・四六	二四、六一〇	
丹生郡	四三、八一五	一、七九一	六、〇六	一	一	一、九四〇	五、七二	二四・四六	二四・四六	二四、六一〇	
今立郡	四三、八一五	一、七九一	六、〇六	一	一	一、九四〇	五、七二	二四・四六	二四・四六	二四、六一〇	
丹生郡	四三、八一五	一、七九一	六、〇六	一	一	一、九四〇	五、七二	二四・四六	二四・四六	二四、六一〇	
今立郡	四三、八一五	一、七九一	六、〇六	一	一	一、九四〇	五、七二	二四・四六	二四・四六	二四、六一〇	
丹生郡	四三、八一五	一、七九一	六、〇六	一	一	一、九四〇	五、七二	二四・四六	二四・四六	二四、六一〇	
今立郡	四三、八一五	一、七九一	六、〇六	一	一	一、九四〇	五、七二	二四・四六	二四・四六	二四、六一〇	
丹生郡	四三、八一五	一、七九一	六、〇六	一	一	一、九四〇	五、七二	二四・四六	二四・四六	二四、六一〇	
今立郡	四三、八一五	一、七九一	六、〇六	一	一	一、九四〇	五、七二	二四・四六	二四・四六	二四、六一〇	
丹生郡	四三、八一五	一、七九一	六、〇六	一	一	一、九四〇	五、七二	二四・四六	二四・四六	二四、六一〇	
今立郡	四三、八一五	一、七九一	六、〇六	一	一	一、九四〇	五、七二	二四・四六	二四・四六	二四、六一〇	
丹生郡	四三、八一五	一、七九一	六、〇六	一	一	一、九四〇	五、七二	二四・四六	二四・四六	二四、六一〇	
今立郡	四三、八一五	一、七九一	六、〇六	一	一	一、九四〇	五、七二	二四・四六	二四・四六	二四、六一〇	
丹生郡	四三、八一五	一、七九一	六、〇六	一	一	一、九四〇	五、七二	二四・四六	二四・四六	二四、六一〇	
今立郡	四三、八一五	一、七九一	六、〇六	一	一	一、九四〇	五、七二	二四・四六	二四・四六	二四、六一〇	
丹生郡	四三、八一五	一、七九一	六、〇六	一	一	一、九四〇	五、七二	二四・四六	二四・四六	二四、六一〇	
今立郡	四三、八一五	一、七九一	六、〇六	一	一	一、九四〇</					

合計	二、九三	七、三四	八一、四八五	一四	二七	六八、八六七	二五、六九九	10、六六	一一、九三	五〇、〇九七
前年同期	二、八八三	七、二四八	古、三八	巽	三	八一、五七四	二七、七四九	九、九三七	一一、三一	四八、八八七
比較	三一	一九三	七、二三七	(一)三三	(一)五	七、二三三	(一)五〇	四五九	七七一	一、一八〇

日本人絹染色聯合株式會社福井支店

一、總說
同五年
年
橫林
山謙
行一
雄郎

染工業者が統制を始めた動機と云ふものは、新興人絹織物將來の發展性に對し多大の期待をかけたが、元來染工場に於ける染工業なるものが人絹織物に對し、之が最後の染色加工を施す可き重要な責務があるにも拘はらず、從來動もすれば、得意先と染色職人と云つた自他の卑屈な觀念や、それに傳統的に商賣根性も手傳つて徒らに、無暴な、加工料の競争と云ふ弊風があつたのである。これでは到底時代の進歩に伴ひ満足な染色加工を施す可き設備の改善、技術の向上等全く木によりて魚を求むるが如く、その結果は遂に折角異常な發展途上にある人絹織物に對して其の堅實な發展を阻止する惧あり、且染工業者亦自ら墓穴を掘るの愚を辿らざるを得ないのである。而も他面内外の國際状勢は其の好むと好まざるに拘らず各々自國產業界の發展は從來の如き自由競争を制限して統制經濟ならしめる事が最も當然且つ緊要なるものとなつたのである。之の点に鑑み茲に中小工業の保護と、其發展を助成するため唯一の機關として工業組合設立の要あるを



人網紫色聯合會和福井安店倉庫內的

輸出織物染色工業組合を結成したのである。次で神戸に於て同様其の設立を見たので、兩組合が協力して全國同業者に呼びかけたところ、時代の要求は遂に各地同業者之に賛同する所となり、翌昭和七年一月十八日主務省に認可を得て、聯合會が組織される所となり、全國的統制の第一歩を踏み出して來たのである。之れが所謂染工聯（日本輸出織物染色工業組合聯合會）と云はれるところのものである。

(一) 輸出紡織物(交織物を含む)の染色、整理及び輸出入人
造紡織物(交織物を含む)の精練、漂白、染色、整理の加
工數量調節

(三) ものの共同所有

(五) 資金の貸

研究及び調査

を染工聯自身の手に於て行はす他の機關をして行はしめた方が即ち商事會社とした方が種々の点に於て便宜多しとしてこゝに日本染色聯合株式會社なるものが生れたのである。この商的行爲のみをこの會社が代行するが故に「代行會社」とも唱へるわけである。

代行會社は昭和九年一月十五日創立せられ資本金百萬圓となし大阪に本社を設けたのである。而してわが福井市にその支店を設置せられ、以下調査するところは「代行會社福井支店」の業務についてである。

二、業務概説

以上述べた如く「代行會社」の事業よりしてわが福井支店に於ても次の如き業務を行つてゐるのである。

A 加工註文の共同引受

B 共同集金

C 生地並加工品の出荷轉送の事務及運賃負擔

Cに掲げた要綱は即ち次の通りになるのである。

例へば大阪のA商店から福井のB商店に紋バレスの註文があつて、之を福井の染色工場にて、染色加工を依頼されたとすれば、B商店は當社を經由して、福井の染色工場へ註文品を依頼する。所が大阪のA商店から其後になつて何らかの理由で染色工場を變更して、京都の染色工場を指定して來たる時、その場合に於ける事務手續と、福井から京都迄の輸送運賃をば當社が負擔するのである。

染色工業者が得意先よりの註文を加工済にして納付する。即ち納期は普通品の平地類は生地受入れより一週間、絹人平類は二週間、高級品（紋バレス等）は三週間にて完了す。但し火急品は何れのものにても十日位にて完了す。

次に業務概略を述べよう。

當會社に於ける事務分掌は次の如し。



之等の仕事を分課事務分掌別に説明す。

1、庶務課

一、秘書事務

二、取締役會及重役會に關する事務

三、職員の身分進退に關する事務

四、文書の收受、發送、編纂及保存に關する事務

五、社規、通達等發令に關する事務

六、業務調査に關する事務

神戸染工	小林再織	三和精練	(和歌山)
静港染工	高木染工	佐藤染工	平野染工
錦紡山科	計	今西精練	會社工場
正明染工	(横濱)	三光精練	神戸
山陽染工	植崎染工	計	先染
丸純染工	宮崎染工	(名古屋)	名古屋
計	計	仙石染工	兩毛
(大阪)	秋葉染工	名古屋染工	染工聯
大坂レーヨン	伊豆庄染工	日本アリメ	(備考)
本庄染工	出口染工	斎小整理	
紅赤染工	秋山染工	愛知物産	
錦紡淀川	横濱染工	新興染械	
大阪染工	江口染工	巴穀物	
市居染工	大和染工	名古屋染	
稻畑染工	日向染工	小出染色	
森西染工	宮本染工	石原染工	
大和川染工	伊勢屋染工	庄内川染工	
石津染工	伊佐染工	鮑清整理	
松村染工	田中染工	丹勝整理	
	加藤染工	帝國燃縫	
	中尾染工	堀尾染布	
	久保染工	久保染工	
	計	計	計

日本人綿染色聯合株式会社營業課

- 七、統計編纂及報告に關する事務
八、訴訟及登記事務
九、圖書、新聞雑誌の検閲整理保存

B、庶務係

- 一、株式及株主總會に關する事務
二、火災、運送保險に關する事務
三、什器、備品の整理並に保管に關する事務
四、用度、印刷、營繕に關する事務
五、打合會其他諸集會に關する件
六、當直、社内の警備並に一般取締に關する件
七、儀禮事務
八、他の主管に屬せざる事務

2、營業課

A、配給係

(一)配給とは受註を割當數に應じて各染工場に配給するのである。その割當數と云ふのは各染工場に於ける過去の加工數量の實蹟に先づ根據を置いて割當數の比率の公正を期し、その割當配給方法は前年の全國的加工數量の實數と、現在の状勢とより見て、豫定總加工數量を定めて各染工場の有する割當比率に按分して各々其の割當加工數量を定めて、その割當數量に應じて公平に配給して、加工せしめるのである。従つて割當數量より無制限に超過せしむる事は出來ないのである。その要点は其の工場割當の一〇〇%を得意先一軒にて獨占されることは出來ないことであるから、過

(1) 配給とは受註を割當數に應じて各染工場に配給するのである。その割當數と云ふのは各染工場に於ける過去の加工數量の實績に先づ根據を置いて割當數の比率の公正を期し、その割當配給方法は前年の全國的加工數量の實數と、現在の状勢とより見て、豫定總加工數量を定めて各染工場の有する割當比率に按分して各々其の割當加工數量を定めて、その割當數量に應じて公平に配給して、加工せしめるのである。從つて割當數量より無制限に超過せしむる事は出来ないのである。その要点は其の工場割當の一〇〇%を得意先一軒にて獨占されることは出來ないことであるから、過

工場別豫定數量日表

昭和 年 月 日現在		(7月度)	
染工場	數量%	染工場	數量%
(福井)		(京都)	
第一染色		日本クロス	
南越染色		鈴木染工	
福井染色		京都工業	
福井精練		野瀬染工	
丸三染工		森田染工	
酒伊織維		杉本精練	
昭和染色		京都織物	
島崎織物		日本織物加工	
平岡染工		濱口興業	
		東洋クロス	
計		京都縫染	
(神戸)		山口染工	
石森捺染		京都市練染	
日本染工		山谷染工	
日本織物加工		中央染工	
小幡練染		御室川染工	
關西染工		澤田染工	
春日染工		小林再整	
合同染工		高木精練	
神戸染工		錦糸山科	
神港染工		計	
山陽染工		(横濱)	
丸純染工		横崎染工	
		宮崎染工	
計		横濱T.I.	
(大阪)		秋葉染色	
大阪レーベン		伊豆庄染工	
本庄染工		田口染工	
紅亦染工		秋山染工	
錦糸淀川		横濱染工	
大阪染工		江口染工	
市居染工		大和染工	
稻畑染工		日向染工	
森西染工		宮本染工	
大和川染工		伊勢屋染工	
石津染工		伊佐染工	
松村染工		E中染工	
旭染工		加藤染工	
		中羅染工	
計		計	

(第一號)

昭和12年4月現在

工場別配給日表

日本毛織株式会社營業課

染工場	配給數	%	染工場	配給數	%	染工場	配給數	%	染工場	配給數	%
(福井)			(京都)			(石川)			(兩毛)		
第一染色			日本クロス			倉庫精練			朝倉整理		
内越染色			船木染工			赤座染織			桐生整理		
福井染色			京都工業			小松精練			兩毛精練		
福井精練			野瀬染工			森田染工			佐々木整理		
丸三染工			杉本精練			計			桐生合同		
酒伊精練			京都織物			(富山)			土田整理		
昭和染色			日本織物加工			富山模範			江原染業		
島崎織物			濱口合名			細川染工			堀越整理		
平岡染工			東洋クロス			當木染工			菊谷整理		
計						日本アリント			江原精練		
(神戸)			京都染工			丸二友禪			染布工業		
石森染工			森集工			大同染			岩崎精練		
日本染工			西村染工			井波合名			諸岡整理		
日本輸出加工			永井染工			新興友禪			羽前精練		
小幡練染工			中央染工			福野染織			船木整理		
關西染工			室谷染工			富石染工			阿部染工		
春日染工			坂田染工			計			足利共同		
山手染工			澤田染工			(岐阜)					
神戸染工			小林再織			岐阜精練					
神港染工			高木染工			三和精練					
正明染工			鐘紡山科			佐藤染工					
山陽染工			計			今西精練					
丸純染工			(横濱)			三光精練					
			植崎染工			計					
			宮崎染工			(名古屋)					
計			横濱T.I.			名古屋染工					
(大阪)			秋葉染工			日本アリント					
大阪レーヨン			伊豆庄染工			艶小整理					
本庄染工			出口染工			愛知物産					
紅赤染工			秋山染工			新興染械					
鐘紡淀川			横濱染工			巴威物					
大阪染工			江口染工			名古屋捺染					
市居染工			大和染工			小出染色					
稻畑染工			日向染工			石原染工					
森西染工			宮本染工			庄内川染工					
大和川染工			伊勢屋染工			丹勝整理					
石津染工			伊佐染工			帝國織					
松村染工			田中染工			堀尾染布					
			加藤集工			久保染工					
計			中尾染工			計					

日本毛織染色聯合株式會社營業課

(第一號)

昭和 12 年 4 月 1 日現在

染工場 (福井)	配給數	%	染工場	配給數	%	染工場	配給數	%	染工場	配給數	%
第一染色			(京都)			(石川)			(兩毛)		
南越染色			日本クロス			倉庫精練			朝倉整理		
福井染色			鈴木染工			赤座染織			桐生整理		
福井精練			京都工業			小松精練			南毛娘織		
丸三染工			野瀬染工			森田染工			佐々木整理		
酒伊精練			杉本精練			計			桐生合同		
昭和染色			京都織物			(富山)			土田整理		
鳥崎織物			日本織物加工			富山模範			江原捺染		
平岡染工			浜口合名			細川染工			堀越整理		
計			東洋クロス			常木染工			荷谷整理		
(静戶)			京都捺染			日本アリント			江原精練		
			山口染工			丸二友禪			染布工業		
			西工			計			豊前織錦		

工場別配給日表

日本染織團體

染工場	配給數	%									
朝倉染織			朝倉整理			朝倉染織			朝倉整理		
桐生整理			桐生整理			桐生整理			桐生整理		
南毛娘織			南毛娘織			南毛娘織			南毛娘織		
佐々木整理			佐々木整理			佐々木整理			佐々木整理		
桐生合同			桐生合同			桐生合同			桐生合同		
土田整理			土田整理			土田整理			土田整理		
江原捺染			江原捺染			江原捺染			江原捺染		
堀越整理			堀越整理			堀越整理			堀越整理		
荷谷整理			荷谷整理			荷谷整理			荷谷整理		
江原精練			江原精練			江原精練			江原精練		
染布工業			染布工業			染布工業			染布工業		
豊前織錦			豊前織錦			豊前織錦			豊前織錦		

本社御中

移動配給通知書

No.

昭和年月日

營業所主

係員

登録番號	委託者	註冊番	品名	マイズ	反數	加工別工場名	希望納期	工場名	希望納期	變更		生地明細
										希望	現行	
				X								
				X								
				X								
				X								
				X								
				X								
				X								
				X								
				X								
				X								
				X								

(摘要)

12.6.20

卷之三

主
教
會
所

書知通一般給配

昭和年月日（福井支店）

印記

〔注意〕 本社配給註文ニ對シ指定期工場、納期變更、註文取消其他配給上聯絡ヲ要スルモノヲ記入スルコト。

去の註文數量を基準として配給の公正を計るのである。

移動配給品出荷完納報告書

(本票ハ委託者所在營業所ニ報告スルコト)

12. 6. 30

(摘要)

各染工場に毎日どれだけ程註文品を配給してゐるかと云ふ配給バーーセンテージを表記するのであつて、その結果を毎日本社に報告するのである。

(四) 其他配給に關する一切の事務

P、外　交　係

(一) 加工註文品の蒐集事務
外交員が得意先より註文品の條件に充分適應出来るか否か見當の上註文品を引受けるのである。

(二) 加工料金領收に關する事務
之は染色加工料金を得意先より月末に集金して來るのである。

(三) クレーム其他加工上の諸交渉に關する事務
質の相違、納期の遅延、加工過程に於ける疵、汚れ、染斑等に關する得意先よりの苦情に關する諸交渉の事務をなす。

A. 計算關係

(二) 未収及未拂加工料金整理事務

得意先よりの加工料金の未収と染工場への加工料金の未拂に關する事務をなす。

(二) 手數料計算に關する事務

染工場に於ては受取る可き加工料金は定まつてゐるのであるから、多くの利潤を得やうとするならば染色過程中に於ける染料の節約を行ひ然もその製品が立派である様に工夫せねばならない譯である。織物に對して何らの外装も施していないのを裸と云ひ、繩も括つてない純然たる裸を云ふのであつて、裸と板締と箱詰の三種類がある。

絹織物染色加工料金表を次に示さう。

(三) 歩戻金計算に關する事務

當社は加工註文品の總碼數に對して、得意先毎に一碼金四毛の割で別途積立金をなし、加工料金（前月の二十一日より當月の二十日迄に加工出荷せるもの）を當月末迄（福井にては五日迄）に支拂の分に對して年二回に分ちてサービス割戻しを行ふのであつて、此の金額は實に年十七萬圓餘にも上つてゐるのである。

(四) 加工料支拂表及加工料請求書作成事務

月の末になると加工料支拂表を染工場に、加工料請求書を得意先に提出するのである。

B、會計

- 一、金錢出納に關する事務
- 二、社印の管守に關する事務
- 三、立替金及交付金の整理事務
- 四、諸稅に關する事務

之は會社の秘密であつて調査出來ず、然し諸税とは何に課せられる可き税金であるかどうかと云ふことは後説において述べる。

五、決算に関する事務

年に二回行ふのである。

4、運輸課

A、受渡係

(一) 加工生地の受渡に関する事務
得意先の指圖に依りて生地が商店より當會社に入荷すれば註番(註文番號)加工註番板番に依りて、各染工場に註文書と一緒に配給するのである。

(二) 加工済品の受渡に関する事務

染工場にて加工済の製品の届先等に對して指圖、命令に關する事務である。

(三) 各地倉庫に生地の出入に關する事務

各地倉庫地とは福井、金澤、高岡、横濱、神戸、京都を云ふのである。福井は織物が盛んであるから大抵は福井の倉庫から各地倉庫へ出荷するものである。即ち之等倉庫は福井が中心となつてゐるのである。

(四) 織物運搬に関する稅務

之には承認係と云ふものがあつて、次の如き事務を採つてゐる。即ち生地運搬、加工済品の運搬等に關してその過程を確實に稅務署に知らせるのが承認である。

例へばA機業場から當會社に生地を入庫した時にはA機業場はその品名、數量、價格等を記入して稅務署に提出す。又當會社もそれと同様にして稅務署に差出し、稅務署に於ては兩者に相違がないかどうか突合せて見るのである。

No.

殿

昭和 年月日

註文番號	品名	加工場名	摘要			
			巾	長	數	量
			x	x	x	x
					x	x
					x	x
					x	x
					x	x
					x	x
					x	x
					x	x
					x	x
					x	x
					x	x
					x	x
					x	x
					x	x
					x	x
					x	x

日本大紗染色聯合株式會社

拜啓御下命被下候貴加工指圖書下記ノ通加工手配致候ニ付此段御通知申上候也

管内~移出入

注 1. 申告期日 - 翌月十日限り(移出ナキ場合ハ移出者ヨリ其旨同期間内ニ)申告ノコト
章 2. 申告ハ移出入者連署ノト提出シ品名毎ニ別紙ニ調製ノコト
3. 数量・量目・價格・各合計ヲ附スルコト

140

昭和 年 月 中 未 納 稅 織 物 引 取 事 前 承 認 移 出 入 高 申 告 書

福井稅務署長殿 昭和 年 月 日

移出者住所氏名

福井市毛矢町九十九番地
日本人紬染色聯合株式會社福井支店
代表者 菊地青藏 代理 吉田 弘

输出向織物

佛蘭西縮絨、シフォン、薄紗、羽二重、手巾地、呂、紗、疊、綢絹、綢紗平紗、平練、ガイル、人絹交織服地、人絹交織縮絨、以上巾一尺三寸長十二碼半以上

又同様に當代行會社が生地を染工場に配給すれば前と同様品名、數量、價格等を記入して稅務署に提出するのである。染工場に於ても同様なことをするのである。漸次かくの如くして輸出織物が外國に出る迄承認をしてその品物の現在の所在をはつきりし、脱税を防止するのである、之が即ち承認である。

之の運搬配給の承認に當つては管内移出入と管外移出入とに分けることが出来る。例へばA商店より當會社に生地（又は練、染品）入庫の際は移出者A商店より（A商店が同稅務署管轄ならば：福井稅務署は足羽郡、坂井郡、吉田郡、福井市を管轄す）管内事前移出申告書を移入者弊會社と連署の上、稅務署に一ヶ月中の移出高を等級別（織物には等級があつて後にそれを示す）に申告す。若しA商店が管外（例へば武生ならば武生稅務署管轄である）にて兩者間に事前承認の許可あらばA商店は自己の稅務署及び弊會社所屬の稅務署に移出高を申告す。同様に當會社もA商店管轄の稅務署及當會社所屬の稅務署に移入高申告書を提出するのである。若し兩者間に事前承認の許可なくば、稅務官吏立會の上一々都度承認にて取引を行ふのである。

申告書の書式は管内移出入申告書は黒で、管外移出入申告書は赤になつてゐる。（別紙書式参照）

これ等申告書は一ヶ月の取引を翌月の十日迄に稅務署に申告するのである。

次にそれ等書式を示して説明しよう。

管内へ移出入申告書には移出者は住所氏名を記入し、捺印して其等要項に記入して一枚は移入者に提出するのである。そして移入者では現物と突合せて相違なくば捺印して稅務署に提出するのである。

次は管外への移出入の場合である。

移出の場合に於ける書式は同一のものが四通あつて複寫出来る様になつてゐる。例へば當會社が移出者で移入者が神戸の代行會社支店とすれば當會社は一ヶ月中に於ける移出を等級別に一書式に記入す。即ち移出月日、品名欄には織物の等級を例へば平地ならば平地類だけの移出を複寫によりて管外へ移出の書類に四通複寫するのである。それに幅長欄に吋碼、

管外移入

注 意 1. 申告期日ハ翌月十日限リ(移入ナキ場合はト雖モ其旨同期間内ニ)申告ノマト
2. 品名毎ニ別紙ニ調製ノコト
3. 敷量・量目・價格ハ各合計ヲ附スルコト・量目課税ノモノハ必ず量目記載ノコト

昭和 年 月中未納稅織物引取事前承認移入高申告書

福井稅務署長殿 昭和 年 月 日

移出者住所氏名

地番九十九式代理會社福井支店
九十九番地福井支店
株式会社吉田弘
毛矢町九十九番地
聯合染色井市
藏吉吉地染色
糸網菊代表者日本人

管内~移出入

注意

1. 申告期日ハ翌月十日限リ(移出ナキ場合ハ移出者ヨリ其旨同期間内ニ)申告ノコト
2. 申告ハ移出者連署ノ上提出シ品名毎ニ別紙ニ調製ノコト
3. 数量・量目・價格ハ各合計ヲ附スルコト

昭和 年 月 中 未 納 稅 織 物 引 取 事 前 承 認 移 出 入 高 申 告 書

福井稅務署長殿 昭和 年 月 日

福井市毛矢町十九番地
日本人絹染色聯合株式會社 福井支店
代表者 菊地吉藏 代理 吉田 弘

移入者住所氏名

管外へ移出

注 意 1. 申告期日～翌月十日限リ正副二通(移出ナキ場合ト道モ其旨同期間内ニ)申告ノコト
2. 品名等ニ別紙ニ開列ノコト
3. 数量・量目・價格ハ各合計ヲ附スルコト數目課税ノモノハ必ず量目記載ノリト

正數欄に正數、量目欄は織物の目方を、單價欄には後に掲載する承認單價を、最後の價格欄には量目に應じて承認單價の總額を記入するのである。

神戸に於ては手許の臺帳に記入してある移入高と詳細に照合して相違なくば、當會社から送付したその書類を送り返すのである。若し相違があればその所に間違つてゐると云ふ附箋を添付して送り返すのである。而して當會社は残りの二枚の移出書類を福井稅務署に提出するのである。又一方神戸支店に於ても管外より移入の書類に記入して神戸の稅務署に提出するのである。そこで福井稅務署は一枚の中の一枚を神戸稅務署に送付して兩方に相違なきや否や調べるのである。

次は管外より移入の場合である。之は前の管外へ移出の場合の逆であつて例へば移入者が當會社で移出者が神戸のA商店とする時に、當會社は此の書式に（此の書式は管外へ移出の場合には正副四通あつたが、之の管外より移入の場合に於ける書類は同一のものが三通で薄紙一枚と厚紙一枚とがあり複寫出来る様になつてゐる。一ヶ月に於ける移入高を記入して、薄紙二枚の中の一枚は先方に送付し一枚は手許に、厚紙の一枚は稅務署に提出するのである。そこで福井稅務署は神戸から送付して來た書類と突合せて相違がないかどうか調べるのである。尙當社が先方神戸A商店に送付した書類は送り返して來るのである。

當方が神戸に送付する移出書には二十八日の移出高も記入してあるが、先方の臺帳には未記載である。之の様なことを「月跨り」と云つて二十八日分の移出高は即ち神戸に於ける二月一日の移入高は未記載の儘で税務署に申告するのである。そして未記載の移入高に就ては翌月廻しとするのである。

次に承認單價を示さう。即ち輸出向織物を都合にて内地物として使用する時に課せられる税金であつて、百匁に付幾錢と云ふのである。

稅額次の如し。

品名	織物	等級	單價	細目
人絹織無地	一等	六〇	ステーブル・ファイバ—平地	
同	二等	五八	高級平地	
同	一等	七五	先染ステーブル平縞	
同	三等	五五	鎧縞、金剛縞、梨地、秋田縞、バインシルク、双人變縞、紋縞地、眞田縞	
同	三等	七〇	先染右同	
同	四等	六八	先染朱子縞、先染平縞、先染ダイヤ縞、先染マルチ縞	
人絹紋織服地	一等	五三	双人平地、ダイヤ平地、B B 平地、朱子綾地、平縞、朱子縞、マルチ平地	
同	二等	七〇	紋紗、眞珠紗、熟庫紗、金剛紗、精華紗、紋紗、花純仁	
同	二等	五八	双人紋、ダイヤ B B 紋、紋朱子、錦華縞、双人紋兩ボーダー、鎧縞、スカシ	
同	二等 備二	五五	織、マルチ紋	
同	二等 備四	八〇	ドビ紋	
同	同	九五	先染紋縞、先染双人紋兩ボーダー	
廣巾人絹ボイル	同	九五	先染裏切紋	
同	同	同	裏切紋	
同	同	同	裏切紋ボイル、裏切中紋大小兩ボーダボイル	
同	同	同	先染裏切紋ボイル、先染裏切中紋大小兩ボーダボイル	
七等 備四	五等	一、一〇	變紗ボイル、紋紗ボイル	
七等	五等	八五		

143

人絹廣巾ナリメン	八等ノ二 備五、三	九五	先染變織バレス、先染縞據瀬
人絹廣巾ナリメン	八等ノ二 備五	七五	カスミ織
人絹廣巾ナリメン	八等ノ二 備三、五	八五	先染平縞バレス、先染縞據瀬
人絹廣巾ナリメン	八等ノ二 備三、六	一、二五	オリエンタル中紋大小兩ボーダ
人絹廣巾ナリメン	八等ノ二 備六	一、一〇	オリエンタルチリメン
紹チリメン	十一等	一、〇五	絹バレス
紹チリメン	十五等	一、七〇	朱子ジヨゼット、變ジヨゼット
紹チリメン	十六等	一、五五	ジヨゼット
紹チリメン	十六等	九一	ジヨゼット（九等級以下ニシテ 紹緯共人絹糸一〇〇デニール以上ヲ使用セルモノ）
廣巾人絹紹紗	六等	六八	平紹（平熟素）
廣巾人絹壁羽二重	五等	六三	双人紹、經紹、三本紹、五本紹
廣巾人絹壁羽二重	四等	九五	朱子入平壁
廣巾人絹壁羽二重	三等	九〇	絹壁、變織壁、格子壁（絹織ヲ使用セルモノ）
廣巾人絹壁羽二重	三等	九五	裏切紋壁
廣巾人絹壁羽二重	三等	九五	先染裏切紋壁
廣巾人絹壁羽二重	三等	九五	先染縞壁、先染格子壁

朱子入平壁
絹壁、變織壁、格子壁（絹織ヲ使用セルモノ）
裏切紋壁
先染裏切紋壁
先染縞壁、先染格子壁

紹綿交織物	人絹交織無地	三等	七三	絹綿緯人綾地
紹綿交織物	人絹交織無地	四等	五五	經人平地、經人平ボブリン、經人朱子、經人綾地、裏朱子平ボブリン
紹綿交織物	人絹交織無地	四等	五七	經人ドビ紋、ヨロイ織
紹綿交織物	人絹交織無地	四等	六〇	先染右同、先染經人平縞、先染經人變縞
紹綿交織物	人絹交織無地	四等	六〇	經人ドビ紋、ヨロイ織
紹綿交織物	人絹交織無地	四等	七八	經人紋、經人紋朱子、經人紋兩ボーダ
紹綿交織物	人絹交織無地	四等	六五	先染右同、先染經人紋兩ボーダ、先染經人紋縞、先染經人紋兩ボーダ
紹綿交織物	人絹交織無地	三等	六〇	レヨバール
紹綿交織物	人絹交織無地	三等	六〇	雙人裏切紋ジヨゼット
紹綿交織物	人絹交織無地	二等	一、二〇	先染ジヨゼット
紹綿交織物	人絹交織無地	二等	一、九〇	双人裏切紋ジヨゼット
紹綿交織物	人絹交織無地	一等	一、七五	先染ジヨゼット

雙人裏切紋ジヨゼット

其の他織物	毛緜ボブリン	六等級	一、九〇	二、〇〇（練）	經人平地、經人平ボブリン、經人朱子、經人綾地、裏朱子平ボブリン
其の他織物	毛緜チリメン	五等級	二、七〇	三、〇〇（練）	經人ドビ紋、ヨロイ織
其の他織物	毛緜チリメン	十三等級	練生	三二、九〇	先染右同、先染經人紋兩ボーダ、先染經人紋縞、先染經人紋兩ボーダ
其の他織物	毛緜チリメン	十三等級	練生	一、七五	レヨバール

- 145
- B、運 貨 係
 - 一、加工生地の運賃計算に關する事務
 - 二、加工済品の運賃計算に關する事務
 - 三、各地倉庫の保管料及立替金整理に關する事務
 - 四、運賃支拂調査に關する事務

五、倉庫業

統制品（無地染及晒（特練）品）の入庫に對し、一ヶ月以上倉庫に在荷の物に對し十日間を一期とし人絹布一個に付き金五錢の保管料を徵收す。尙統制品以外なる品物と雖も依頼に應じて入荷したる場合は即ち入庫即時より保管料を加算す。保管日數は十日間を一期としてる。

尙當會社に於ては入庫の正確、迅速、圓滑を期する爲に午前中は發送、午後は受入をなしてゐるのである。

尙金融の圓滑を計るために、當會社のみに於て預かつた加工生地に對して得意先の要求に應じて倉荷證券、預り證券を發行してゐる。發行手數料として二十錢收得してゐる。

又得意先よりの加工生地の集貨に關しては一個に付金五錢を申し受けてゐる。

某染色株式會社

五年河井格治

一、總說

當會社は舊名○○染工場と稱して個人經營によるものであつた。しかし昭和〇年〇月より株式會社に改組せられ資本金三十七萬圓の○○染色株式會社として創業したのである。

現在當會社に於ける捺染部には捺染機二台を所有して居り、捺染機一台の一日の作業能力は三十ヤード九千反捺染可能である。故に二台にては一萬八千反捺染出来る勘定となるわけである。又當會社の行つて居る仕事は人絹及び人絹交織物

のみであつて、人絹及人絹交織物以外の織物は染色捺染して居らない。又委托染色捺染のみしか致して居らず、染色會社本來の理想である所の染工場自ら製糸し、製糸したる糸を以て自から織物に織上げ其の織物を染色、加工、仕上をして染工場自から直接消費者の需要に應する様なる方法は未だ可能視されて居らない。現在に於ける福井の染工場界を見るに上記に述べた染工場の理想たる生産者より直接消費者へと言ふ事は未だ實現されて居る所か可能視さへもされて居らない狀態であるが早晚斯くの如くやるべきであらう。此の様なる經營方法をするには當然大資本を必要とする。その爲めに近き將來に於ては必ず實現するであらう。當會社に於ては現在福井の織物屋より直接に染色及び捺染の依頼を受けて居らない。此の理由は福井の織物商中には自から染工場に依頼される店もあるけれども其の數未だ僅少に過ぎないのと福井の織物商中に大きいのが餘り無い爲めと、織物商自ら捺染の注文に應するだけの餘裕が無い爲であらう。

當會社の注文は大体に於て大阪、神戸方面の商店よりの注文に依つて入荷して來るのである。染色したる生地の向けられる地方は大体に於て外國向殊に文化の程度低き印度向多し。

二、人絹織物の問屋より染工場に入る迄

人絹問屋の保存せる生地は殆んど輸出商店との契約品にして輸出商店に於ては契約生地を日本人絹染色聯合株式會社（俗名人絹染色聯合）或は染工場に直接渡す様指圖をなす。大体に於て無地染は日本人絹染色聯合株式會社經由であるが、捺染は直接本工場に來るのを主体とす。但し無地染の八、九割は日本人絹染色聯合を經由するが、統制品外の交織物等は一割乃至二割程當工場に送られて來る。本工場へ直接送付して來る注文主は大日本人絹染色聯合が出來る以前から取引を行つて居つた所の商店からのもののみである。捺染は問屋の通知次第染工場に於て集荷するを本体とする。無地染の生地は大日本人絹染色聯合が工場に配達して來る。問屋から當工場に捺染すべき地の入つて來るのは福井、金澤、富山、川俣、

愛知、岐阜の各地が多い。此の入荷は凡て大阪方面等の注文主からの指定であつて染工場が直接に購入するのでは無い。しかし福井の生地が断然多いのは距離の關係上當然であるが又人絹王國の面目を充分に發揮して居るわけである。

又福井に本店のある福井の土着の商店からの方が他縣の福井出張所、支店等からの指定入荷よりも入荷率が高い。入荷したる生地（即ち整理前のバス印の押したるもの）は一たん倉庫を經由し念の爲め會社の方に於て織込、よこれ、きず、反ヤール幅不足、鼠喰ひ等の検査及び生地検査所に於ける検査員の落度に依る事故を檢べる検反と言ふのを行ふ。検反の上輸出商に通知をなす。此の場合數量の不足、不合格品の混入數量は會社は福井の生地持入れ先に通知するのではなく別紙様式入荷報告書形式（書式第一號）に依りて、輸出商に報するのである。但し織込、よこれ、鼠喰ひは生地検査に於て修理す。入荷報告書は福井の問屋より當會社に生地が入荷したる場合に輸出商に提出し又検反に依りて事故を發見したる場合は又入荷報告書に事故を記入して輸出商に提出する。故に到着したる生地の完全なる場合は入荷報告書は一回、事故の有りたる場合は二回輸出商に提出する譯となる。輸出商に於ては當會社よりの入荷報告書と生地買入れ先よりの案内書と一致したる場合生地買入れ先に代金を支拂ふ。

輸出商に於ては加工指定書（書式第二號）なるものを作成し無地染は日本人絹染色聯合經由にて捺染は直接染工場に送付し来る。送付し來ると同時に入荷したる生地につき、使用注文番號を通知し来る。注文番號は指定書に記載してある。指定書と生地と一致したる上初めて加工に着手する。

III、加工着手手

加工指定書（書式第三號）に依り加工傳票を各部宛て複寫式方法に依りて作成する。

當會社にはA倉庫部、B生地検反部、C生地立部、D精練部、E染色部、F捺染部、G乾燥部、H整理部、I整反部、J検査部、K出荷部がある。

指 定 書

下記指定通り加工せし段階
商店

昭和年月日施行

配 色

○○染色株式會社御中	
注文番號	仕 立 包 裝
品 名	A
柄 番	B
時 及 間	C
個 数	D
總 反 數	E
見 本	F
荷 手 先	G
承認書宛先	H
備 考	I
外箱マーク及箱番號	J
加工法	K
	L
	M
	N
	O
	P
	Q
	R
	S
	T

書式 第三號ノ一 染色部傳票

年 月 日

No.

4 2 1 10 11	注文主						
	品名						
	柄番號						
	生地巾長						
	仕上巾長						
	個數	數量					
	仕立						
	届先						
	納期						
色柄							
注意事項							

〇〇染色株式會社

書式 第三號ノ三 整反部傳票

年 月 日

No.

注文主								
品名								
柄番號								
生地巾長								
仕上巾長								
個數 數量								
仕立								
届先								
納期								
柄色	一	二	三	四	五	六	七	八
注意事項								

○○染色株式會社

書式 第三號ノ二 仕上部傳票

年 月 日

No.

注文主								
品名								
柄番號								
生地巾長								
仕上巾長								
個數 數量								
仕立								
届先								
納期								
柄色	一	二	三	四	五	六	七	八
注意事項								

○○染色株式會社

○○染色株式會社

出荷部傳票

書式 第三號ノ四

年 月 日

No.

注文主	品名												
	柄番號												
生地巾長													
仕上巾長													
個數	數量												
仕立													
届先													
納期													
柄 色													
事項													
注意													

某商店殿 年 月 日 ○○染色株式會社

生地入荷報告書

書式第一號

生地入荷先	入庫番號	品名	時×碼	疋數	摘要	要

別紙傳票中（書式第三號ノ一第三號ノ二第三號ノ三第三號ノ四）一枚は營業部に残して置く、但し各部への傳票の内容は皆同じである。

四、各部の説明

A、倉庫部 日本人絹染色聯合會社或は輸出商より入荷したる生地を保管し指定書に依り庫出する。

B、生地検反部 倉出したる生地に對して一應念の爲め検反す。そして疵、短碼等の事故を發見したる場合に各商店へ報告するか又は處置する。

C、生地之部 検反したる生地は注文數に應じ耳とちを行ひ、吊紐を付けて練入の準備をする。生地に依り棉綿類（朝鮮向織物）は毛焼を行ひ碼掛をなし練込をする。

D、精練部 生地部より準備の生地を糊抜きし、アルカリ性の練槽に入れ充分精練する。染色の都合に依り別に漂白するもの有り。

E、染色部 ジツカ一式とウインチ式（桟式）染との二種有り。指定の色注文に應じ染色す。又捺染の下染も行ふ。加工日數は無地染は一週間、捺染は十日乃至十五日を普通とす。

F、捺染部 染色部で下染したるものを持染す。捺染機——エージヤ（ムジ機）——水洗機を経て乾燥部へ渡す。捺染機には八色物と六色物との種類あり。

G、乾燥部 蒸氣に依り白練上り品又染色品、捺染品を上部の竹に掛下げて密閉し乾燥する。

H、整理部 乾燥したる生地を霧吹き——テンタ一機（巾出し）——フエルト機（艶出し）に掛けて仕上げる。

I、整反部 整理完了の後は傳票に依りて相違なきや否を調査し碼掛けを行ふ。五十ヤール、六十ヤール、三十ヤール等に裁断し検査部へ廻す。そして検査部に於ける検査終了後棒巻、板巻を行ひ出荷部へ渡す。今迄は検査は餘り厳しく無

加 工 番 号		傳票 No.		年 月 日	
品名	規格	品名	規格	品名	規格
新絹		新絹		新絹	
生地	上及 下	生地	上及 下	生地	上及 下
織反		織反		織反	
染	上及 下	染	上及 下	染	上及 下
加工		加工		加工	
着替		着替		着替	
雨刷		雨刷		雨刷	
仕立		仕立		仕立	
見本帳		見本帳		見本帳	
包装		包装		包装	
総重		総重		総重	
NET	K	NET	K	NET	K
NET	GROSS	NET	GROSS	NET	GROSS
日	方	日	方	日	方
支店名		支店名		支店名	
支店名		支店名		支店名	
備考					

かつたが爲めに整反部に於て棒巻等をしてから検査を受けばよかつたが、しかし現在に於ては検査終了後始めて棒巻出来る。碼掛とは三十碼づゝに切斷する事である。

整反方法 平板巻、W平板巻（巾二折平巻）丸棒巻、W丸棒巻、四折、二折、三折、五折、六折、七折等の種類が有る。

J、検査部 商工省輸出織物國營検査所出張の検査員に依り一碼づゝ検査され合格印不合格印を押して差別さる。色汚れ、巾不足、丈不足、染ムラを特に吟味する。

K、出荷部 加工明細書（別紙式第四號）に依り色の組合せをなし指定通りの様式にて出荷するものとす。

上記加工中に於て當會社の過失に依り不正品となりたる場合に於ては勿論當會社の損失であるが、不正品は當會社に於て處分するのではなく注文主に其の理由を附記して送るのである。即ち不正品は不正品として送附するのである。勿論染色上不正品は出来るのである。

上記に於て述べた事を例を挙げて説明しよう。

1、大阪のA商店（輸出商）海外より無地染平地十個（但し一個とは三十ヤール三十反入）の注文を受く。

2、大阪のAは福井B商店から生地を買入る。

3、大阪のAは福井の○○染工場と取引を始める。

4、大阪のAは福井のB商店に生地100mを○○染工へ入れる様指圖する。

5、福井のB商店は福井の○○染工に生地取引を通知する。

6、大阪のA商店は○○染工場に平地十個に對する加工指定書を送附し来る。

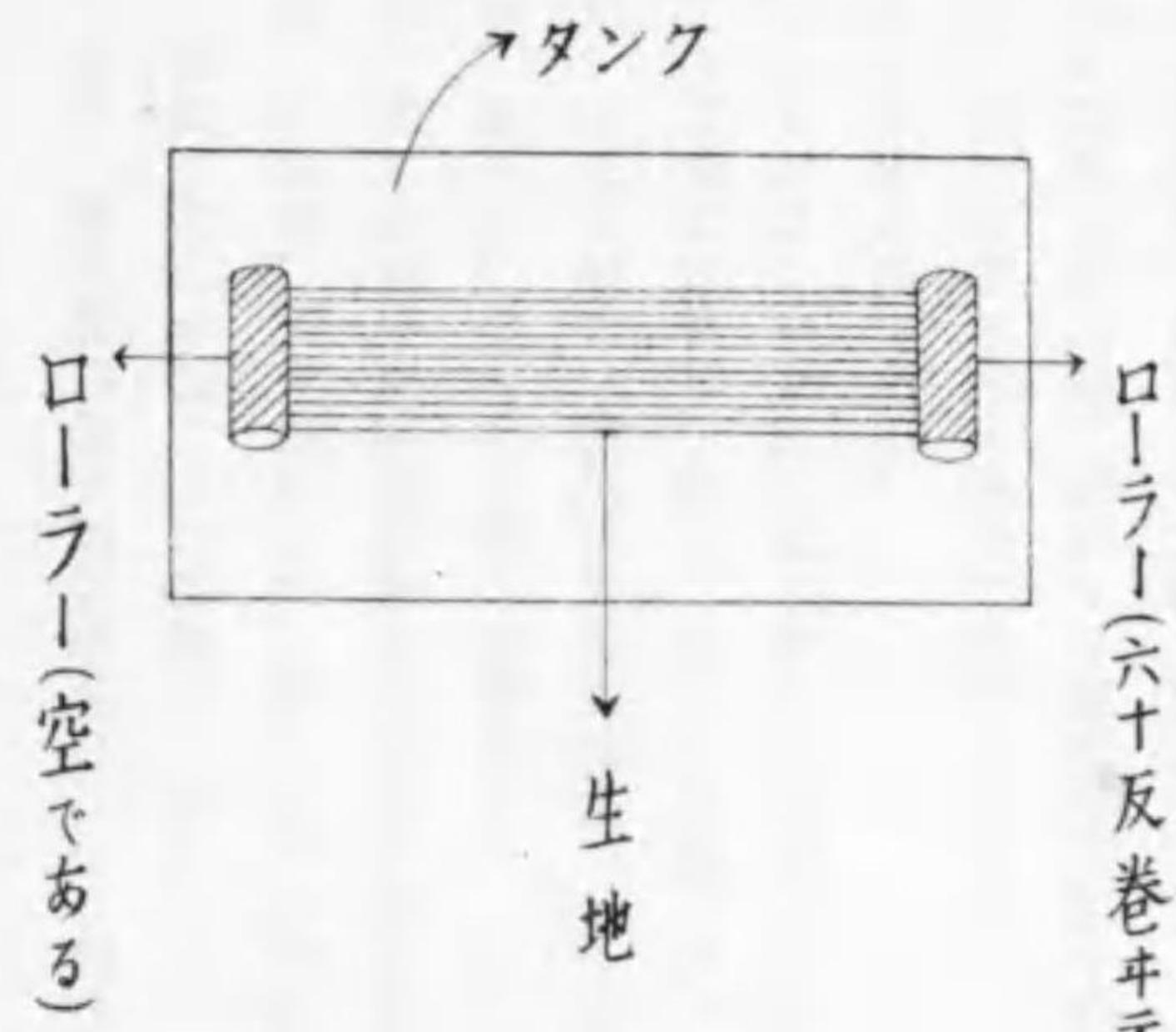
7、染工場に於て

A反検——B六十ヤール宛ミシン掛をする（生地は普通六十ヤール）——C精練する——D染色——E乾燥——F一定の巾出し——G碼掛する——H商工省輸出織物検査所の検査を受ける——I整反（板巻）——J箱入れ——K合同運送

染色方法

ヘ——L目的の輸出商大阪のA商店へ
染色方法は結局寫眞のフィルムを原像用のタンクの中に入れて原像するのと同じ理由で即ち大きいローラーが染色水の入つて居るタンク中に二本有り一方のローラーは空であり、一方のローラーには生地が六十ヤード巻いてある。上記二本のローラーが互に反復運動を行ひ其の間に生地をタンク中にくづらすのである。タンクの中の色は始めは淡く段々と濃くして行き最後に指定書の見本と合致させるのである。

染色方法の圖解



ローラー(六十反巻キテアル)

上記作業を繰越し行ふ、依つて始めて染物
が出来る。

五、發送

無地染は大日本人絹染色聯合の規定に依り合同運送へ運搬する。捺染は各々の工場隨意であるが當會社に於ては便宜上合同運送へ運送を一任してある。右記の場合の國檢（商工省輸出絹織物検査所）の外裝検査は後述する外國承認の場合のみ必要である。

六、出荷に對する稅務

人絹織物は課稅品なるも輸出品に對しては免稅せらるゝが故に免稅承認なるものを必要とし、稅務署に於て指定されて居るから當會社と稅務署との間には稅務署承認關係が必要である。（別紙第五號書式）

承認の種類

A、事前承認

輸出人絹織物の出荷者と荷受主とは常得意の關係にあり始終兩者間に取引關係ある場合には兩者とも前以て所屬稅務署に未納稅品の取引をなすことに對し承認を得て置くことを事前承諾と云ふ。この場合に於ては發送者及荷受主とも月末にその一ヶ月分の受渡高を所屬稅務署へ報告すればよいのである。當社にては次掲發送明細書を送荷の都度荷受主へ付す。

B、都度承認

出荷者と荷受主とが稀にしか取引を行はず從つて事前承認を得て居らない時には人絹織物を甲から乙へと云ふやうに移轉する度毎に稅務署に届け出でるべきものを都度承認と云ふ。この承認を得次第發送し得るのである。別掲未納稅織物引取承認申請書は之の場合用ふるものである。而して同承認書を荷受主へ送付すると荷受主は自己の地の稅務署にて着付す。

荷證明の印を受けて出荷者へ返送する。出荷者はそれを自己所屬稅務署に提出する。そこで初めて移出の證明となるのである。尙この都度承認の場合に於ては稅務署は申請書と發送織物の現品との間に不一致な点なきかを検査することになつてゐる。

C、外國承認

Aの事前承認、Bの内地承認以外の商店の手數即ち稅關に於ける手數の幾分を省略する爲めに外國承認をなす場合有り。之れは輸出港の如何を問はず織物輸出免稅承認書申請書（別紙様式第六號第七號）を稅務署に提出する。稅務署に於ては稅務官出張して書面と現物と一致するや否やを検査し、認定されて始めて封緘用紙を稅務署の検査員から下附を受け木箱に貼付して割印を押捺してその後始めて發送し得る、右記の承認を受けない場合には、例へ輸出品なりとも内地消費稅を課せられ、その外に罰金を課せられる。

内地消費品には課稅せられ其稅關關係はむづかしい手續を要するが爲め當會社に於ては其の承認の方のみを掌る事務員を使用して居る。

七、荷造

生地から捺染したる品物は大阪、神戸、横濱に送られるが神戸は其の中最多多い。

右に依りて送られる加工品中大体に於て巾二十四吋から四十五吋位迄。長さ九碼二分ノ一、十五、二十五、三十、四十五、五十碼を普通とする。發送の場合に於て色の組合せと稱する。（即ち箱に加工品を詰込む場合に赤、青、黃と言ふ風に各々の色を少しづゝ組合せて入れる事で有る）ものを行ひ、又指定包裝と稱する整反されたる織物加工品は紙函に入れるか、セロハン紙、タトウー紙、文庫紙包等をするが大体に於て木箱詰として出荷する。一箱の木箱の中には三十反宛入れる。木箱には亞鉛張り（航海中湿氣を防ぐ爲め）油紙入れ等があるが普通に於ては亞鉛張りの箱多し。又時としては注

事前承認物發送證明書												
昭和年月日 C.C. 染色株式會社 No. 1												
姓 名	個 数	4 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40 41 42 43 44 45 46 47 48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 64 65 66 67 68 69 70 71 72 73 74 75 76 77 78 79 80 81 82 83 84 85 86 87 88 89 90 91 92 93 94 95 96 97 98 99 100	箱 番 號	品 名	巾 長	數 量	量 目	單 價	價 格	承認部號	No.	No.
三井紡織	10 個	ノルマ ボーリ ン	No. //0	27.26	26x30	No. 350	47.300	47.300	No. /	No.	No.	
	反 側		No.									
	反 側		No.									
	反 側		No.									
	反 側		No.									
	反 側		No.									
	反 側		No.									
	反 側		No.									
	反 側		No.									
	反 側		No.									
	反 側		No.									
	反 側		No.									
	反 側		No.									
	反 側		No.									
	反 側		No.									
	反 側		No.									
	反 側		No.									
	反 側		No.									
	反 側		No.									
	反 側		No.									
	反 側		No.									
	反 側		No.									

143

(一) 未納税織物引取承認申請書

署長
課長

記號番號	未納税織物引取承認申請書		
記號番號	未納税織物引取承認申請書		
記號番號		個	
包裝個數	/0		
種類	糸肩	織物	
品名	2人毛地		
數量	色 0.00 反	白	
重量	5.00 反	實 欠	
幅長	1.50 (100尺=付)	幅 碼物 碼物	
單價	圓 錢 (100尺=付)	圓 錢 (100尺=付)	圓 錢 (100尺=付)

承認第 號

指定期間

件

三

四

一、織物を移出先到着後タルトキハ移出先業者ヲ
二、指定期間内ニ移出先所明書タリ若ノ者ノ明書ヲ提呈申シ能ハサシタルトキハ移出先業者ヲ
三、前項の規定ナシテ加工ヲ施シタルモノ又其ノ加工費ヲ

143

(一) 未納税織物引取承認申請書

署長
課長